

令和5年度 第2回山梨地方最低賃金審議会

と き：令和5年8月2日
と ころ：KKR甲府ニュー芙蓉

次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 今後の審議日程について
- (2) 令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について（伝達）
- (3) 賃金実態調査結果等について
- (4) 労使からの意見聴取結果について
- (5) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について（諮問）
- (6) その他

3 閉 会

第2回山梨地方最低賃金審議会 配席表

日時: 令和5年8月2日(水)

午前10時~

場所: ニュー芙蓉 アメジストの間

石垣委員
岡松委員
反田委員
今井委員
門野委員

公益委員

岡本委員
小林委員
櫻井委員
白倉委員
田草川委員

労側委員

長谷川委員
早川委員
丸茂委員
山岸委員
依田委員

使側委員

事務局

室長補佐
労働基準部長
労働局長
賃金室長

出入口

令和5年度 地域別最低賃金審議日程表

発効想定日：10/1

月	日	曜	審議会内容	対象	場所
7	5	水	第1回本審（地賃改正諮問） 午前10：00～	全員	ニュー芙蓉
	21	金	第1回専門部会 午後2：00～	部会委員	山梨労働局
8	2	水	第2回本審（目安伝達・特賃必要性諮問） 午前10：00～	全員	ニュー芙蓉
			第2回専門部会(基本的見解) 午前11：00(本審終了後)～	部会委員	ニュー芙蓉
	3	木	第3回専門部会(金額審議) 午後2：00～	部会委員	山梨労働局
	4	金	第4回専門部会(金額審議、結審予定) 午後2：00～	部会委員	山梨労働局
	7	月	第5回専門部会(予備日) 午後1：30～	部会委員	ニュー芙蓉
			第3回本審（地賃改正答申） 午後3：30～	全員	ニュー芙蓉
	22	火	特定最賃検討委員会 午後2：00～	検討委員会委員	山梨労働局
23	水	第4回本審（異議審） 午前10：00～	全員	ニュー芙蓉	

※1 目安答申の動向によっては、再度、本審及び専門部会の日程調整を行い、日程を変更する可能性がある。

※2 金額審議の状況によっては、再度、本審及び専門部会の日程調整を行い、日程を変更する可能性がある。

山梨地方最低賃金審議会
審 議 資 料

(第2回本審議会)

令和5年8月2日

令和5年度 第2回審議会 (R5.8.2)

配付資料目次

1	令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申) (中央最低賃金審議会)	1
2	令和5年賃金改定状況調査結果(厚生労働省)	27
3	賃金分布に関する資料(令和4年賃金構造基本統計調査特別集計)(抄) (厚生労働省)	39
4	地域別最低賃金額、未満率及び影響率(厚生労働省)	67
5	山梨県最低賃金推移一覧(山梨労働局)	71
6	山梨県最低賃金の未満率・影響率(山梨労働局)	72
7	令和5年最低賃金実態調査結果(基礎調査)(山梨労働局)	73
8	未満率の算定及び影響率の試算について	81
9	最低賃金と生活保護との比較について(厚生労働省)	83
10	生活保護と最低賃金(厚生労働省)	85
11	最低賃金と生活保護との比較について(山梨労働局)	89
12	労使からの意見聴取結果について	95
13	特定最低賃金の改正の決定に係る申出書	109
14	地域別最低賃金と特定最低賃金の相違等	117
15	令和5年度 最低賃金改正等の推進について	125
16	山梨県労働組合総連合要請書(2023年7月21日)	129
[参考資料]		
1	最低賃金審議関係の統計調査について	131

令和5年7月28日

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

中央最低賃金審議会
会長 藤村 博之

令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和5年6月30日に諮問のあった令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和5年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し要望する。
- 5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充に加え、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望する。
- 6 中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一

層の強化に取り組むことが必要である。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要である。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底を要望する。

- 7 価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」(令和3年12月)・「改正振興基準」(令和4年7月)に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

令和 5 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和 5 年 7 月 28 日

- 1 令和 5 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和 5 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	41 円
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡	40 円
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	39 円

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、令和 5 年全員協議会報告の 1 (2) で「最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2023」に配意し、最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素を考慮した審議を行ってきた。

ア 賃金

まず、賃金に関する指標を見ると、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、連合の第 7 回（最終）集計結果で、全体で 3.58%、中小でも 3.23%となっており、30 年ぶりの高い水準となっている。さらに、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（時給）の加重平均の引上げ率の概算は 5.01%となっている。経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、大手企業で 3.91%、中小企業では 2.94%となっている。賃金改定状況調査結果については、第 4 表①②における賃

金上昇率（ランク計）は2.1%であり、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成14年以降最大値であった昨年度の結果（1.5%）を上回っている。また、平成14年以降、第4表①②における賃金上昇率（男女計及び一般・パート計）は、今年度初めて全てのランクで2%以上の結果であった。さらに、継続労働者に限定した第4表③における賃金上昇率（ランク計）は2.5%となっており、これも昨年の結果（2.1%）を上回った。この第4表は、目安審議における重要な参考資料であり、同表における賃金上昇率を十分に考慮する必要がある。

イ 通常の事業の賃金支払能力

通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってきた。関連する指標を見ると、法人企業統計における企業利益（売上高経常利益率）については、令和3年は6.3%であるところ、令和4年は6.6%と安定している。また、業況判断DIを見ても、日銀短観では、令和4年6月は+2であったものの、令和5年6月は+8と上昇し、また、中小企業景況調査では、令和4年4～6月の▲19.4から今年4～6月には▲10.5となっているように、昨年からさらに改善が見られる。

なお、昨年はコロナ禍の影響が引き続き見られた「宿泊業、飲食サービス業」においても、令和4年の売上高経常利益率は0.0%と3年ぶりにマイナスから脱し、今年1～3月期は+1.1%と改善しており、加えて日銀短観による業況判断DIは、令和元年9月から令和4年9月までマイナスだったものの、令和5年6月には+25と大幅に改善している。

しかしながら、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するためにも一層重要性が増している価格転嫁は、いまだ不十分な状況にある。価格転嫁については、中小企業庁が公表した令和5年3月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査によると、前回令和4年9月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査と比べて、コスト上昇分のうち高い割合（10割、9割～7割）を価格転嫁できたとする企業の割合が増加（35.6%→39.3%）し、転嫁状況は一部では好転する一方、「全く転嫁できない」又は「減額された」とする企業の割合も増加（20.2%→23.5%）しており、二極化が進行している。また、コスト要素別にみると、原材料費は転嫁率が約48%である一方、エネルギーコストや労務費コストはこれに比べて約11～13%ポイント低い水準であることを踏まえると、賃上げ原資を確保することが難しい企業も多く存在する。

さらに、国内企業物価指数は、今年6月（速報値）は対前年同月比4.1%と昨年より低下しているが、まだ消費者物価指数を上回っている状況である。

なお、賃金改定状況調査の第4表における賃金上昇率は、企業において賃金支

払能力等も勘案して賃金決定がなされた結果であると解釈できるところ、春季賃上げ妥結状況の結果と一定程度差が生じている要因は、それぞれの調査対象企業の規模等が異なるためであると考えられ、また、法人企業統計調査における従業員一人当たり付加価値額をみると、一般に資本金規模が小さい企業ほど労働生産性は低いことから、企業規模により、賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要がある。

ウ 労働者の生計費

労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価指数を見ると、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年同期比は4.3%と、全国加重平均の最低賃金の引上げ率(3.3%)を上回る水準となった。直近の月次を見ると、対前年同月比で、今年4月に4.1%、5月に3.8%、6月に3.9%となっており、昨年10月から今年1月にかけて「持家の帰属家賃を除く総合」が4%を超え、5%以上にも達する高い伸びとなった時期と比べると対前年同月比の上昇幅は縮小傾向であるが、引き続き高い水準である。また、消費者物価指数の「総合」、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の影響で一定程度押し下げられている(「総合」では、6月は1%ポイント押し下げられていると試算されている)。なお、6月の使用分から電気の規制料金の値上げが行われている上に、当該事業の適用は、9月使用分までとされており、10月使用分以降の扱いについては現時点では決まっていない。加えて、価格転嫁が進んだ場合には、さらに消費者物価の上昇もありうる。消費者物価の上昇が続く中では、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活は苦しくなっていると考えられる。

エ 各ランクの引上げ額の目安

最低賃金について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」等において、「今年は全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論を行う」こととされていることも踏まえ、公労使で真摯に検討を重ねてきた。さらに、特に中小企業で人手不足感が強まり続けており、労働需給逼迫の観点から、人手確保のために賃金上昇圧力が高まって、業績に関係なく賃金を引き上げた場合が一定程度あることを考慮すべきという意見も踏まえて議論を行った。

この結果、ア～ウで触れたように、①賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果は30年ぶりの高い水準となっていることに加え、今年度の賃金改定状況調査結果第4表①②における賃金上昇率は、平成14年以降最大であり、男女計及び一般・パート計において全てのランクで初めて2%以上とな

った。

②通常の事業の賃金支払能力については、企業の利益や業況において、昨年から改善傾向は見られる。しかし、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するために重要な価格転嫁の状況としては、コスト上昇分を7割以上転嫁できた企業の割合が増加した一方、全く転嫁できない又は減額されたとする企業の割合も増加しており、二極化が進行していることや、コスト要素別で見ると、特にエネルギーコストや労務費コストの価格転嫁が十分でないことから賃上げ原資を確保することが難しい企業も多く存在する。また、第4表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性がある。そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。

③しかしながら、労働者の生計費については、足元の消費者物価指数は、時限的なエネルギー価格の負担軽減策により上昇率が押し下げられているにもかかわらず、対前年同月比4%前後と引き続き高い水準であること、さらには消費者に対する価格転嫁が進みつつあることも踏まえ、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要である。さらに、昨年以来、継続的に消費者物価の高騰が見られる状況であることから、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引上げ率(3.3%)を上回る高い伸び率であったことも踏まえることが、今年度は適当と考えられる。

これらを総合的に勘案し、また、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業にも波及させることや、最低賃金法第1条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の目安(以下「目安額」という。)を検討するに当たっては4.3%を基準として検討することが適当であると考えられる。

各ランクの目安額については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」等において、「最低賃金の地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要である。

その上で、賃金改定状況調査結果第4表①②における賃金上昇率はAランクが、第4表③における賃金上昇率はCランクが最も高くなっている。一方、今年1～

6月の消費者物価の上昇率は、Aランクがやや高めに推移している。雇用情勢としては、B・Cランクで相対的に良い状況であること等も考慮すれば、各ランクで大きな状況の差異があるとは言いがたい。しかしながら、地域別最低賃金額が相対的に低い地域における負担増にも一定の配慮が必要であることから、Aランク、Bランク、Cランクの目安額の差は1円とすることが適当であると考えられる。この結果、仮に目安どおりに各都道府県で上げが行われた場合は、最高額に対する最低額の比率は79.6%から80.1%となり、地域間格差は比率の面で縮小することとなる。

オ 政府に対する要望

目安額の検討に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素を総合的に勘案することを原則としながら、今年度は、消費者物価の上昇が続いていることや、昨年10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の上げ率(3.3%)を上回る高い伸び率であったこともあり、結果として、この3要素のうち、特に労働者の生計費を重視した目安額とした。このため、今年度の目安額は、原材料価格やエネルギー価格等が上昇する中、特にエネルギーコストや労務費コストの価格転嫁が十分でないといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、特に中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充を強く要望する。また、最低賃金の地域間格差を是正しつつ、引き上げていくためには、最低賃金が相対的に低い地域において、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備が必要である。このため、業務改善助成金について、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望する。

加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金

等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要である。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要である。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底を要望する。

さらに、価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）・「改正振興基準」（令和4年7月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。

カ 地方最低賃金審議会への期待等

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。こうした前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。その際、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、これまで取り組んできた地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配意いただきたいと考える。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

なお、公益委員見解を取りまとめるに当たって参照した主なデータは別添のとおりである。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

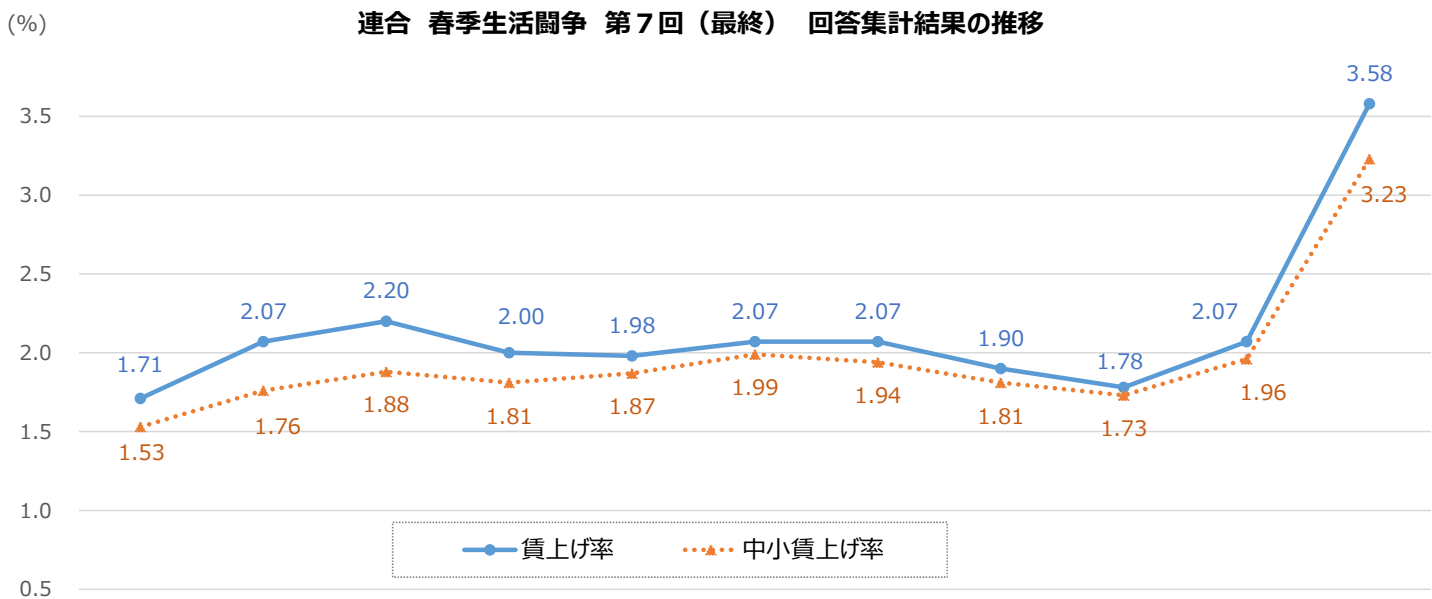
なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適切と考える。

(3) 最低賃金引上げの影響については、令和5年全員協議会報告の3(1)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。

参考資料

連合 春季賃上げ妥結状況

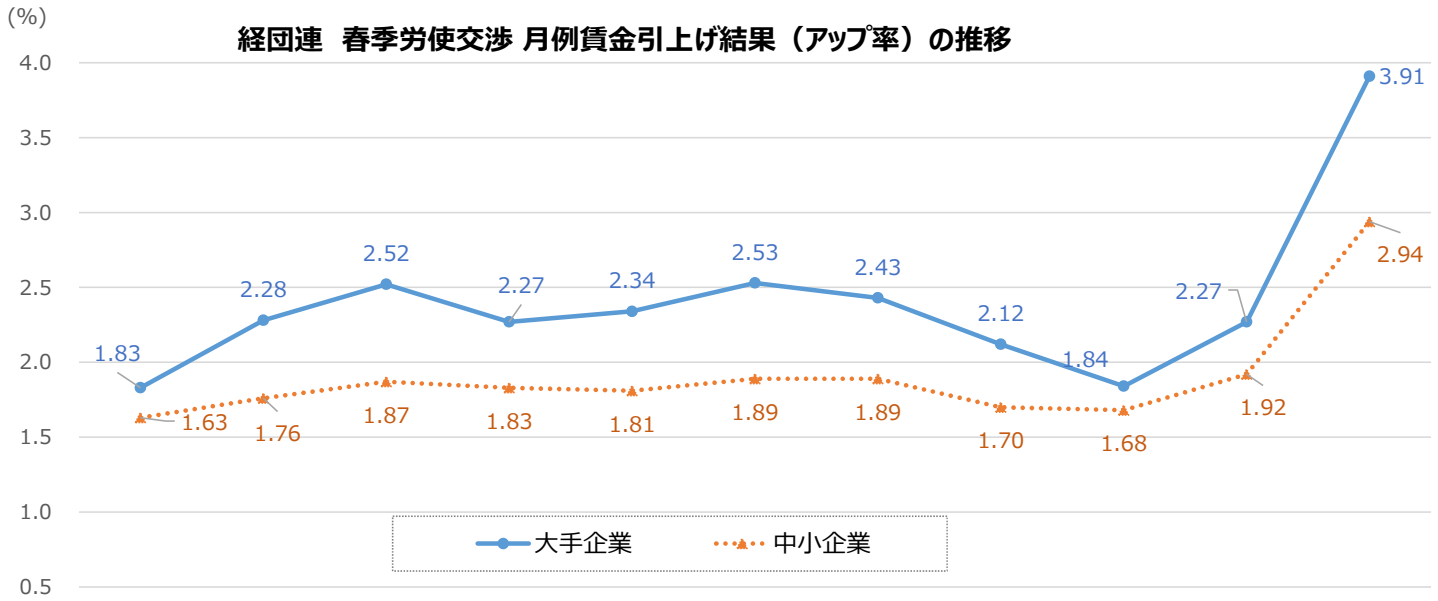
○ 2023年の連合の春闘第7回(最終)回答集計結果(2023年7月5日公表)では、全体の賃上げ率は3.58%(中小賃上げ率は3.23%)となっており、比較可能な2013年以降で最も高い。



	2013.7.3	2014.7.3	2015.7.2	2016.7.5	2017.7.5	2018.7.6	2019.7.5	2020.7.6	2021.7.5	2022.7.5	2023.7.5
賃上げ率	1.71	2.07	2.20	2.00	1.98	2.07	2.07	1.90	1.78	2.07	3.58
中小賃上げ率	1.53	1.76	1.88	1.81	1.87	1.99	1.94	1.81	1.73	1.96	3.23

経団連 春季賃上げ妥結状況

○ 2023年の経団連 春季労使交渉 月例賃金引上げ結果では、アップ率は大手企業3.91%（第1回集計）、中小企業2.94%（第1回集計）となっている。



	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
大手企業	1.83	2.28	2.52	2.27	2.34	2.53	2.43	2.12	1.84	2.27	3.91
中小企業	1.63	1.76	1.87	1.83	1.81	1.89	1.89	1.70	1.68	1.92	2.94

（資料出所）経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2023年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」「2023年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」をもとに、厚生労働省労働基準局において作成。
 （注）2022年までは最終集計結果、2023年は第1回集計結果

賃金改定状況調査結果第4表①

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

性 ランク	産業計		製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）						
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率						
	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年 6月					
女 計	A	1,548	1,583	2.3	1.4	1,564	1,591	1.7	1.7	1,584	1,621	2.3	1.0	1,813	1,860	2.6	1.8	1,230	1,265	2.8	1.7	1,374	1,389	1.1	1.3	1,535	1,563	1.8	1.9	1,740	1,795	3.2	1.3
	B	1,329	1,355	2.0	1.4	1,344	1,375	2.3	1.6	1,359	1,380	1.5	1.3	1,588	1,621	2.1	1.1	1,087	1,113	2.4	0.9	1,185	1,212	2.3	0.8	1,360	1,386	1.9	2.1	1,418	1,436	1.3	1.2
	C	1,199	1,224	2.1	2.0	1,202	1,229	2.2	1.3	1,197	1,223	2.2	1.9	1,489	1,503	0.9	0.9	1,026	1,049	2.2	2.9	1,041	1,076	3.4	-0.7	1,241	1,263	1.8	3.1	1,277	1,297	1.6	1.9
	計	1,399	1,429	2.1	1.5	1,413	1,442	2.1	1.6	1,424	1,451	1.9	1.2	1,689	1,727	2.2	1.5	1,134	1,163	2.6	1.5	1,245	1,268	1.8	0.8	1,412	1,439	1.9	2.2	1,525	1,558	2.2	1.3
男 計	A	1,769	1,805	2.0	1.3	1,735	1,762	1.6	1.3	1,823	1,868	2.5	0.8	2,071	2,135	3.1	1.5	1,361	1,381	1.5	1.0	1,572	1,601	1.8	2.8	1,738	1,761	1.3	1.5	1,921	1,952	1.6	1.6
	B	1,536	1,561	1.6	0.7	1,536	1,572	2.3	1.0	1,562	1,584	1.4	0.7	1,895	1,924	1.5	0.6	1,254	1,266	1.0	0.6	1,308	1,336	2.1	-0.3	1,533	1,552	1.2	1.3	1,562	1,575	0.8	0.2
	C	1,348	1,370	1.6	1.6	1,350	1,376	1.9	0.9	1,358	1,385	2.0	1.3	1,665	1,670	0.3	1.6	1,140	1,166	2.3	5.1	1,105	1,141	3.3	0.4	1,378	1,380	0.1	1.2	1,349	1,366	1.3	2.5
	計	1,608	1,637	1.8	1.0	1,598	1,629	1.9	1.2	1,638	1,670	2.0	0.8	1,954	1,997	2.2	1.2	1,287	1,304	1.3	1.3	1,402	1,431	2.1	1.1	1,600	1,618	1.1	1.4	1,655	1,675	1.2	1.1
女 計	A	1,387	1,423	2.6	1.8	1,248	1,277	2.3	3.1	1,357	1,387	2.2	1.3	1,587	1,627	2.5	2.2	1,166	1,208	3.6	2.0	1,256	1,264	0.6	0.6	1,503	1,532	1.9	2.0	1,558	1,639	5.2	1.1
	B	1,190	1,215	2.1	2.0	1,053	1,078	2.4	2.9	1,189	1,209	1.7	1.8	1,341	1,378	2.8	1.6	1,031	1,060	2.8	0.9	1,126	1,156	2.7	1.2	1,338	1,364	1.9	2.4	1,187	1,215	2.4	2.7
	C	1,102	1,127	2.3	2.3	992	1,021	2.9	2.5	1,054	1,079	2.4	2.7	1,267	1,290	1.8	0.1	983	1,005	2.2	2.0	1,010	1,044	3.4	-3.4	1,221	1,246	2.0	3.4	1,158	1,183	2.2	1.4
	計	1,255	1,284	2.3	2.0	1,114	1,141	2.4	2.8	1,233	1,257	1.9	1.8	1,456	1,494	2.6	1.8	1,073	1,106	3.1	1.5	1,162	1,184	1.9	0.5	1,386	1,413	1.9	2.3	1,352	1,403	3.8	1.8

（注）斜字となっている令和4年のBランク及びCランクの賃金上昇率は、令和4年調査の調査票情報を用いて、新ランクに合わせて組替集計したものの。

賃金改定状況調査結果第4表②

第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

(円、%)

就業形態 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率						
	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 4年	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 4年	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 4年	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 4年	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 4年	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 4年	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 4年	R 4年6月	R 5年6月			
一般パート計	A	1,548	1,583	2.3	1.4	1,564	1,591	1.7	1.7	1,584	1,621	2.3	1.0	1,813	1,860	2.6	1.8	1,230	1,265	2.8	1.7	1,374	1,389	1.1	1.3	1,535	1,563	1.8	1.9	1,740	1,795	3.2	1.3
	B	1,329	1,355	2.0	1.4	1,344	1,375	2.3	1.6	1,359	1,380	1.5	1.3	1,588	1,621	2.1	1.1	1,087	1,113	2.4	0.9	1,185	1,212	2.3	0.8	1,360	1,386	1.9	2.1	1,418	1,436	1.3	1.2
	C	1,199	1,224	2.1	2.0	1,202	1,229	2.2	1.3	1,197	1,223	2.2	1.9	1,489	1,503	0.9	0.9	1,026	1,049	2.2	2.9	1,041	1,076	3.4	-0.7	1,241	1,263	1.8	3.1	1,277	1,297	1.6	1.9
	計	1,399	1,429	2.1	1.5	1,413	1,442	2.1	1.6	1,424	1,451	1.9	1.2	1,689	1,727	2.2	1.5	1,134	1,163	2.6	1.5	1,245	1,268	1.8	0.8	1,412	1,439	1.9	2.2	1,525	1,558	2.2	1.3
一般	A	1,756	1,794	2.2	1.3	1,700	1,726	1.5	1.5	1,825	1,860	1.9	0.7	1,905	1,953	2.5	1.8	1,550	1,568	1.2	1.4	1,552	1,580	1.8	1.4	1,669	1,705	2.2	1.8	1,854	1,917	3.4	1.0
	B	1,494	1,524	2.0	1.4	1,464	1,500	2.5	1.5	1,557	1,585	1.8	1.1	1,693	1,724	1.8	1.3	1,261	1,295	2.7	0.2	1,314	1,347	2.5	1.2	1,470	1,494	1.6	2.4	1,523	1,542	1.2	0.6
	C	1,312	1,337	1.9	2.3	1,273	1,300	2.1	1.4	1,343	1,370	2.0	2.0	1,533	1,551	1.2	0.9	1,186	1,204	1.5	5.9	1,087	1,118	2.9	0.3	1,292	1,314	1.7	3.2	1,379	1,396	1.2	2.0
	計	1,572	1,604	2.0	1.5	1,535	1,567	2.1	1.5	1,634	1,665	1.9	1.1	1,781	1,818	2.1	1.6	1,344	1,374	2.2	1.4	1,380	1,410	2.2	1.1	1,507	1,534	1.8	2.3	1,632	1,670	2.3	1.0
パート	A	1,246	1,278	2.6	1.8	1,120	1,150	2.7	2.3	1,193	1,231	3.2	1.4	1,395	1,439	3.2	2.1	1,135	1,175	3.5	2.0	1,144	1,142	-0.2	1.2	1,413	1,435	1.6	2.2	1,430	1,463	2.3	2.2
	B	1,086	1,105	1.7	1.5	1,025	1,042	1.7	1.8	1,074	1,084	0.9	1.7	1,177	1,216	3.3	0.2	1,013	1,036	2.3	1.0	1,046	1,068	2.1	0.2	1,213	1,242	2.4	1.3	1,133	1,147	1.2	3.6
	C	1,003	1,028	2.5	1.4	941	963	2.3	0.8	977	1,003	2.7	1.6	1,178	1,165	-1.1	1.2	961	985	2.5	0.8	955	997	4.4	-3.9	1,138	1,160	1.9	2.9	965	997	3.3	1.9
	計	1,141	1,165	2.1	1.5	1,051	1,073	2.1	2.1	1,104	1,127	2.1	1.5	1,283	1,321	3.0	0.6	1,056	1,085	2.7	1.5	1,076	1,091	1.4	0.3	1,298	1,323	1.9	1.6	1,230	1,249	1.5	2.7

(注) 斜字となっている令和4年のBランク及びCランクの賃金上昇率は、令和4年調査の調査票情報を用いて、新ランクに合わせて組替集計したものです。

4

賃金改定状況調査結果第4表③

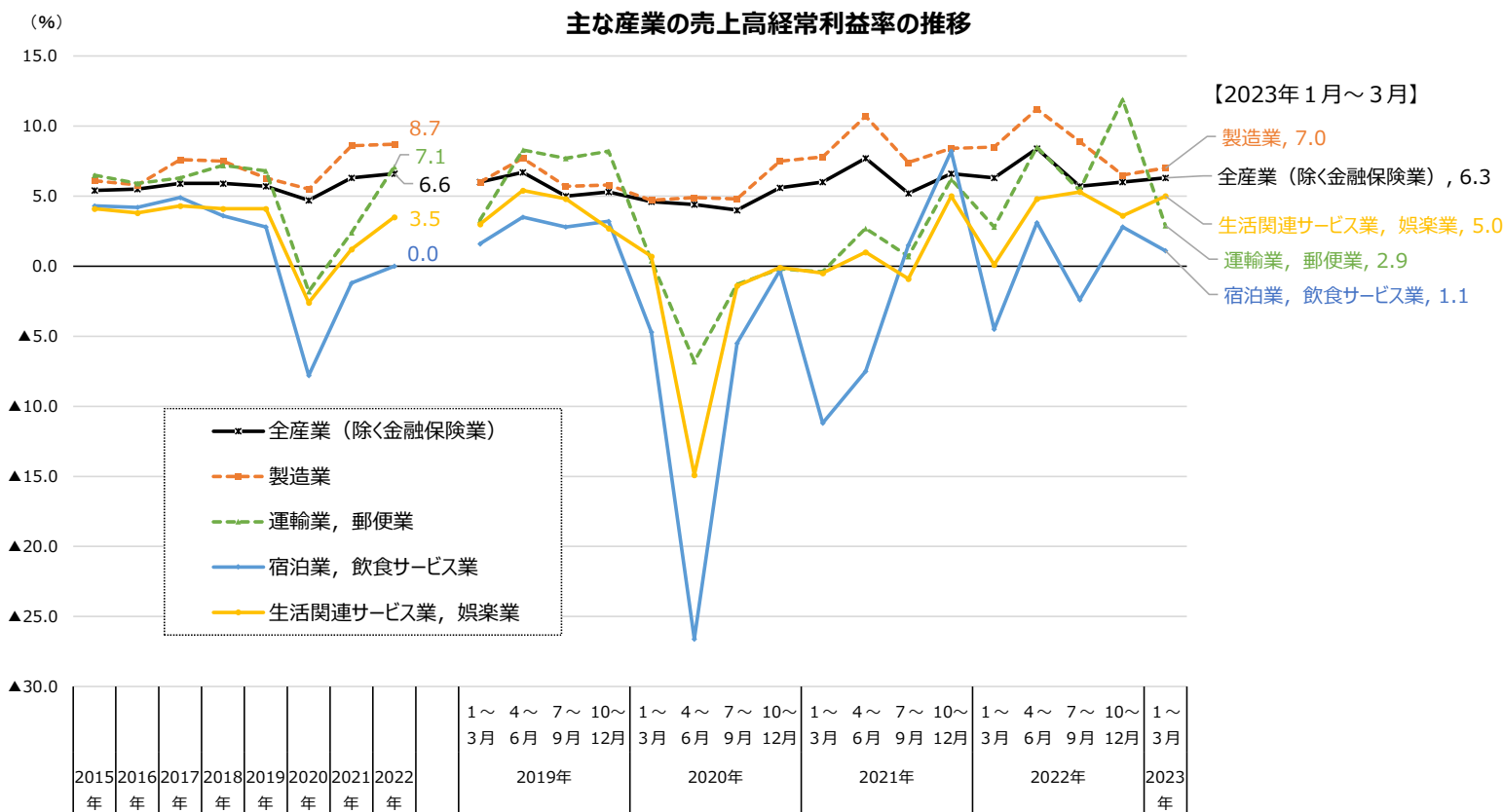
第4表③ 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和4年6月と令和5年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

(円、%)

性 就業形態 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率						
	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 4年	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 4年	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 4年	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 4年	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 4年	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 4年	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 4年	R 4年6月	R 5年6月			
計	A	1,560	1,597	2.4	2.0	1,572	1,609	2.4	2.2	1,609	1,641	2.0	2.1	1,824	1,880	3.1	2.2	1,231	1,278	3.8	2.1	1,376	1,398	1.6	1.9	1,542	1,577	2.3	2.2	1,750	1,789	2.2	0.6
	B	1,341	1,373	2.4	2.0	1,360	1,396	2.6	2.1	1,377	1,402	1.8	1.9	1,589	1,638	3.1	2.1	1,096	1,129	3.0	1.2	1,192	1,231	3.3	2.0	1,372	1,404	2.3	2.5	1,410	1,446	2.6	1.9
	C	1,207	1,240	2.7	2.6	1,208	1,244	3.0	2.3	1,207	1,238	2.6	1.7	1,502	1,537	2.3	2.5	1,033	1,065	3.1	3.5	1,048	1,081	3.1	0.2	1,247	1,279	2.6	3.9	1,285	1,318	2.6	3.0
	計	1,410	1,445	2.5	2.1	1,425	1,461	2.5	2.1	1,443	1,472	2.0	2.0	1,696	1,747	3.0	2.2	1,139	1,178	3.4	1.8	1,249	1,281	2.6	1.7	1,422	1,455	2.3	2.5	1,526	1,563	2.4	1.5
男	A	1,788	1,827	2.2	1.8	1,744	1,782	2.2	2.1	1,855	1,886	1.7	1.8	2,082	2,140	2.8	2.4	1,390	1,430	2.9	1.8	1,596	1,629	2.1	2.9	1,744	1,790	2.6	1.3	1,919	1,961	2.2	0.7
	B	1,552	1,588	2.3	1.5	1,558	1,598	2.6	1.8	1,588	1,617	1.8	1.5	1,890	1,948	3.1	2.0	1,275	1,301	2.0	0.5	1,332	1,381	3.7	1.1	1,540	1,575	2.3	1.9	1,551	1,588	2.4	1.7
	C	1,360	1,394	2.5	2.3	1,359	1,398	2.9	2.0	1,370	1,405	2.6	1.8	1,676	1,709	2.0	2.0	1,168	1,197	2.5	5.8	1,117	1,156	3.5	0.9	1,390	1,411	1.5	0.9	1,357	1,389	2.4	3.3
	計	1,624	1,661	2.3	1.7	1,613	1,652	2.4	1.9	1,665	1,696	1.9	1.6	1,958	2,013	2.8	2.2	1,312	1,344	2.4	1.6	1,423	1,464	2.9	1.9	1,606	1,644	2.4	1.6	1,650	1,688	2.3	1.4
女	A	1,393	1,430	2.7	2.2	1,254	1,289	2.8	2.2	1,369	1,402	2.4	2.6	1,596	1,651	3.4	2.0	1,155	1,207	4.5	2.3	1,252	1,267	1.2	1.3	1,511	1,544	2.2	2.3	1,577	1,614	2.3	0.6
	B	1,197	1,227	2.5	2.4	1,055	1,083	2.7	2.9	1,200	1,222	1.8	2.4	1,343	1,385	3.1	2.2	1,033	1,069	3.5	1.5	1,130	1,164	3.0	2.4	1,350	1,381	2.3	2.7	1,189	1,224	2.9	2.3
	C	1,107	1,138	2.8	2.9	996	1,027	3.1	2.8	1,061	1,089	2.6	1.9	1,280	1,317	2.9	3.2	983	1,017	3.5	2.3	1,014	1,045	3.1	-0.7	1,227	1,260	2.7	4.4	1,164	1,198	2.9	2.7
	計	1,261	1,294	2.6	2.4	1,118	1,149	2.8	2.6	1,243	1,270	2.2	2.4	1,463	1,511	3.3	2.2	1,071	1,112	3.8	1.9	1,163	1,190	2.3	1.7	1,396	1,428	2.3	2.8	1,361	1,397	2.6	1.6
一般	A	1,766	1,808	2.4	1.9	1,711	1,750	2.3	2.2	1,843	1,877	1.8	2.3	1,916	1,975	3.1	2.3	1,547	1,587	2.6	1.6	1,556	1,593	2.4	2.3	1,678	1,724	2.7	1.8	1,858	1,900	2.3	0.5
	B	1,503	1,540	2.5	2.0	1,482	1,522	2.7	2.0	1,568	1,596	1.8	1.7	1,692	1,745	3.1	2.3	1,268	1,307	3.1	0.2	1,314	1,365	3.9	2.4	1,486	1,522	2.4	2.9	1,518	1,553	2.3	1.9
	C	1,319	1,354	2.7	2.8	1,280	1,319	3.0	2.4	1,349	1,384	2.6	2.2	1,543	1,583	2.6	2.5	1,188	1,213	2.1	5.7	1,091	1,124	3.0	0.2	1,299	1,336	2.8	3.9	1,389	1,420	2.2	3.2
	計	1,581	1,619	2.4	2.1	1,549	1,589	2.6	2.1	1,647	1,678	1.9	2.1	1,787	1,841	3.0	2.3	1,350	1,387	2.7	1.5	1,381	1,423	3.0	2.0	1,519	1,558	2.6	2.7	1,632	1,670	2.3	1.4
パート	A	1,251	1,283	2.6	2.0	1,119	1,148	2.6	2.0	1,203	1,231	2.3	1.8	1,394	1,434	2.9	1.7	1,124	1,174	4.4	2.3	1,147	1,151	0.3	1.1	1,421	1,447	1.8	2.5	1,453	1,484	2.1	1.4
	B	1,088	1,114	2.4	2.0	1,024	1,046	2.1	2.6	1,080	1,101	1.9	2.4	1,170	1,204	2.9	1.1	1,017	1,049	3.1	1.7	1,050	1,075	2.4	1.5	1,216	1,242	2.1	1.8	1,117	1,155	3.4	2.1
	C	1,007	1,034	2.7	1.7	944	969	2.6	1.5	983	1,009	2.6	0.6	1,185	1,176	-0.8	2.4	960	996	3.8	1.9	965	1,000	3.6	0.2	1,141	1,161	1.8	3.8	957	994	3.9	2.4
	計	1,145	1,173	2.4	2.1	1,051	1,075	2.3	2.2	1,112	1,136	2.2	1.9	1,280	1,314	2.7	1.4	1,053	1,093</														

主な産業の売上高経常利益率の推移

○ 主な産業の経常利益率の推移をみると、2020年4～6月期に一部の産業で大きく低下しているが、その後は、四半期ごとに変動はあるものの、改善傾向で推移している。



(資料出所) 財務省「法人企業統計」より作成。

(注) 1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。

2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

(参考) 売上高経常利益率の推移(詳細)

(単位: %)	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年				2020年				2021年				2022年				2023年				
							1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月				
全産業（除く金融保険業）	4.6	5.0	5.4	5.5	5.9	5.9	5.7	6.0	6.7	5.0	5.3	4.7	4.6	4.4	4.0	5.6	6.3	6.0	7.7	5.2	6.6	6.6	6.3	8.4	5.7	6.0	6.3
製造業	5.7	6.1	6.1	5.8	7.6	7.5	6.3	6.0	7.7	5.7	5.8	5.5	4.7	4.9	4.8	7.5	8.6	7.8	10.7	7.4	8.4	8.7	8.5	11.2	8.9	6.5	7.0
非製造業	4.1	4.5	5.0	5.4	5.2	5.2	5.5	6.0	6.3	4.7	5.1	4.3	4.6	4.1	3.7	4.8	5.4	5.3	6.4	4.2	5.8	5.6	5.4	7.2	4.2	5.8	6.0
農林水産業	5.0	4.0	3.7	5.9	2.7	2.0	3.4	5.3	1.8	▲1.5	6.8	1.2	3.7	▲5.3	0.0	5.3	4.9	6.7	5.9	2.2	4.8	5.9	2.7	7.2	3.2	9.3	7.1
鉱業、採石業、砂利採取業	35.3	35.8	24.1	14.0	21.6	19.9	22.8	20.7	24.5	23.8	22.4	8.8	19.3	13.7	13.2	▲17.3	24.7	20.6	28.2	25.1	24.6	32.6	24.4	24.6	29.0	50.1	23.3
建設業	3.4	4.6	5.7	6.4	6.3	5.9	6.0	8.9	4.7	5.8	3.8	6.1	8.6	4.0	5.2	5.6	6.4	9.8	5.6	4.5	5.2	5.1	7.9	4.4	2.7	4.9	9.6
電気業	▲2.6	0.1	5.4	4.6	3.2	3.3	4.2	2.8	7.3	4.7	1.6	4.2	0.9	7.5	8.3	▲0.1	1.6	▲1.8	10.0	4.4	▲3.5	▲3.7	▲2.5	▲0.3	▲6.0	▲4.8	4.2
ガス・熱供給・水道業	4.1	4.6	9.7	6.5	5.2	3.8	5.9	10.4	10.6	0.0	0.3	5.4	6.8	7.6	4.2	2.4	2.1	4.8	8.5	▲2.3	▲2.7	3.0	8.6	3.4	▲4.9	4.5	11.2
情報通信業	8.3	8.6	8.9	9.2	9.7	10.0	9.7	7.6	12.7	8.9	10.0	9.5	7.6	12.0	9.2	9.4	10.3	8.5	11.0	8.9	12.8	10.4	9.0	16.1	8.0	9.1	9.7
運輸業、郵便業	5.4	5.3	6.5	5.9	6.3	7.2	6.8	3.3	8.3	7.7	8.2	▲1.8	0.4	▲6.8	▲1.3	▲0.2	2.4	▲0.4	2.7	0.7	6.2	7.1	2.8	8.5	5.4	11.9	2.9
卸売業・小売業	2.4	2.4	2.5	2.5	2.7	2.8	2.9	2.5	3.4	2.9	2.7	2.7	2.2	2.4	2.4	3.6	3.2	2.6	3.4	2.9	3.8	3.9	3.3	5.0	3.3	4.0	3.4
不動産業、物品賃貸業	9.8	10.5	12.2	12.2	12.3	12.0	11.6	13.0	13.2	9.8	10.3	10.1	9.0	11.3	9.6	10.9	11.5	10.8	13.8	10.9	10.5	11.6	11.2	12.3	10.5	12.3	10.8
サービス業	6.7	7.8	8.0	9.8	8.2	8.0	9.1	12.4	10.0	4.7	8.7	5.8	6.6	6.8	2.8	6.5	9.1	10.1	12.0	4.6	9.3	8.3	9.0	10.9	6.1	7.3	8.1
宿泊業、飲食サービス業	3.4	3.4	4.3	4.2	4.9	3.6	2.8	1.6	3.5	2.8	3.2	▲7.8	▲4.7	▲26.6	▲5.5	▲0.3	▲1.2	▲11.2	▲7.5	1.5	8.2	0.0	▲4.5	3.1	▲2.4	2.8	1.1
生活関連サービス業、娯楽業	4.1	4.5	4.1	3.8	4.3	4.1	4.1	3.0	5.4	4.8	2.7	▲2.6	0.7	▲14.9	▲1.4	▲0.1	1.2	▲0.5	1.0	▲0.9	5.0	3.5	0.1	4.8	5.3	3.6	5.0
学術研究、専門・技術サービス業	12.5	15.6	16.4	22.4	14.4	16.0	19.9	27.4	22.5	5.1	19.5	15.9	15.8	26.6	6.1	12.9	19.3	23.3	28.4	7.2	15.1	16.5	19.9	20.9	10.0	14.7	14.8
教育、学習支援業	7.2	7.6	5.1	4.7	8.1	7.4	5.6	3.6	1.7	9.1	7.5	4.4	7.9	▲16.9	11.5	8.1	7.9	8.1	6.0	11.0	6.5	5.8	5.8	1.3	10.4	5.4	10.1
医療、福祉業	7.2	5.9	6.1	6.8	5.1	4.3	3.8	4.7	5.3	3.1	2.4	5.0	4.9	2.8	5.1	7.0	4.8	3.5	5.8	4.4	5.2	4.7	3.2	5.2	7.3	3.0	2.0
職業紹介・労働者派遣業	2.9	3.7	4.6	5.1	6.0	5.2	5.3	4.1	5.9	4.4	7.0	5.2	4.6	5.1	2.3	8.7	6.8	5.8	5.3	6.2	9.4	6.6	6.5	6.5	8.0	5.4	4.1
その他のサービス業	5.6	5.5	6.2	7.1	7.0	6.3	6.9	7.7	7.2	5.5	7.2	6.0	6.1	6.3	4.9	6.6	7.2	7.7	8.8	5.4	6.9	6.4	7.7	7.8	5.8	4.7	7.2

(資料出所) 財務省「法人企業統計」より作成。

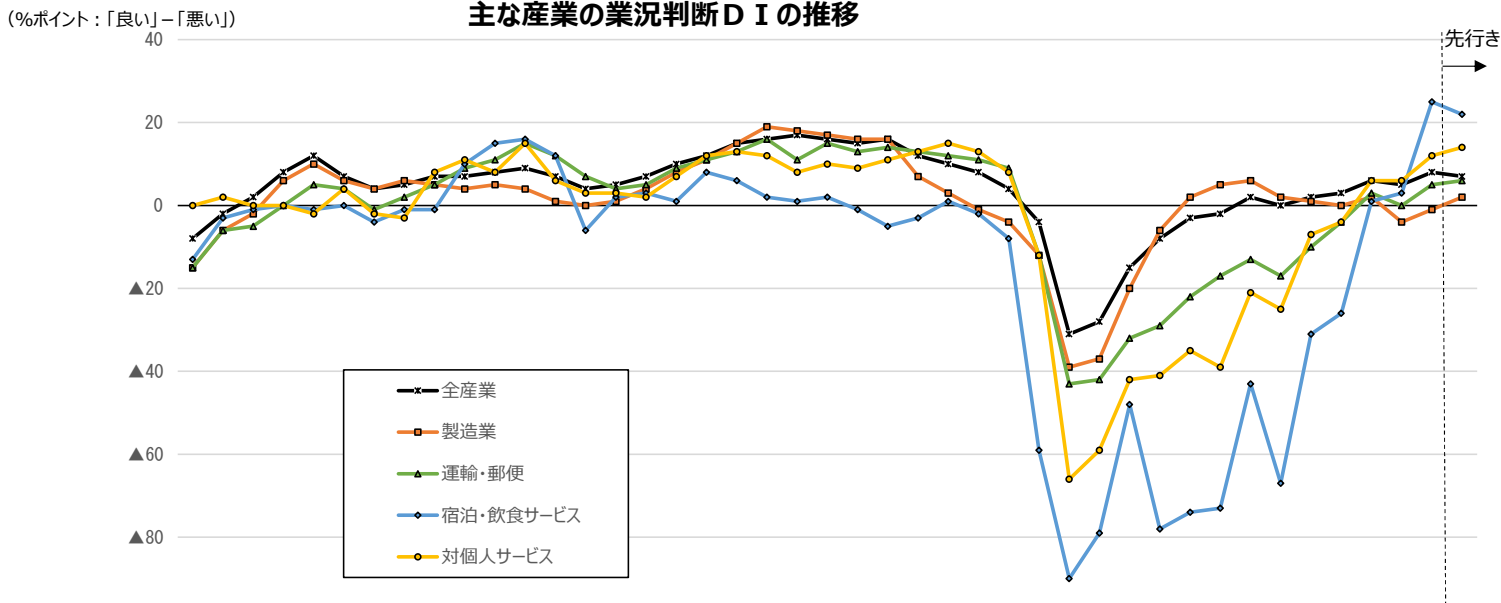
(注) 1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。

2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移

○ 日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移をみると、2020年前半に宿泊業、飲食サービス業などを中心に大きく低下したが、その後は改善傾向にある。

主な産業の業況判断DIの推移



	2013年				2014年				2015年				2016年				2017年				2018年				2019年				2020年				2021年				2022年				2023年		
	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月					
全産業	▲8	▲2	2	8	12	7	4	5	7	7	8	9	7	4	5	7	10	12	15	16	17	16	15	16	12	10	8	4	▲4	▲31	▲28	▲15	▲8	▲3	▲2	2	0	2	3	6	5	8	7
製造業	▲15	▲6	▲2	6	10	6	4	6	5	4	5	4	1	0	1	4	8	11	15	19	18	17	16	16	7	3	▲1	▲4	▲12	▲39	▲37	▲20	▲6	2	5	6	2	1	0	2	▲4	▲1	2
運輸・郵便	▲15	▲6	▲5	0	5	4	▲1	2	5	9	11	15	12	7	4	5	9	11	13	16	11	15	13	14	13	12	11	9	▲12	▲43	▲42	▲32	▲29	▲22	▲17	▲13	▲17	▲10	▲4	3	0	5	6
宿泊・飲食サービス	▲13	▲3	▲1	0	▲1	0	▲4	▲1	▲1	10	15	16	12	▲6	2	3	1	8	6	2	1	2	▲1	▲5	▲3	1	▲2	▲8	▲59	▲90	▲79	▲48	▲78	▲74	▲73	▲43	▲67	▲31	▲26	1	3	25	22
対個人サービス	0	2	0	0	▲2	4	▲2	▲3	8	11	8	15	6	3	3	2	7	12	13	12	8	10	9	11	13	15	13	8	▲12	▲66	▲59	▲42	▲41	▲35	▲39	▲21	▲25	▲7	▲4	6	6	12	14

(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

- (注) 1. 調査対象は、資本金2千万円以上の民間企業（「金融機関」および「経営コンサルタント業、純粋持株会社」を除く）。
 2. 2022年6月の数値は、2022年3月調査による「先行き（3か月後）の状況」の数値。
 3. 「対個人サービス」は、「洗濯・理容・美容・浴場業」「その他の生活関連サービス業」「娯楽業」「専修学校、各種学校」、「学習塾」、「教養・技能教授業」、「老人福祉・介護事業」、「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」からなる。

8

中小企業景況調査による業況判断DIの推移

(「好転」 - 「悪化」・%ポイント、前年同期比)

	令和2年				令和3年				令和4年				令和5年	
	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月
合計	-32.6	-66.7	-57.2	-46.4	-44.7	-25.6	-31.3	-23.6	-34.6	-19.4	-22.6	-19.3	-21.1	-10.5
製造業	-37.3	-70.3	-65.2	-54.2	-44.5	-18.6	-16.8	-13.7	-21.6	-14.6	-18.5	-15.9	-19.4	-11.5
建設業	-11.6	-38.1	-31.7	-23.9	-19.0	-16.2	-18.2	-14.6	-22.6	-20.6	-18.7	-17.4	-18.7	-13.7
卸売業	-37.9	-69.8	-62.7	-50.0	-44.6	-20.2	-27.4	-17.3	-25.2	-12.5	-18.5	-12.7	-16.3	-6.7
小売業	-41.0	-70.4	-57.5	-46.6	-47.7	-35.5	-45.3	-37.4	-47.6	-31.0	-33.2	-30.1	-31.5	-21.5
サービス業	-29.9	-72.0	-60.4	-48.5	-53.3	-28.3	-37.7	-25.4	-41.4	-15.2	-19.9	-15.5	-16.6	-0.9

資料出所 中小企業庁「中小企業景況調査」

(注) 1 本調査の調査対象企業は以下のとおり（全国で約1万9千社）である。

製造業、建設業：資本金3億円以下又は従業員300人以下

卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下

小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下

サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下

2 「DI」とは、Diffusion Indexの略で、「増加」・「好転」したなどとする企業の割合（百分率）から、

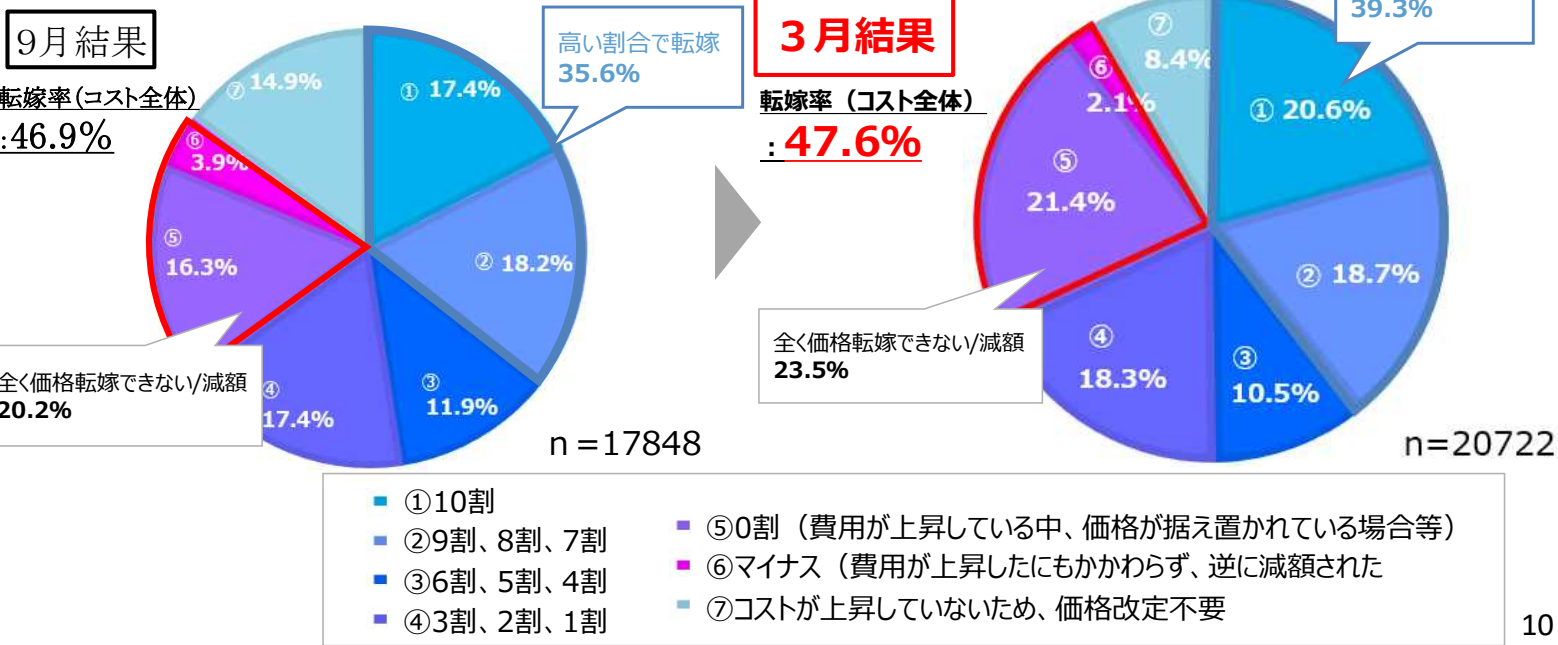
「減少」・「悪化」したなどとする企業の割合（百分率）を引いた値である。

価格転嫁の状況① 【コスト全般】

令和5年6月20日中小企業庁「価格交渉促進月間(2023年3月)フォローアップ調査の結果について」

- 「コスト上昇分のうち何割を価格転嫁できたか」を集計した**価格転嫁率は47.6%**、前回(9月:46.9%)に比し**微増**。
- コスト上昇分のうち**高い割合(10割、9割~7割)**を価格転嫁できた回答(①・②)が**増加**(35.6%→39.3%)し、**転嫁状況は一部では好転**。
- 他方で、「**全く転嫁できない(⑤) + 減額された(⑥)**」割合も**増加**(20.2%→23.5%)しており、**二極化が進行**。
- なお、「コスト上昇せず**価格改定(値上げ)不要**」の割合(⑦)は**減少**(14.9%→8.4%)しており、コスト上昇の影響は拡大。

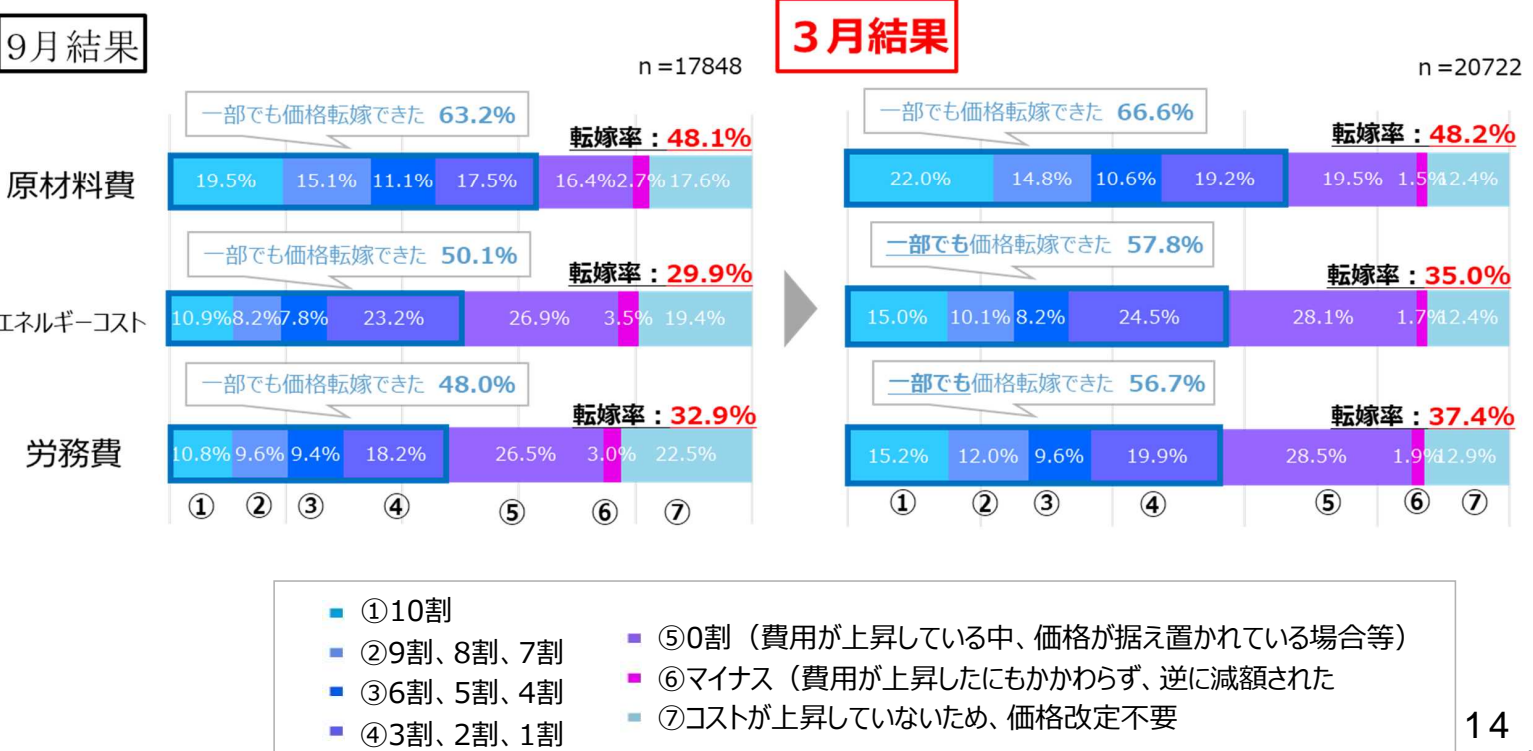
問.直近6ヶ月間の全般的なコスト上昇分のうち、何割を価格に転嫁できたと考えますか。



価格転嫁の状況② 【コスト要素別】

令和5年6月20日中小企業庁「価格交渉促進月間(2023年3月)フォローアップ調査の結果について」

- **エネルギーコスト、労務費**の価格転嫁率は、それぞれ**約5ポイントの上昇**。「一部だけでも転嫁できた割合」が増加(+約8ポイント)。但し、**原材料費の転嫁率よりは約1割、低い水準**。
- **原材料費**の転嫁率は、「一部だけでも転嫁できた割合」は増加したが(63.2%→66.6%)、「転嫁0割」も増加し(16.4%→19.5%)、**全体としては横ばい**。



国内企業物価指数（前年同月比）の推移

○ 国内企業物価指数については、2023年に入ってから前年同月比の上昇率が縮小し、2023年6月には4.1%となった。

国内企業物価指数（前年同月比）



(資料出所) 日本銀行「企業物価指数」
(注) 2023年6月は速報値。

法人企業統計でみた労働生産性の推移

従業員一人当たり付加価値額の推移

(単位:万円、%)

年度	産業・資本金規模計		製造業						非製造業					
			資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満		資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満	
	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比		
平成24年度	666	▲ 0.3	1,023	0.6	535	▲ 1.7	434	▲ 0.9	936	2.2	550	▲ 0.9	479	▲ 1.4
25年度	690	3.6	1,135	10.9	543	1.5	453	4.4	964	3.0	559	1.6	478	▲ 0.2
26年度	705	2.2	1,149	1.2	547	0.7	446	▲ 1.5	972	0.8	570	2.0	490	2.5
27年度	725	2.8	1,137	▲ 1.0	555	1.5	521	16.8	1,007	3.6	586	2.8	491	0.2
28年度	727	0.3	1,158	1.8	554	▲ 0.2	527	1.2	1,033	2.6	582	▲ 0.7	503	2.4
29年度	739	1.7	1,227	6.0	572	3.2	484	▲ 8.2	1,036	0.3	591	1.5	502	▲ 0.2
30年度	730	▲ 1.2	1,201	▲ 2.1	570	▲ 0.3	485	0.2	1,059	2.2	566	▲ 4.2	494	▲ 1.6
令和元年度	715	▲ 2.1	1,104	▲ 8.1	551	▲ 3.3	467	▲ 3.7	1,035	▲ 2.3	551	▲ 2.7	496	0.4
2年度	688	▲ 3.8	1,064	▲ 3.6	540	▲ 2.0	436	▲ 6.6	957	▲ 7.5	536	▲ 2.7	483	▲ 2.6
3年度	722	4.9	1,283	20.6	569	5.4	424	▲ 2.8	995	4.0	552	3.0	457	▲ 5.4

(資料出所) 財務省「法人企業統計」(年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」)

従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与 + 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの)との合計である。

消費者物価指数の指標

- 消費者物価指数の指標には、「総合」のほか、消費者物価の基調を把握するため、変動が大きい品目を除いた「生鮮食品を除く総合」「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」があるが、中央最低賃金審議会の「主要統計資料」では、消費者と実際に取引がある品目の価格の動きを把握するため、「持家の帰属家賃を除く総合」を利用している。

「総合」	世帯が購入する財・サービスのうち、世帯の消費支出上一定の割合を占める重要な品目の価格の指数を計算し、これをウェイト（家計の消費支出に占める割合）により加重平均したもの。
「生鮮食品を除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」を除いたもの。
「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」や、海外要因で変動する原油価格の影響を直接受ける「エネルギー」（電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油、ガソリン）を除いたもの。
「持家の帰属家賃を除く総合」	消費者と取引がある品目の価格の動きを把握するため、実際に市場での売買がない「持家の帰属家賃」を除いたもの。 ※ 「持家の帰属家賃」とは、実際には家賃の支払を伴わない持家住宅についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され、消費されるものと仮定して、一般市場価格で評価した概念的なもの。 ※ 家計調査の「消費支出」や毎月勤労統計調査の「賃金」は、「持家の帰属家賃を除く総合」を使用して実質化している。

（資料出所）総務省ホームページ「消費者物価指数に関するQ&A（回答）」「家計調査に関するQ&A（回答）」、総務省統計研究研修所次長 佐藤朋彦「統計Today No.128「実感」する消費者物価とは」（平成30年4月19日）を基に、厚生労働省労働基準局において作成。

14

令和4年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

- 消費者物価指数の対前年上昇率について、令和4年10月以降、全国では3.8%～5.1%で推移し、令和4年10月～令和5年6月の対前年同期の上昇率は4.3%となっている。

（単位：％）

区分	年・月	令和4年			令和5年						令和4年10月～ 令和5年6月
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
全 国		4.4	4.5	4.8	5.1	3.9	3.8	4.1	3.8	3.9	4.3
	Aランク	4.6	4.7	5.1	5.5	4.2	4.2	4.3	4.0	4.1	4.5
	Bランク	4.2	4.3	4.7	5.0	3.8	3.7	3.9	3.7	3.8	4.1
	Cランク	4.2	4.2	4.4	4.7	3.6	3.6	3.9	3.7	3.9	4.0

資料出所 総務省「消費者物価指数」

（注）1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。

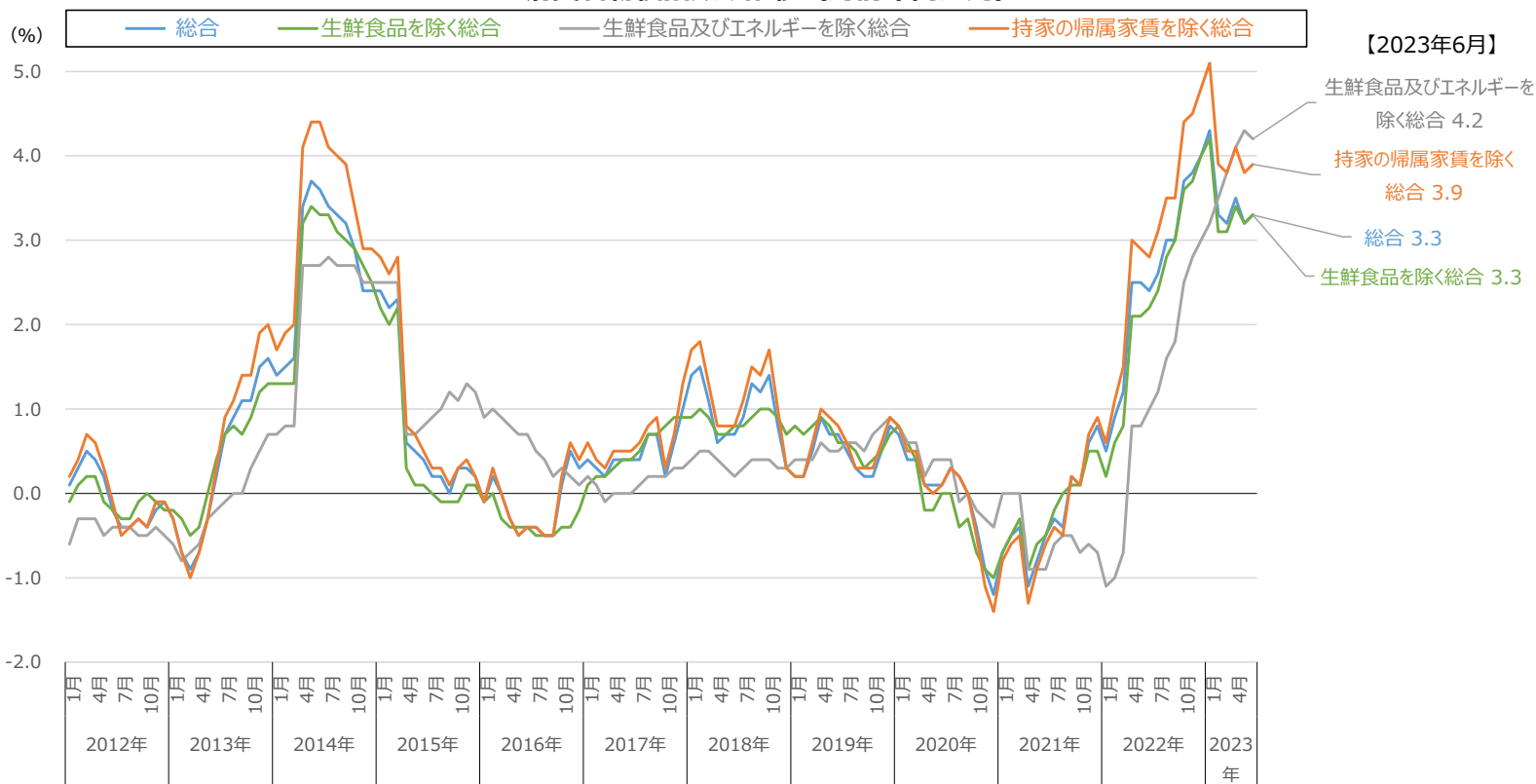
3 各ランクは、令和5年度からの適用区分である。

4 「令和4年10月～令和5年6月」の上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

消費者物価指数の推移(対前年同月比)

○ 2023年6月の消費者物価指数の「総合」は+3.3%、「生鮮食品を除く総合」は+3.3%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+4.2%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+3.9%となっている(いずれも対前年同月比)。

消費者物価指数の推移(対前年同月比)



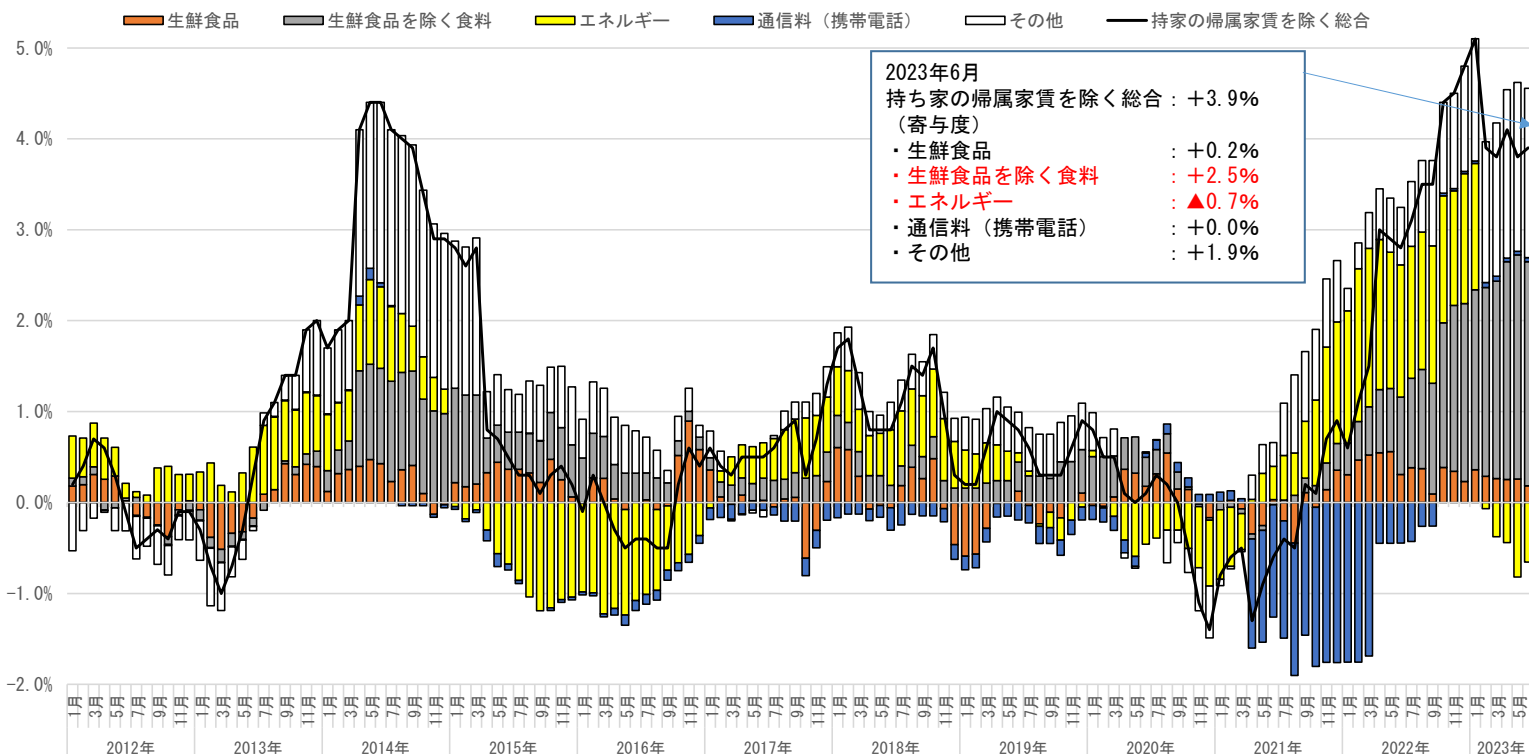
(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

(注) 「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の「総合」に対する影響(寄与度)は-1.00 [試算値]

消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」の主な項目別寄与度の推移

○ 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」(前年同月比)は、2023年6月に+3.9%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、生鮮食品を除く食料の寄与度が大きく、またエネルギーは-0.7%となっている。

消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)の前年同月比の主な項目別寄与度の推移

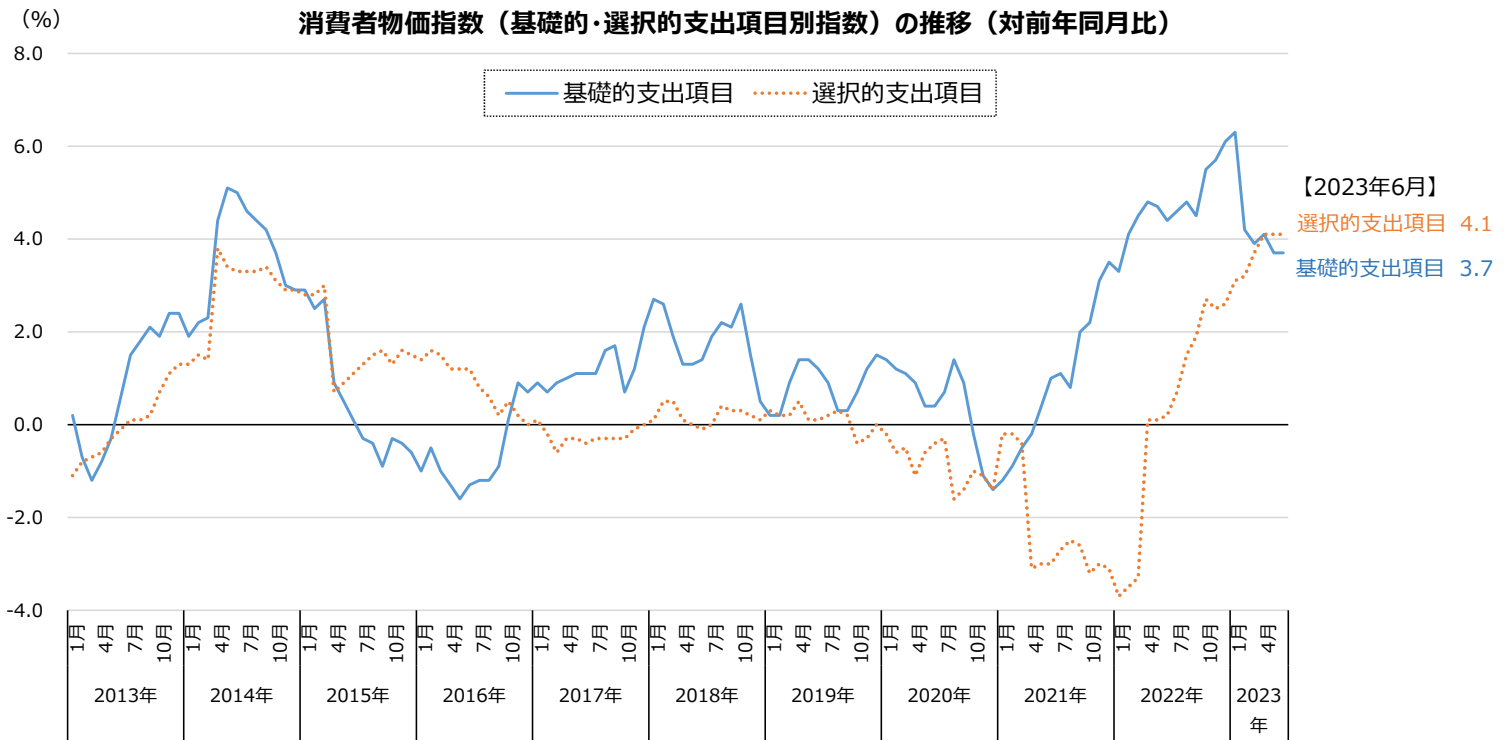


(資料出所) 総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。

(注) 1. 各項目の寄与度は、「当該項目のウェイト/持家の帰属家賃を除く総合のウェイト×(当月の当該項目の指数-前年同月の当該項目の指数) /前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数」により算出。
2. 「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。
3. 「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」（対前年同月比）を見ると、2023年6月では、「基礎的支出項目」は+3.7%、「選択的支出項目」は+4.1%となっている。



（資料出所）総務省「消費者物価指数」

- （注）1. 基礎的支出項目（必需品的なもの）とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。
 選択的支出項目（贅沢品的なもの）とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
 2. 支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。
 3. 基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

電気・ガス価格激変緩和対策事業

令和5年3月22日物価・賃金・生活総合対策本部資料

- 電気・都市ガスの小売事業者等が、**需要家の使用量に応じ、電気・都市ガス料金の値引きを実施**。事務局を通じ、電気・都市ガスの小売事業者等へ値引き原資を補助。**令和4年度補正予算において、約3.1兆円を計上**。
- 支援対象となる家庭・事業者等をもつ全ての電気・都市ガスの小売事業者等をカバー**する約950社（電気：約610社、都市ガス：約340社）について**交付決定**。
- 1月使用分（2月請求分）から電気・都市ガス料金の値引きを開始**。

値引き単価

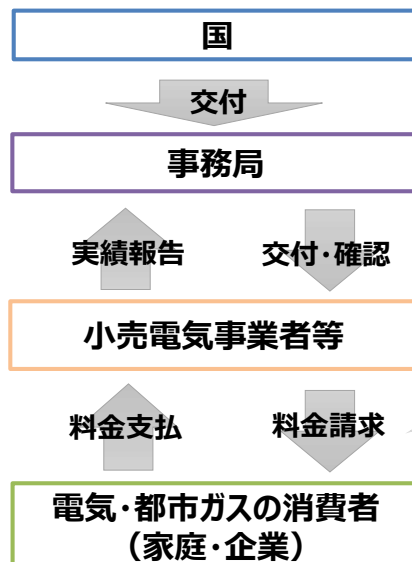
<電気>

低圧：7円/kWh（9月3.5円/kWh）
 高圧：3.5円/kWh（9月1.8円/kWh）

<都市ガス>

30円/m³（9月15円/m³）
 ※家庭及び年間契約量1,000万m³未満の企業等が対象

実施スキーム



・補助を原資に料金を値引き
 ・検針票・請求書等に値引きを反映

標準的な家庭における電気料金の試算結果

- 料金審査による査定額に、FIT賦課金の低下や激変緩和措置などを加味した場合、標準的な家庭（30A・400kWh/月）における電気料金は、**ウクライナ侵攻前（昨年2月）と比べて、全事業者でほぼ同水準又はそれ以下**となった。

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
申請前※1 (昨年11月)	15,662円 39円/kWh	13,475円 34円/kWh	14,444円 36円/kWh	14,289円 36円/kWh	11,155円 28円/kWh	12,192円 30円/kWh	13,012円 33円/kWh	12,884円 32円/kWh	11,844円 30円/kWh	14,074円 35円/kWh
申請値※2	20,714円 52円/kWh (+32%)	17,852円 45円/kWh (+32%)	18,458円 46円/kWh (+28%)	-	16,491円 41円/kWh (+48%)	-	17,426円 44円/kWh (+34%)	16,609円 42円/kWh (+29%)	-	20,045円 50円/kWh (+42%)
査定結果※2	▲1,829円 18,885円 (+21%)	▲1,195円 16,657円 (+24%)	▲1,936円 16,522円 (+14%)	-	▲612円 15,879円 (+42%)	-	▲612円 16,814円 (+29%)	▲486円 16,123円 (+25%)	-	▲648円 19,397円 (+38%)
FIT賦課金	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円
燃料費調整 (7月請求分)	▲964円	▲1,208円	▲1,180円	-	▲936円	-	▲1,216円	▲864円	-	▲1,700円
激変緩和措置	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円 + ▲1,200円※3
改定後※2 (7月請求分)	14,301円 36円/kWh (▲9%)	11,829円 30円/kWh (▲12%)	11,722円 29円/kWh (▲19%)	10,818円 27円/kWh (▲24%)	11,323円 28円/kWh (+2%)	8,664円 22円/kWh (▲29%)	11,978円 30円/kWh (▲8%)	11,639円 29円/kWh (▲10%)	8,569円 21円/kWh (▲28%)	12,877円 32円/kWh (▲9%)
【参考】 ウクライナ侵攻前※1 (昨年2月)	14,414円 36円/kWh	12,783円 32円/kWh	12,652円 32円/kWh	11,933円 30円/kWh	11,119円 28円/kWh	12,072円 30円/kWh	12,708円 32円/kWh	12,556円 31円/kWh	11,388円 28円/kWh	13,610円 34円/kWh

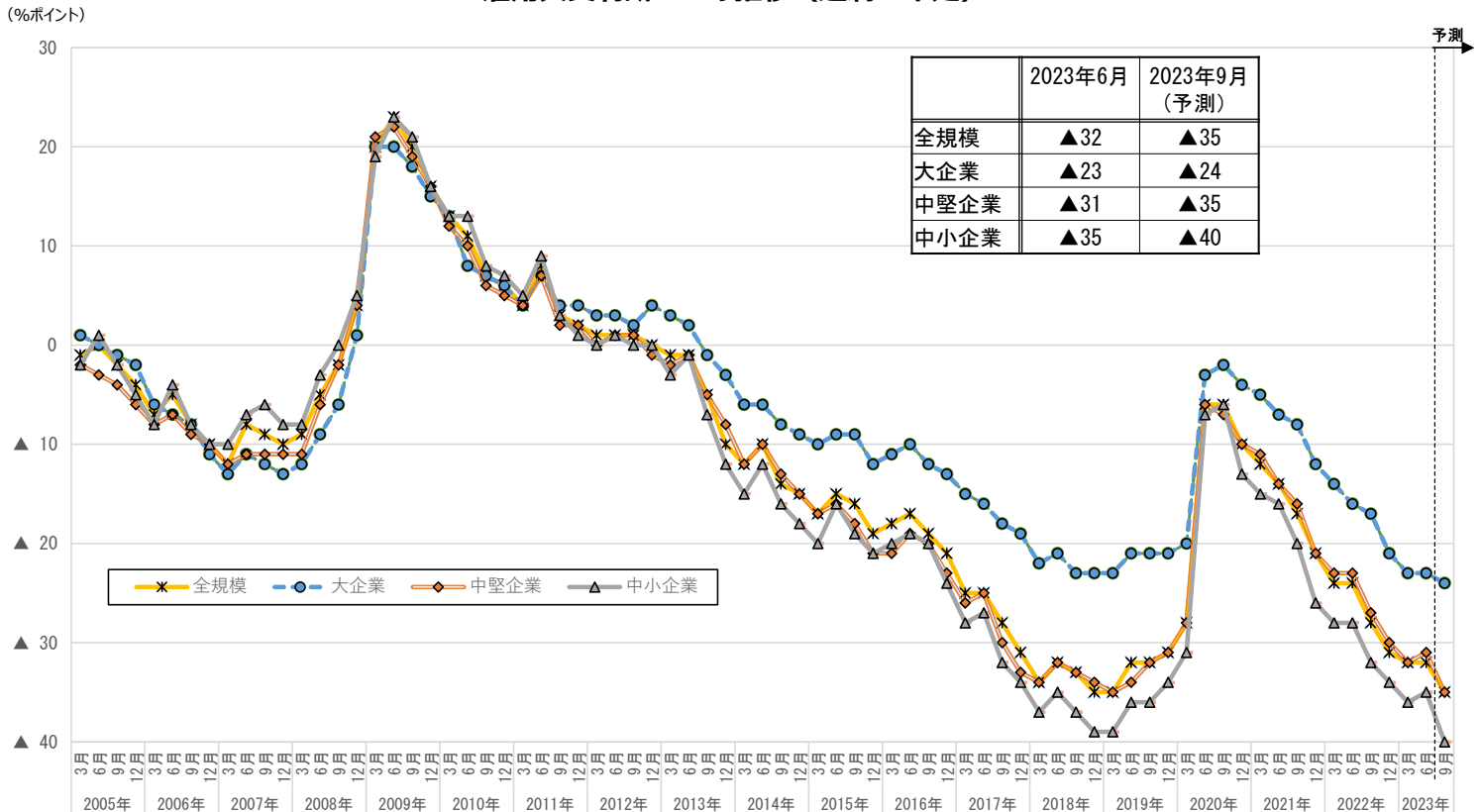
※1：レベニューキャップ制度の導入に伴う託送料金の改定影響を含まない数値。
 ※2：レベニューキャップ制度の導入に伴う託送料金の改定影響を加味した数値。カッコ内の%は、申請前（昨年11月）からの変化率。
 ※3：沖縄県において、独自の負担軽減策「沖縄電気料金高騰緊急対策事業」を実施（7月請求分～10月請求分）。低圧は3.0円/kWh（10月請求分は1.5円/kWh）。

20

雇用人員判断D.I.の推移(過剰-不足)

- 2020年9月以降人手不足感が強まり続けており、中堅企業・中小企業については大企業以上に人手不足感が高まっている。

雇用人員判断D.I.の推移(過剰-不足)



(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注) 1. 全産業の数値。

2. 大企業：資本金10億円以上、中堅企業：資本金1億円以上10億円未満、中小企業：資本金2千万円以上1億円未満。

ランク別消費者物価指数(全国・ランク別)

(単位：%)

区分	年	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	令和5年					
												1月	2月	3月	4月	5月	6月
												全国	0.5	3.3	1.0	△ 0.1	0.6
Aランク	0.4	3.1	1.1	△ 0.1	0.3	1.1	0.7	△ 0.1	△ 0.6	3.0	5.5	4.2	4.2	4.3	4.0	4.1	
Bランク	0.4	3.3	1.1	△ 0.1	0.6	1.2	0.5	△ 0.1	△ 0.3	2.8	5.0	3.8	3.7	3.9	3.7	3.8	
Cランク	0.4	3.2	0.9	0.1	0.8	1.2	0.5	△ 0.2	△ 0.3	2.8	4.7	3.6	3.6	3.9	3.7	3.9	

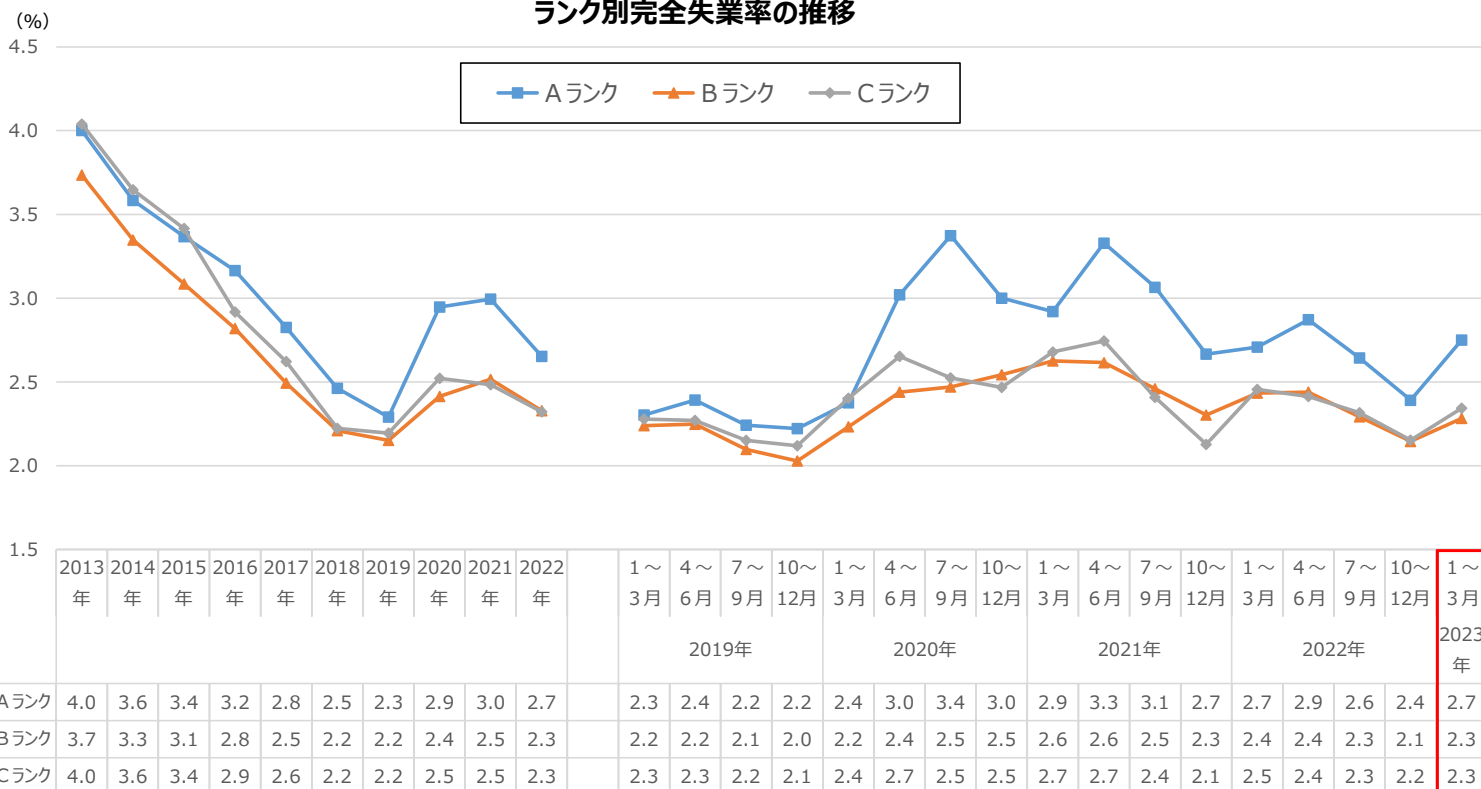
資料出所 総務省「消費者物価指数」

- (注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
- 2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
- 3 各ランクは、令和5年度からの適用区分である

ランク別完全失業率の推移

○ ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年4～6月期頃から特にAランク地域において完全失業率が上昇したが、このところ緩やかな改善傾向にある。

ランク別完全失業率の推移



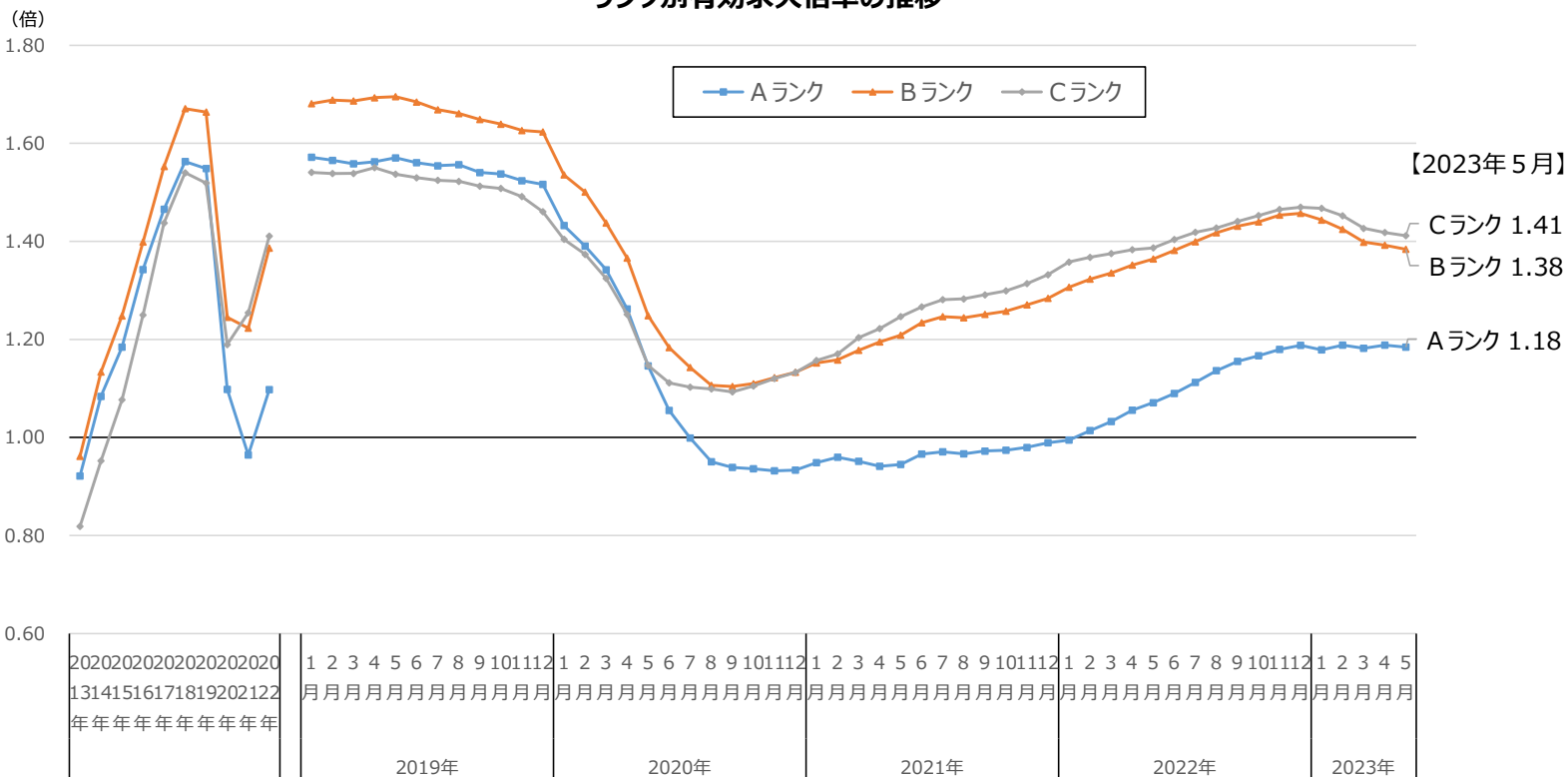
(資料出所) 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。

- (注) 1. モデル推計による都道府県別結果。
- 2. 各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。
- 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

ランク別有効求人倍率の推移

- ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年の前半に大きく低下した後、改善が続いたが、足下では横這いとなっている。
- Cランクではコロナ禍前の水準近くまで回復しているが、Aランクではコロナ禍前の水準まで回復していない。

ランク別有効求人倍率の推移



【2023年5月】

Cランク 1.41

Bランク 1.38

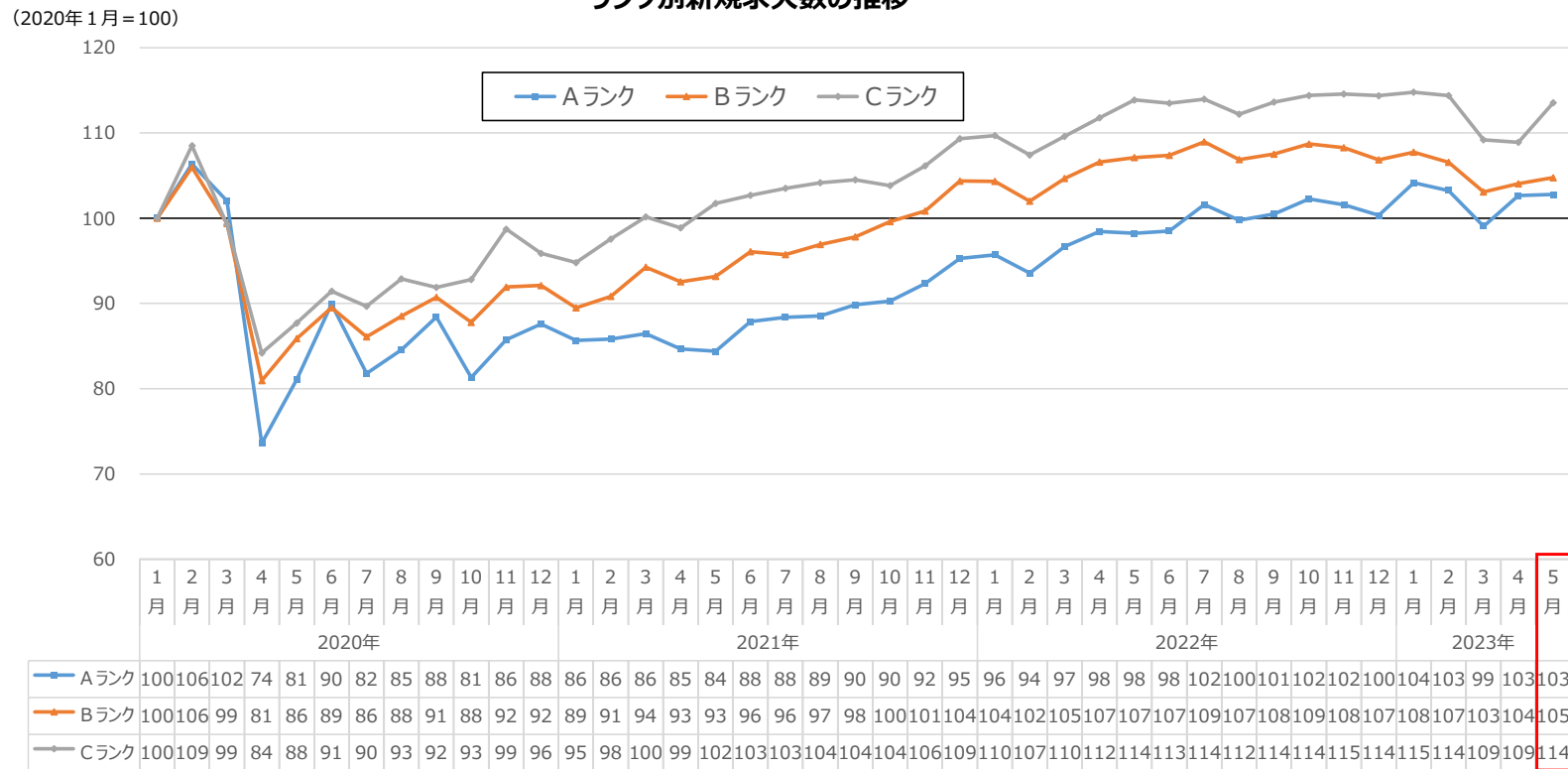
Aランク 1.18

(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。
 (注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数(就業地別)と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。
 2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。
 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

ランク別新規求人数の水準の推移

- ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年4月に大きく減少した後、増加傾向が続いており、2023年5月には、各ランクとも2020年1月の水準に上回っている。

ランク別新規求人数の推移



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。
 (注) 1. 2020年1月の新規求人数(季節調整値)を100とした場合の各月の新規求人数(季節調整値)の水準。
 2. 各ランクの新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数(季節調整値)を合算して算出。
 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和 5 年 7 月 28 日

1 はじめに

令和 5 年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

労働者側委員は、最低賃金に対する社会的な注目度が年々高まっている中、30 年ぶりの賃上げの流れも受け従来にも増して注目されている状況について述べ、最低賃金法第 1 条にある「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する」という法の目的を再認識した議論を行うべきであることを主張した。

本年の春季生活闘争は、コロナ禍で落ち込んだ経済からの回復のみならず、20 年以上にわたる日本社会のデフレマインドを払拭し局面を転換する大きな意味を持った労使交渉であり、この賃上げの成果を、社会へ広く確実に波及させることで、賃上げの流れを中長期に継続する必要があると主張した。

加えて、現在の最低賃金の水準では、2,000 時間働いても年収 200 万円程度といわゆるワーキングプア水準にとどまり、国際的にみても低位であること、連合が公表している「最低限必要な賃金水準」の試算によれば、最も低い県であっても時間単価で 990 円を上回らなければ单身でも生活できないことから、最低賃金は生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準へ引き上げるべきであると主張した。

さらに、2021 年度後半以降の物価上昇が働く者の生活に大きな打撃を与えていること、生活必需品等の切り詰めることができない支出項目の上昇がとりわけ最低賃金近傍で働く者の生活を圧迫していること、「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の政策効果により足元の表面上の消費者物価指数の数値が押し下げられていることから、この政策が終了する 10 月以降も見通して議論しなければならないということをも主張した。

また、労働市場でも募集賃金の上昇が見られるが、これは労働力人口が減少する現下の環境において、企業が存続・発展に向けて賃上げを通じた人材確保に重きを置いていることの現れであり、この点も本年度の目安の決定にあたり考慮すべきであること、人材不足が顕著な中小企業・零細事業所においてこそ、むしろ人材確保・定着の観点で最低賃金を含む賃上げが急務であることを主張した。なお、就業調整

問題については、労働組合としても税・社会保険の正しい知識の周知などを進めており、最低賃金を上げていっても就業調整が起こらないようにしていくことが重要だと主張した。

加えて、地域間格差をこれ以上放置すれば、労働力の流出により、地方・地域経済への悪影響が懸念される。雇用指標の状況なども鑑みれば、とりわけB・Cランクにおける引上げ、格差是正が実現するよう意識すべきであると主張した。

以上を踏まえ、本年度は「誰もが時給1,000円」への到達に向けてこれまで以上に前進する目安が必要であり、あわせて、地域間格差の是正につながる目安を示すべきであると主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、中小企業を取り巻く状況について、足元の物価動向は高い数値であるものの、国内企業物価指数は消費者物価指数より高い水準であることや、業況判断DIは上昇しているものの、マイナス圏で推移するほか、先行きについては悪化を見込んでいる業種が多くなっていること、また、小規模事業者の景況感は中規模事業者と比べて回復が遅れていることを主張した。

加えて、ゼロゼロ融資の本格的な返済も始まったことなどを受けて、上半期の倒産も全業種にわたり増加し、傾向として小規模企業の倒産が多い状況にあるとの認識を示した。

また、今年の春季労使交渉では、中小企業を含め多くの企業が大幅な賃金引上げを実施しているものの、労働需給のひっ迫を背景として、人材確保・定着のために、業績が改善していないにもかかわらず賃金を引き上げた中小企業が一定程度存在していることを考慮すべきであると訴えた。

加えて、最低賃金の大幅な引上げとなれば、地域住民の生活と雇用を支えるセーフティネットでもある地方の中小企業を中心に、経営上の負担感の増大やコスト増に耐えかねた廃業・倒産が増加するとの懸念があると述べた。

また、いわゆる「年収の壁」を踏まえて就業調整が行われることで、特に年末の繁忙期等において人手不足に拍車がかかっているだけでなく、近年の最低賃金額の大幅な引上げが、労働者の実質的な所得向上につながっていない事例も生じていると指摘した。

さらに、地域別最低賃金は、企業の業績や価格転嫁の状況に関係なく適用される、罰則付きの強行法であることから、最低賃金引上げの影響を受けやすい中小企業が置かれている厳しい経営状況を十分に踏まえた審議が不可欠であり、「通常の事業の賃金支払能力」を超えた過度の引上げ負担を担わせない配慮が必要であると主張した。

今年度の最低賃金を引き上げることの必要性は理解しており、加えて、今年度は、目安のランク区分が4から3に変更されて初めての目安審議であり、地域間格差の是正の観点も踏まえた検討が求められていることも認識していると述べた。

また、中小企業の「賃金支払能力」を高め、足元の賃上げの流れを「自発的かつ持続的な賃上げ」につなげていくことが重要であり、価格転嫁と生産性向上の取組みを粘り強く推進していくことが不可欠であると主張した。

以上を踏まえ、今年度の目安審議においても、3要素を総合的に表している「賃金改定状況調査結果」の、とりわけ「第4表」の賃金上昇率の結果を最も重視するとの認識を示した。その上で、企業物価の動向、従業員への人件費の原資を含めたマークアップを確保するための価格転嫁の遅れなど、中小企業の置かれている厳しい状況を踏まえながら、事業の継続・存続と従業員の雇用維持の観点から、様々なデータに基づいて審議を尽くし、全国の企業経営者に対して納得感のある目安を示す責務があることを強調するとともに、「10月1日発効」を前提とした審議スケジュールに必要以上にとらわれることなく、慎重の上にも慎重な議論を重ねていきたいと主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見が一致せず、目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、令和5年全員協議会報告の1（2）で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、加えて、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2023」に留意しつつ、各種指標を総合的に勘案し、下記1のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記2のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性に

については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充に加え、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望する。

加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要である。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要である。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底を要望する。

価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）・「改正振興基準」（令和4年7月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

記

(以下、別紙1と同じ)

令和5年賃金改定状況調査結果

< 調査の概要 >

1. 調査の地域 全国
2. 調査産業 日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく次の産業
(ア) 製造業
(イ) 卸売業，小売業
(ウ) 学術研究，専門・技術サービス業
(エ) 宿泊業，飲食サービス業
(オ) 生活関連サービス業，娯楽業
(カ) 医療，福祉
(キ) サービス業（他に分類されないもの）

3. 調査事業所

(1) 数 16,489 事業所

(2) 選定の方法

事業所母集団データベース（令和3年次フレーム（速報））を母集団とし、常用労働者数が30人未満の企業に属する民営事業所から、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において1人1時間あたり賃金上昇率の標準誤差が0.20%となるよう標本サイズを決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。

※ 産業は上記2に掲げる7つの産業で、事業所規模は1～9人と10～29人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	6,612	1,847	27.9%
B ランク	4,849	1,624	33.5%
C ランク	5,028	1,810	36.0%
合計	16,489	5,281	32.0%

4. 集計労働者 32,180 人

（うち、令和4年6月と令和5年6月の両方に在籍していた労働者は26,256人（81.6%））

5. 調査事項〔基準となる期日又は期間〕

(1) 事業所に関する事項

イ 主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和5年6月1日現在〕

ロ 事業所の労働者数〔令和5年6月1日現在〕

ハ 事業所の月間所定労働日数、通常労働日の1日の所定労働時間数〔令和5年6月分〕

ニ 事業所の年間所定労働日数〔令和3年度分、令和4年度分〕

ホ 賃金改定の状況〔令和5年1月～6月〕

(2) 労働者に関する事項

イ 性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和5年6月1日現在〕

ロ 賃金形態〔令和4年6月分、令和5年6月分〕

ハ 基本給額、諸手当〔令和4年6月分、令和5年6月分（見込額）〕

ニ 月間所定労働日数、1日の所定労働時間数〔令和4年6月分、令和5年6月分〕

6. 利用上の注意

- (1) 集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。
- (2) 集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。
- (3) 集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。
- (4) 各都道府県に適用される目安のランクは以下の通り。

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第1表 賃金改定実施状況別事業所割合

(%)

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業							
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所					
			7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施しない事業所			7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施しない事業所			7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施しない事業所			7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施しない事業所				
A	100.0	43.1	1.0	39.4	16.5	100.0	46.6	1.9	34.6	16.9	100.0	41.7	1.4	38.2	18.8	100.0	44.6	0.5	43.7	11.2
B	100.0	44.1	0.6	37.7	17.7	100.0	44.2	0.0	35.1	20.7	100.0	38.9	0.6	38.5	21.9	100.0	58.3	1.1	26.4	14.2
C	100.0	42.4	0.6	38.2	18.8	100.0	43.1	0.0	35.3	21.6	100.0	37.3	0.7	41.9	20.0	100.0	52.7	1.7	36.5	9.1
計	100.0	43.5	0.7	38.4	17.4	100.0	45.1	0.8	34.9	19.2	100.0	39.7	0.9	38.9	20.5	100.0	51.0	0.9	36.0	12.2
R4年	100.0	36.9	1.3	46.8	15.0	100.0	35.1	1.6	46.9	16.4	100.0	32.7	1.7	50.8	14.7	100.0	43.2	0.7	40.8	15.3

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）							
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所					
			7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施しない事業所			7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施しない事業所			7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施しない事業所			7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施しない事業所				
A	100.0	35.3	0.4	44.4	19.8	100.0	29.0	1.1	56.7	13.2	100.0	56.7	0.0	27.2	16.2	100.0	44.2	0.9	41.3	13.6
B	100.0	34.9	0.0	48.7	16.4	100.0	37.2	1.2	43.7	17.9	100.0	67.3	0.4	17.0	15.3	100.0	40.5	1.6	49.7	8.2
C	100.0	31.8	0.0	45.9	22.3	100.0	39.1	0.0	48.2	12.7	100.0	63.2	0.9	17.8	18.1	100.0	42.8	0.8	37.8	18.6
計	100.0	34.6	0.2	46.7	18.5	100.0	34.1	1.0	49.5	15.3	100.0	62.3	0.3	21.4	16.0	100.0	42.1	1.2	45.2	11.5
R4年	100.0	28.6	0.6	52.4	18.3	100.0	25.4	1.4	55.9	17.3	100.0	63.2	0.7	25.8	10.3	100.0	39.8	2.0	47.0	11.2

第2表 事業所の平均賃金改定率

ランク	賃金引上げ実施事業所								賃金引下げ実施事業所								賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計							
	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービス業	宿泊業、 飲食 サービス業	生活関 連サ ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービス (他に 分類さ れない もの)	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービス業	宿泊業、 飲食 サービス業	生活関 連サ ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービス (他に 分類さ れない もの)	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービス業	宿泊業、 飲食 サービス業	生活関 連サ ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービス (他に 分類さ れない もの)
A	4.5	4.4	4.8	5.2	3.9	4.9	4.2	4.4	-17.9	-13.2	-18.7	-2.5	-34.0	-30.5		1.8	1.8	1.7	2.3	1.2	1.1	2.4	1.8	
B	4.1	4.0	4.3	4.6	4.8	5.7	2.9	4.0	-11.4		-11.1	-1.1		-40.0	-2.6	1.8	1.8	1.6	2.7	1.7	1.6	2.0	1.6	
C	4.0	4.4	3.7	3.6	5.0	5.1	3.5	3.9	-6.2		-8.2	-5.0		-1.4	-8.7	1.7	1.9	1.3	1.8	1.6	2.0	2.2	1.6	
計	4.3	4.2	4.4	4.8	4.5	5.3	3.5	4.2	-14.2	-13.2	-15.0	-2.3	-34.0	-35.8	-5.8	1.8	1.8	1.6	2.4	1.5	1.4	2.2	1.7	
R 4 年	3.5	3.5	3.2	4.0	4.6	4.0	3.1	3.7	-15.6	-8.2	-11.8	-15.1	-27.6	-18.9	-17.5	1.1	1.1	0.8	1.6	1.1	0.8	1.7	1.1	

(注) 空欄は該当する数値がないことを示す。

第3表 事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.5%	3.0%	5.0%	0.58	1.8%	3.2%	5.3%	0.55	1.5%	3.0%	5.0%	0.58	1.3%	3.8%	7.0%	0.75
B	1.1%	2.8%	5.0%	0.70	1.7%	3.0%	5.0%	0.55	1.2%	3.0%	5.0%	0.63	2.0%	3.0%	5.0%	0.50
C	1.2%	2.6%	5.0%	0.73	1.2%	2.8%	4.5%	0.59	1.5%	3.0%	4.5%	0.50	1.3%	2.1%	4.3%	0.71
計	1.3%	2.9%	5.0%	0.64	1.6%	3.0%	5.0%	0.57	1.4%	3.0%	5.0%	0.60	1.5%	3.0%	5.7%	0.70
R4年	1.1%	2.1%	4.2%	0.74	1.3%	2.2%	4.0%	0.61	1.0%	2.0%	3.5%	0.63	1.3%	2.6%	4.2%	0.56

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.4%	3.0%	4.8%	0.57	1.0%	3.0%	7.6%	1.10	1.2%	2.3%	5.0%	0.83	1.7%	2.8%	5.0%	0.59
B	1.2%	3.4%	5.0%	0.56	1.3%	4.5%	7.0%	0.63	1.0%	1.7%	3.1%	0.62	1.0%	2.9%	5.5%	0.78
C	1.2%	4.5%	5.9%	0.52	1.3%	3.0%	5.8%	0.75	1.0%	1.9%	3.3%	0.61	1.6%	2.4%	5.0%	0.71
計	1.3%	3.0%	5.0%	0.62	1.3%	3.1%	7.0%	0.92	1.0%	2.0%	4.2%	0.80	1.5%	2.7%	5.0%	0.65
R4年	1.2%	3.1%	5.3%	0.66	1.2%	3.0%	5.0%	0.63	1.0%	1.9%	3.6%	0.68	1.1%	2.1%	4.2%	0.74

(注) 1 特性値は、賃金引上げ実施事業所についてみたものである。

2 分散係数 = $\frac{\text{第3・四分位数 (Q3)} - \text{第1・四分位数 (Q1)}}{\text{中位数 (Q2)}} \times 1/2$

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

性 ランク	産業計		製造業		卸売業、小売業		学術研究、専門・技術サービス業		宿泊業、飲食サービス業		生活関連サービス業		医療、福祉		サービス業（他に分類されないもの）																		
	賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率																		
	1時間当たり 賃金額 R4年 6月	R5年 6月	1時間当たり 賃金額 R4年 6月	R5年 6月	1時間当たり 賃金額 R4年 6月	R5年 6月	1時間当たり 賃金額 R4年 6月	R5年 6月	1時間当たり 賃金額 R4年 6月	R5年 6月	1時間当たり 賃金額 R4年 6月	R5年 6月	1時間当たり 賃金額 R4年 6月	R5年 6月	1時間当たり 賃金額 R4年 6月	R5年 6月																	
男	A	1,548	1,583	2.3	1.4	1,564	1,591	1.7	1.7	1,584	1,621	2.3	1.0	1,813	1,860	2.6	1.8	1,230	1,265	2.8	1.7	1,374	1,389	1.1	1.3	1,535	1,563	1.8	1.9	1,740	1,795	3.2	1.3
	B	1,329	1,355	2.0	1.4	1,344	1,375	2.3	1.6	1,359	1,380	1.5	1.3	1,588	1,621	2.1	1.1	1,087	1,113	2.4	0.9	1,185	1,212	2.3	0.8	1,360	1,386	1.9	2.1	1,418	1,436	1.3	1.2
女	C	1,199	1,224	2.1	2.0	1,202	1,229	2.2	1.3	1,197	1,223	2.2	1.9	1,489	1,503	0.9	0.9	1,026	1,049	2.2	2.9	1,041	1,076	3.4	-0.7	1,241	1,263	1.8	3.1	1,277	1,297	1.6	1.9
	計	1,399	1,429	2.1	1.5	1,413	1,442	2.1	1.6	1,424	1,451	1.9	1.2	1,689	1,727	2.2	1.5	1,134	1,163	2.6	1.5	1,245	1,268	1.8	0.8	1,412	1,439	1.9	2.2	1,525	1,558	2.2	1.3
男	A	1,769	1,805	2.0	1.3	1,735	1,762	1.6	1.3	1,823	1,868	2.5	0.8	2,071	2,135	3.1	1.5	1,361	1,381	1.5	1.0	1,572	1,601	1.8	2.8	1,738	1,761	1.3	1.5	1,921	1,952	1.6	1.6
	B	1,536	1,561	1.6	0.7	1,536	1,572	2.3	1.0	1,562	1,584	1.4	0.7	1,895	1,924	1.5	0.6	1,254	1,266	1.0	0.6	1,308	1,336	2.1	-0.3	1,533	1,552	1.2	1.3	1,562	1,575	0.8	0.2
女	C	1,348	1,370	1.6	1.6	1,350	1,376	1.9	0.9	1,358	1,385	2.0	1.3	1,665	1,670	0.3	1.6	1,140	1,166	2.3	5.1	1,105	1,141	3.3	0.4	1,378	1,380	0.1	1.2	1,349	1,366	1.3	2.5
	計	1,608	1,637	1.8	1.0	1,598	1,629	1.9	1.2	1,638	1,670	2.0	0.8	1,954	1,997	2.2	1.2	1,287	1,304	1.3	1.3	1,402	1,431	2.1	1.1	1,600	1,618	1.1	1.4	1,655	1,675	1.2	1.1
男	A	1,387	1,423	2.6	1.8	1,248	1,277	2.3	3.1	1,357	1,387	2.2	1.3	1,587	1,627	2.5	2.2	1,166	1,208	3.6	2.0	1,256	1,264	0.6	0.6	1,503	1,532	1.9	2.0	1,558	1,639	5.2	1.1
	B	1,190	1,215	2.1	2.0	1,053	1,078	2.4	2.9	1,189	1,209	1.7	1.8	1,341	1,378	2.8	1.6	1,031	1,060	2.8	0.9	1,126	1,156	2.7	1.2	1,338	1,364	1.9	2.4	1,187	1,215	2.4	2.7
女	C	1,102	1,127	2.3	2.3	992	1,021	2.9	2.5	1,054	1,079	2.4	2.7	1,267	1,290	1.8	0.1	983	1,005	2.2	2.0	1,010	1,044	3.4	-3.4	1,221	1,246	2.0	3.4	1,158	1,183	2.2	1.4
	計	1,255	1,284	2.3	2.0	1,114	1,141	2.4	2.8	1,233	1,257	1.9	1.8	1,456	1,494	2.6	1.8	1,073	1,106	3.1	1.5	1,162	1,184	1.9	0.5	1,386	1,413	1.9	2.3	1,352	1,403	3.8	1.8

(注) 斜字となっている令和4年のBランクの賃金上昇率は、令和4年調査の調査票情報を用いて、新ランクに合わせて組替集計したものの。

第4表② 一般労働者及びびパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

就業 形態 ランク	産業計		製造業		卸売業、小売業		学術研究、専門・技術サービス業		宿泊業、飲食サービス業		生活関連サービス業、娯楽業		医療、福祉		サービス業（他に分類されないもの）																	
	賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率																	
	1時間当たり 賃金額 R4年 6月	R5年 6月	1時間当たり 賃金額 R4年 6月	R5年 6月	1時間当たり 賃金額 R4年 6月	R5年 6月	1時間当たり 賃金額 R4年 6月	R5年 6月	1時間当たり 賃金額 R4年 6月	R5年 6月	1時間当たり 賃金額 R4年 6月	R5年 6月	1時間当たり 賃金額 R4年 6月	R5年 6月	1時間当たり 賃金額 R4年 6月	R5年 6月																
A	1,548	1,583	2.3	1.4	1,564	1,591	1.7	1.7	1,584	1,621	2.3	1.0	1,813	1,860	2.6	1.8	1,230	1,265	2.8	1.7	1,374	1,389	1.1	1.3	1,535	1,563	1.8	1.9	1,740	1,795	3.2	1.3
B	1,329	1,355	2.0	1.4	1,344	1,375	2.3	1.6	1,359	1,380	1.5	1.3	1,588	1,621	2.1	1.1	1,087	1,113	2.4	0.9	1,185	1,212	2.3	0.8	1,360	1,386	1.9	2.1	1,418	1,436	1.3	1.2
C	1,199	1,224	2.1	2.0	1,202	1,229	2.2	1.3	1,197	1,223	2.2	1.9	1,489	1,503	0.9	0.9	1,026	1,049	2.2	2.9	1,041	1,076	3.4	-0.7	1,241	1,263	1.8	3.1	1,277	1,297	1.6	1.9
計	1,399	1,429	2.1	1.5	1,413	1,442	2.1	1.6	1,424	1,451	1.9	1.2	1,689	1,727	2.2	1.5	1,134	1,163	2.6	1.5	1,245	1,268	1.8	0.8	1,412	1,439	1.9	2.2	1,525	1,558	2.2	1.3
A	1,756	1,794	2.2	1.3	1,700	1,726	1.5	1.5	1,825	1,860	1.9	0.7	1,905	1,953	2.5	1.8	1,550	1,568	1.2	1.4	1,552	1,580	1.8	1.4	1,669	1,705	2.2	1.8	1,854	1,917	3.4	1.0
B	1,494	1,524	2.0	1.4	1,464	1,500	2.5	1.5	1,557	1,585	1.8	1.1	1,693	1,724	1.8	1.3	1,261	1,295	2.7	0.2	1,314	1,347	2.5	1.2	1,470	1,494	1.6	2.4	1,523	1,542	1.2	0.6
C	1,312	1,337	1.9	2.3	1,273	1,300	2.1	1.4	1,343	1,370	2.0	2.0	1,533	1,551	1.2	0.9	1,186	1,204	1.5	5.9	1,087	1,118	2.9	0.3	1,292	1,314	1.7	3.2	1,379	1,396	1.2	2.0
計	1,572	1,604	2.0	1.5	1,535	1,567	2.1	1.5	1,634	1,665	1.9	1.1	1,781	1,818	2.1	1.6	1,344	1,374	2.2	1.4	1,380	1,410	2.2	1.1	1,507	1,534	1.8	2.3	1,632	1,670	2.3	1.0
A	1,246	1,278	2.6	1.8	1,120	1,150	2.7	2.3	1,193	1,231	3.2	1.4	1,395	1,439	3.2	2.1	1,135	1,175	3.5	2.0	1,144	1,142	-0.2	1.2	1,413	1,435	1.6	2.2	1,430	1,463	2.3	2.2
B	1,086	1,105	1.7	1.5	1,025	1,042	1.7	1.8	1,074	1,084	0.9	1.7	1,177	1,216	3.3	0.2	1,013	1,036	2.3	1.0	1,046	1,068	2.1	0.2	1,213	1,242	2.4	1.3	1,133	1,147	1.2	3.6
C	1,003	1,028	2.5	1.4	941	963	2.3	0.8	977	1,003	2.7	1.6	1,178	1,165	-1.1	1.2	961	985	2.5	0.8	955	997	4.4	-3.9	1,138	1,160	1.9	2.9	965	997	3.3	1.9
計	1,141	1,165	2.1	1.5	1,051	1,073	2.1	2.1	1,104	1,127	2.1	1.5	1,283	1,321	3.0	0.6	1,056	1,085	2.7	1.5	1,076	1,091	1.4	0.3	1,298	1,323	1.9	1.6	1,230	1,249	1.5	2.7

(注) 斜字となっている令和4年のBランク及びOCランクの賃金上昇率は、令和4年調査の調査票情報を用いて、新ランクに合わせて組替集計したものの。

第4表③ 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和4年6月と令和5年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

性 就業 形態	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		
	R4年 6月	R5年 6月	R4年	R5年	R4年 6月	R5年 6月	R4年	R5年	R4年 6月	R5年 6月	R4年	R5年	R4年 6月	R5年 6月	R4年	R5年	R4年 6月	R5年 6月	R4年	R5年	R4年 6月	R5年 6月	R4年	R5年	R4年 6月	R5年 6月	R4年	R5年	R4年 6月	R5年 6月			
計	A	1,560	1,597	2.4	2.0	1,572	1,609	2.4	2.2	1,609	1,641	2.0	2.1	1,824	1,880	3.1	2.2	1,231	1,278	3.8	2.1	1,376	1,398	1.6	1.9	1,542	1,577	2.3	2.2	1,750	1,789	2.2	0.6
	B	1,341	1,373	2.4	2.0	1,360	1,396	2.6	2.1	1,377	1,402	1.8	1.9	1,589	1,638	3.1	2.1	1,096	1,129	3.0	1.2	1,192	1,231	3.3	2.0	1,372	1,404	2.3	2.5	1,410	1,446	2.6	1.9
	C	1,207	1,240	2.7	2.6	1,208	1,244	3.0	2.3	1,207	1,238	2.6	1.7	1,502	1,537	2.3	2.5	1,033	1,065	3.1	3.5	1,048	1,081	3.1	0.2	1,247	1,279	2.6	3.9	1,285	1,318	2.6	3.0
男	計	1,410	1,445	2.5	2.1	1,425	1,461	2.5	2.1	1,443	1,472	2.0	2.0	1,696	1,747	3.0	2.2	1,139	1,178	3.4	1.8	1,249	1,281	2.6	1.7	1,422	1,455	2.3	2.5	1,526	1,563	2.4	1.5
	A	1,788	1,827	2.2	1.8	1,744	1,782	2.2	2.1	1,855	1,886	1.7	1.8	2,082	2,140	2.8	2.4	1,390	1,430	2.9	1.8	1,596	1,629	2.1	2.9	1,744	1,790	2.6	1.3	1,919	1,961	2.2	0.7
	B	1,552	1,588	2.3	1.5	1,558	1,598	2.6	1.8	1,588	1,617	1.8	1.5	1,890	1,948	3.1	2.0	1,275	1,301	2.0	0.5	1,332	1,381	3.7	1.1	1,540	1,575	2.3	1.9	1,551	1,588	2.4	1.7
女	C	1,360	1,394	2.5	2.3	1,359	1,398	2.9	2.0	1,370	1,405	2.6	1.8	1,676	1,709	2.0	2.0	1,168	1,197	2.5	5.8	1,117	1,156	3.5	0.9	1,390	1,411	1.5	0.9	1,357	1,389	2.4	3.3
	計	1,624	1,661	2.3	1.7	1,613	1,652	2.4	1.9	1,665	1,696	1.9	1.6	1,958	2,013	2.8	2.2	1,312	1,344	2.4	1.6	1,423	1,464	2.9	1.9	1,606	1,644	2.4	1.6	1,650	1,688	2.3	1.4
	A	1,393	1,430	2.7	2.2	1,254	1,289	2.8	2.2	1,369	1,402	2.4	2.6	1,596	1,651	3.4	2.0	1,155	1,207	4.5	2.3	1,252	1,267	1.2	1.3	1,511	1,544	2.2	2.3	1,577	1,614	2.3	0.6
一般	B	1,197	1,227	2.5	2.4	1,055	1,083	2.7	2.9	1,200	1,222	1.8	2.4	1,343	1,385	3.1	2.2	1,033	1,069	3.5	1.5	1,130	1,164	3.0	2.4	1,350	1,381	2.3	2.7	1,189	1,224	2.9	2.3
	C	1,107	1,138	2.8	2.9	996	1,027	3.1	2.8	1,061	1,089	2.6	1.9	1,280	1,317	2.9	3.2	983	1,017	3.5	2.3	1,014	1,045	3.1	-0.7	1,227	1,260	2.7	4.4	1,164	1,198	2.9	2.7
	計	1,261	1,294	2.6	2.4	1,118	1,149	2.8	2.6	1,243	1,270	2.2	2.4	1,463	1,511	3.3	2.2	1,071	1,112	3.8	1.9	1,163	1,190	2.3	1.7	1,396	1,428	2.3	2.8	1,361	1,397	2.6	1.6
パート	A	1,766	1,808	2.4	1.9	1,711	1,750	2.3	2.2	1,843	1,877	1.8	2.3	1,916	1,975	3.1	2.3	1,547	1,587	2.6	1.6	1,556	1,593	2.4	2.3	1,678	1,724	2.7	1.8	1,858	1,900	2.3	0.5
	B	1,503	1,540	2.5	2.0	1,482	1,522	2.7	2.0	1,568	1,596	1.8	1.7	1,692	1,745	3.1	2.3	1,268	1,307	3.1	0.2	1,314	1,365	3.9	2.4	1,486	1,522	2.4	2.9	1,518	1,553	2.3	1.9
	C	1,319	1,354	2.7	2.8	1,280	1,319	3.0	2.4	1,349	1,384	2.6	2.2	1,543	1,583	2.6	2.5	1,188	1,213	2.1	5.7	1,091	1,124	3.0	0.2	1,299	1,336	2.8	3.9	1,389	1,420	2.2	3.2
パート	計	1,581	1,619	2.4	2.1	1,549	1,589	2.6	2.1	1,647	1,678	1.9	2.1	1,787	1,841	3.0	2.3	1,350	1,387	2.7	1.5	1,381	1,423	3.0	2.0	1,519	1,558	2.6	2.7	1,632	1,670	2.3	1.4
	A	1,251	1,283	2.6	2.0	1,119	1,148	2.6	2.0	1,203	1,231	2.3	1.8	1,394	1,434	2.9	1.7	1,124	1,174	4.4	2.3	1,147	1,151	0.3	1.1	1,421	1,447	1.8	2.5	1,453	1,484	2.1	1.4
	B	1,088	1,114	2.4	2.0	1,024	1,046	2.1	2.6	1,080	1,101	1.9	2.4	1,170	1,204	2.9	1.1	1,017	1,049	3.1	1.7	1,050	1,075	2.4	1.5	1,216	1,242	2.1	1.8	1,117	1,155	3.4	2.1
パート	C	1,007	1,034	2.7	1.7	944	969	2.6	1.5	983	1,009	2.6	0.6	1,185	1,176	-0.8	2.4	960	996	3.8	1.9	965	1,000	3.6	0.2	1,141	1,161	1.8	3.8	957	994	3.9	2.4
	計	1,145	1,173	2.4	2.1	1,051	1,075	2.3	2.2	1,112	1,136	2.2	1.9	1,280	1,314	2.7	1.4	1,053	1,093	3.8	1.9	1,082	1,099	1.6	1.3	1,304	1,329	1.9	2.5	1,231	1,265	2.8	1.8

(注) 斜字となっている令和4年のBランク及〇Cランクの賃金上昇率は、令和4年調査の調査票情報を用いて、新ランクに合わせて組替集計したものである。

(資料注) 第4表①、②の集計労働者32,180人のうち、本表の集計対象となる令和4年6月と令和5年6月の両方に在籍していた労働者は26,256人(81.6%)。

参考1 賃金引上げの実施時期別事業所数割合

(%)

ランク	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	賃金引上げの実施時期は、昨年と比較して			
		変わらない	早い	遅い	その他
A	100.0	75.5	8.7	1.8	14.0
B	100.0	77.0	9.5	1.5	12.0
C	100.0	75.6	9.9	2.2	12.3
計	100.0	76.2	9.2	1.7	12.8
R4年	100.0	80.5	5.9	2.0	11.6

(注) 「その他」には、前年には賃金引上げを実施しなかった事業所や、会社の設立が前年のため賃金引上げを行うのは今年が初めてである事業所が該当する。

参考2 事由別賃金改定未実施事業所割合

(%)

ランク	産 業 計					製 造 業					卸売業, 小売業					学術研究, 専門・技術サービス業								
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	19.1	2.3	13.7	56.8	8.2	100.0	20.8	3.5	8.9	58.3	8.5	100.0	21.4	2.4	12.2	54.9	9.2	100.0	10.0	3.7	18.0	61.6	6.7
B	100.0	20.3	2.3	12.4	55.7	9.3	100.0	24.9	2.3	14.3	48.6	9.9	100.0	25.4	2.4	14.7	49.0	8.6	100.0	23.5	2.4	2.3	62.7	9.1
C	100.0	19.1	3.0	17.2	49.8	10.9	100.0	21.9	3.6	21.1	40.9	12.5	100.0	18.3	2.6	17.2	50.6	11.3	100.0	12.5	0.0	22.2	57.8	7.5
計	100.0	19.7	2.4	13.5	55.4	9.1	100.0	23.0	2.9	12.9	51.7	9.6	100.0	22.9	2.4	14.2	51.3	9.2	100.0	14.8	2.9	13.1	61.6	7.6
R 4 年	100.0	14.7	1.6	13.3	62.5	7.9	100.0	15.8	2.0	12.8	61.4	8.1	100.0	14.2	1.3	13.4	64.1	6.9	100.0	17.1	1.5	15.5	57.2	8.7

ランク	宿泊業, 飲食サービス業					生活関連サービス業, 娯楽業					医療, 福祉					サービス業 (他に分類されないもの)								
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	18.7	2.3	14.5	54.6	9.9	100.0	10.2	2.0	13.0	68.2	6.7	100.0	29.8	1.3	24.1	38.6	6.2	100.0	17.3	0.0	7.6	67.5	7.5
B	100.0	14.5	1.1	18.5	56.3	9.5	100.0	15.9	1.2	7.5	63.5	11.9	100.0	28.8	6.2	13.0	39.6	12.4	100.0	5.7	2.3	2.7	83.1	6.2
C	100.0	19.5	3.1	17.9	49.4	10.0	100.0	11.6	0.8	15.5	63.7	8.5	100.0	32.1	4.1	13.8	35.6	14.3	100.0	16.8	5.9	14.1	52.9	10.3
計	100.0	16.8	1.9	16.9	54.7	9.7	100.0	12.9	1.5	10.8	65.6	9.2	100.0	29.7	3.5	18.5	38.6	9.6	100.0	11.1	2.0	5.9	73.8	7.2
R 4 年	100.0	14.2	1.5	13.8	60.3	10.2	100.0	13.1	2.6	14.2	62.1	8.0	100.0	18.3	1.2	13.9	57.5	9.1	100.0	13.4	0.9	9.7	71.0	5.0

(注) 事由1 昨年同様、7月以降実施の予定
 事由2 昨年は1～6月に実施したが、今年は7月以降実施の予定
 事由3 昨年は実施したが、今年は凍結の予定
 事由4 昨年は実施していないし、今年も実施しない予定
 事由5 昨年は実施しなかったが、今年は7月以降実施の予定

付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

1 パートタイム労働者比率

(%)

令和4年	令和5年
40.0	41.0

2 男女別労働者数比率

(%)

	令和4年	令和5年
男性	40.9	40.9
女性	59.1	59.1

3 年間所定労働日数（事業所平均）

(日)

令和3年度	令和4年度
245.4	246.2

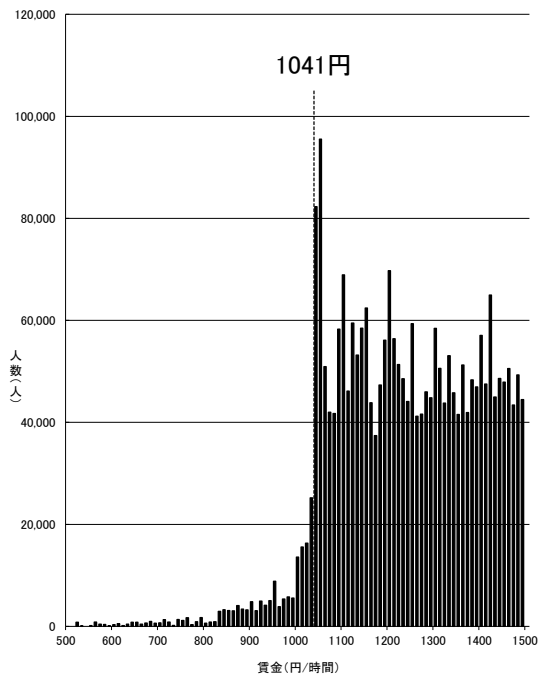
賃金分布に関する資料(抄)

(都道府県別、ランク・総合指数順)

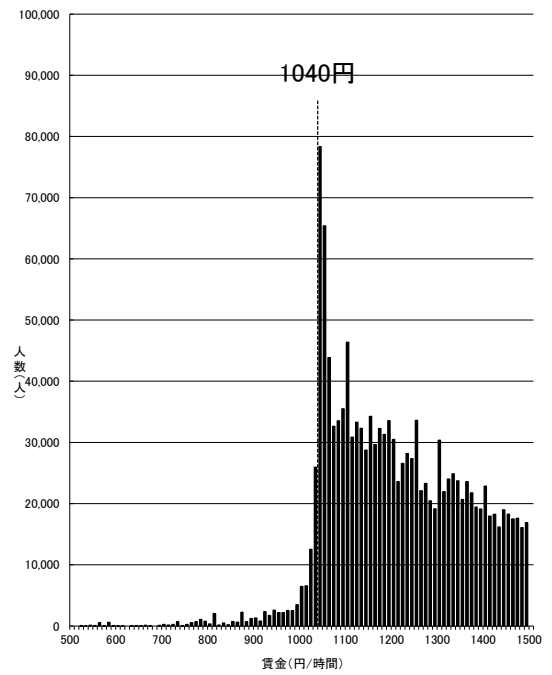
Aランク、Bランクの都道府県のみ抜粋

資料No. 4-1	時間当たり賃金分布（一般労働者・短時間労働者計）	・・・	1
資料No. 4-2	時間当たり賃金分布（一般労働者）	・・・・・・・・・・・・・・・・	14
資料No. 4-3	時間当たり賃金分布（短時間労働者）	・・・・・・・・・・・・・・・・	27

東京(A)



神奈川(A)



資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

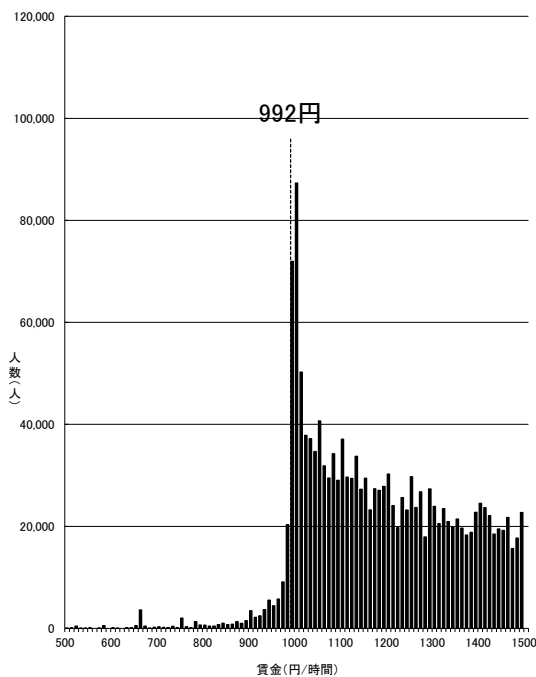
一般・短時間計

資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

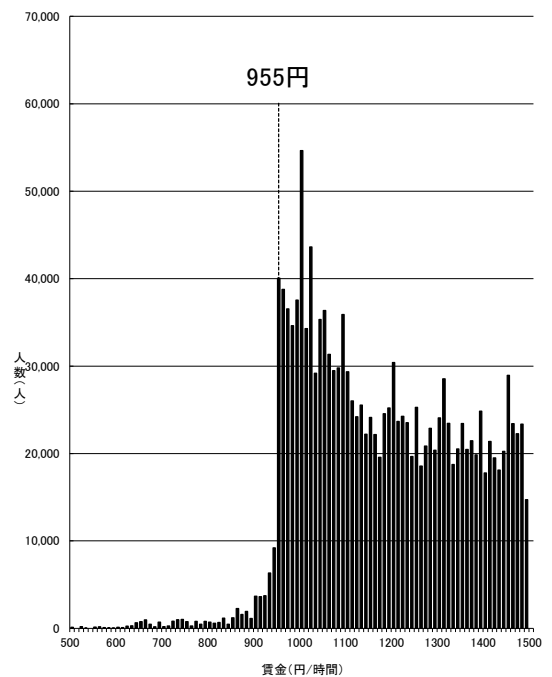
- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

大阪(A)



愛知(A)



資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

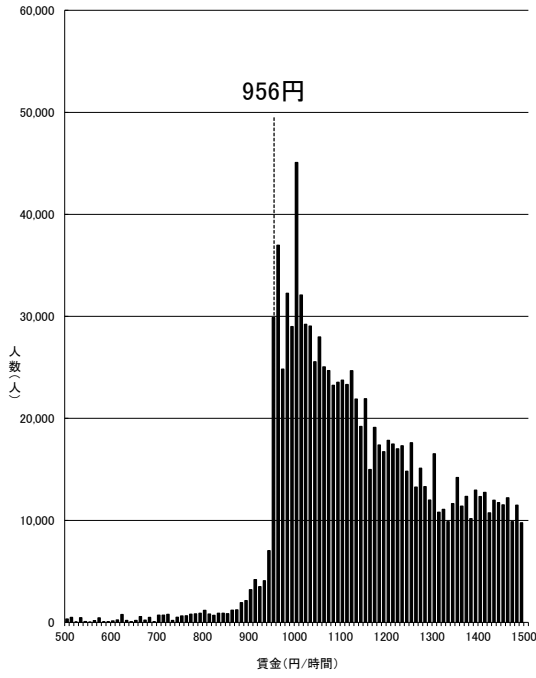
一般・短時間計

資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

埼玉(A)

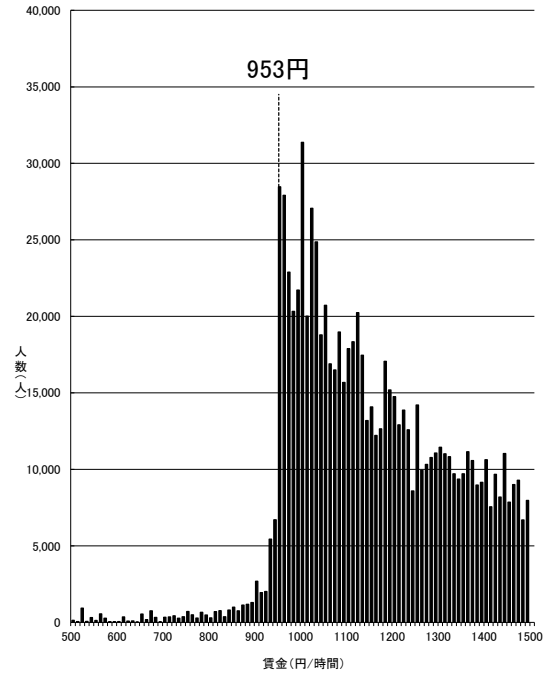


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

千葉(A)

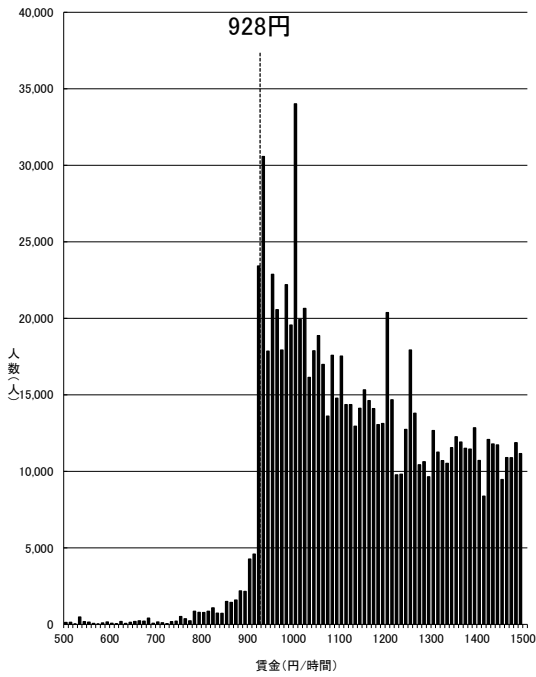


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

兵庫(B)

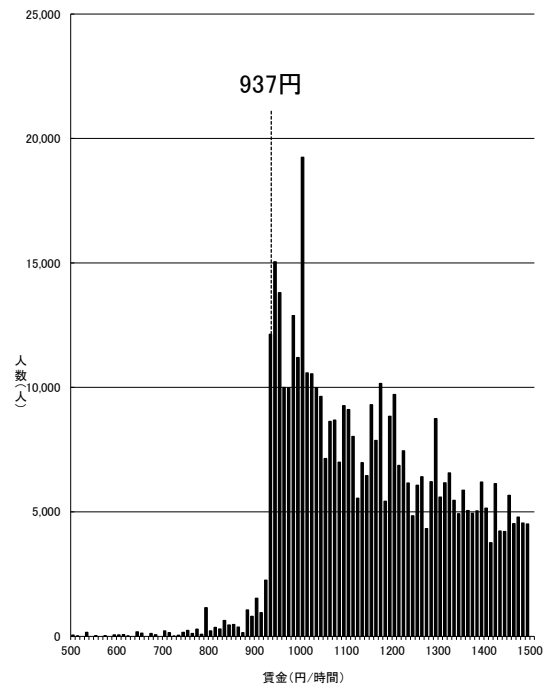


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

京都(B)

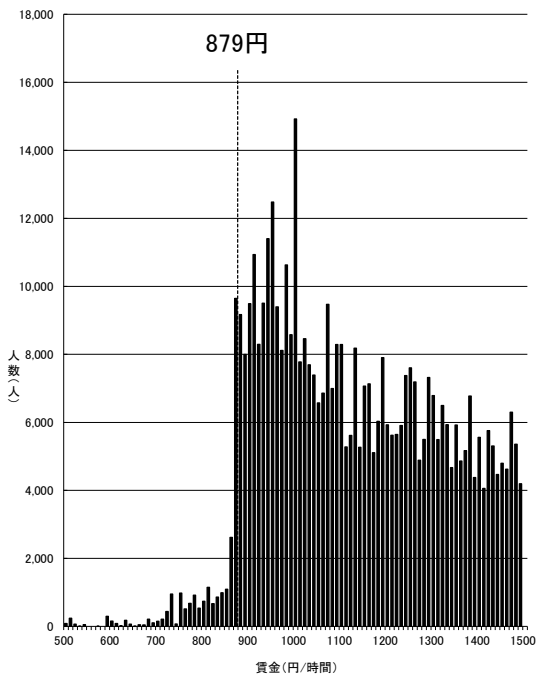


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

茨城(B)

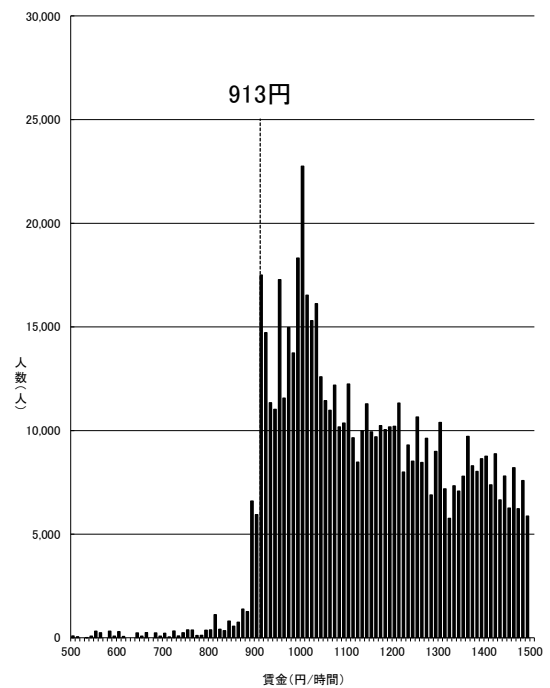


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

静岡(B)

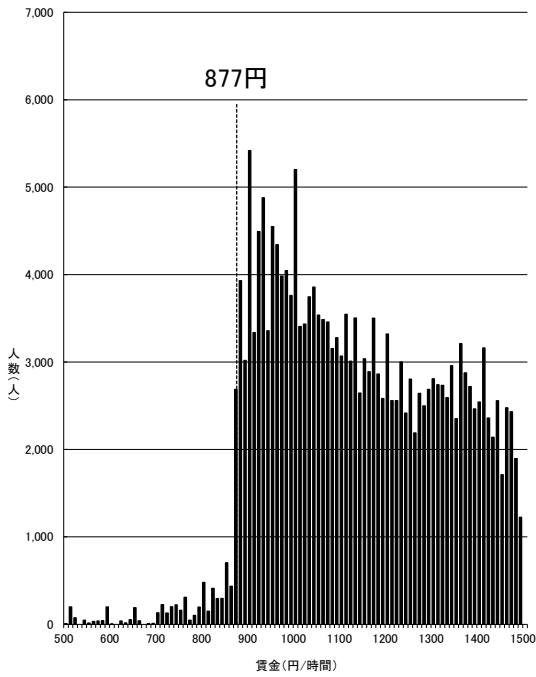


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

富山(B)

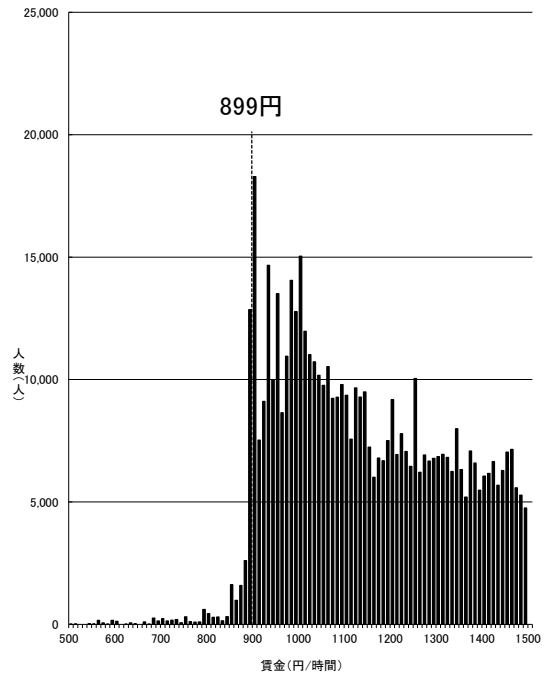


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

広島(B)

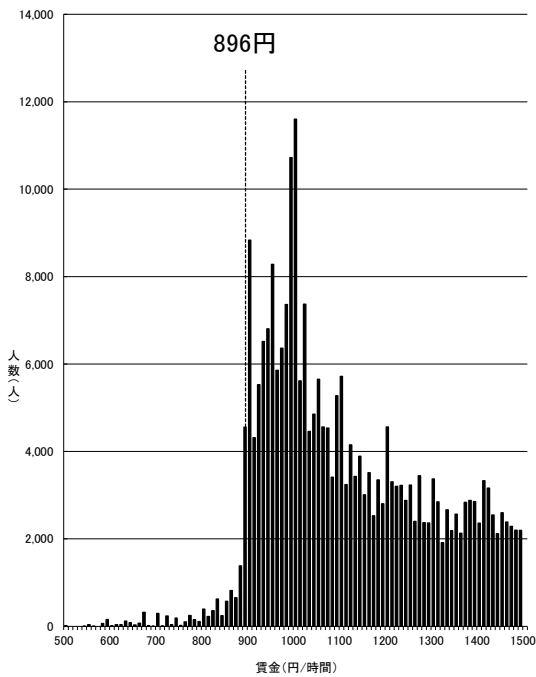


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

滋賀(B)

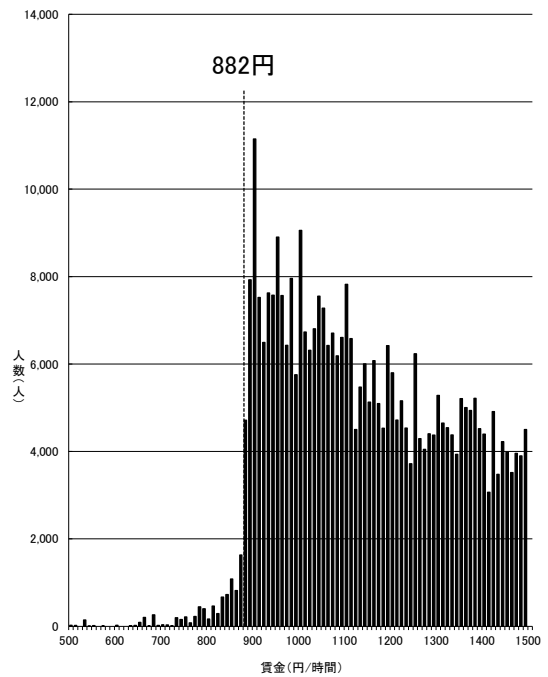


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

栃木(B)

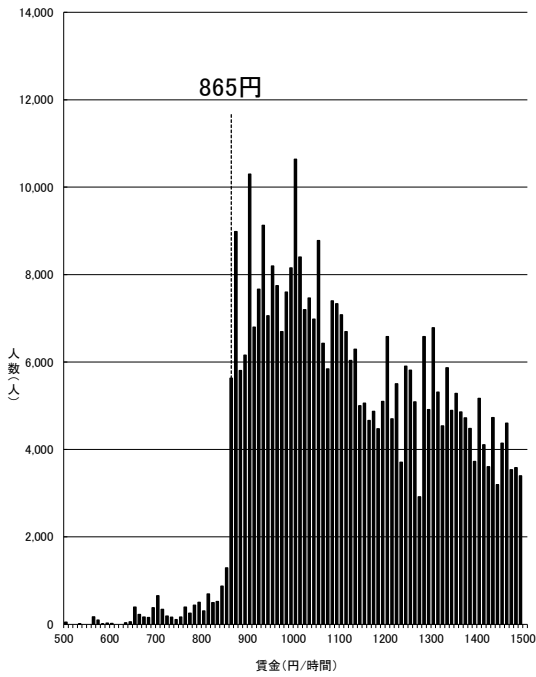


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

群馬(B)

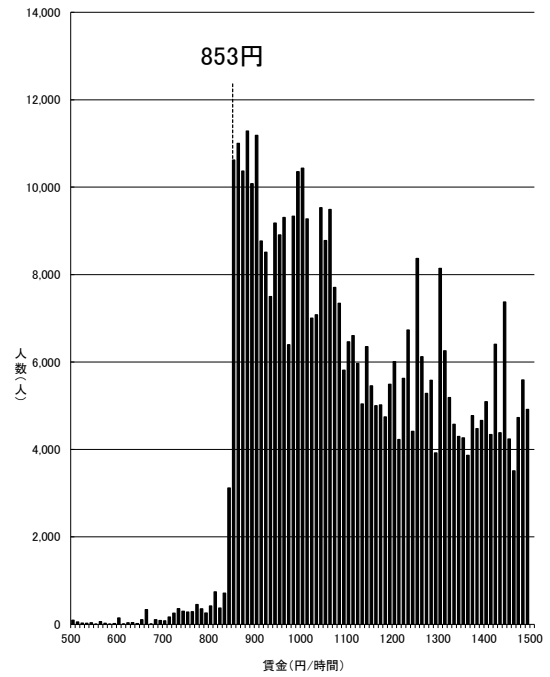


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

宮城(B)

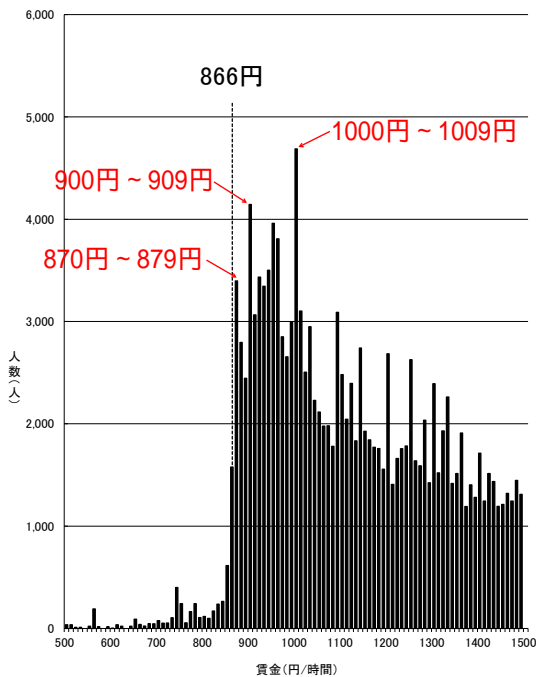


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山梨(B)

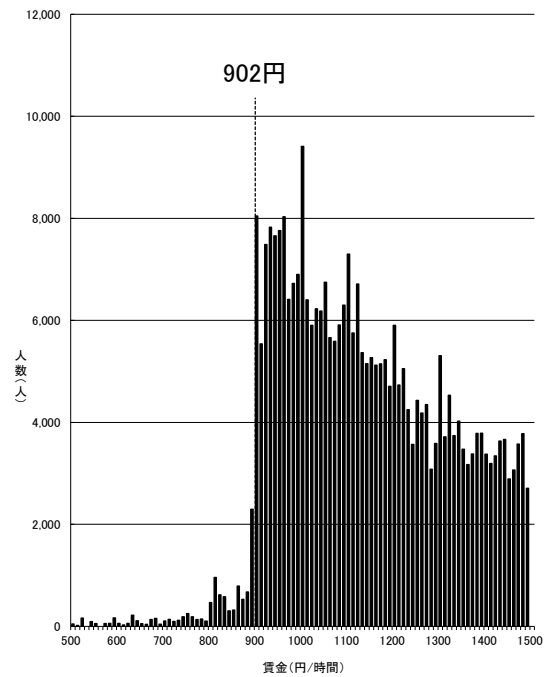


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

三重(B)

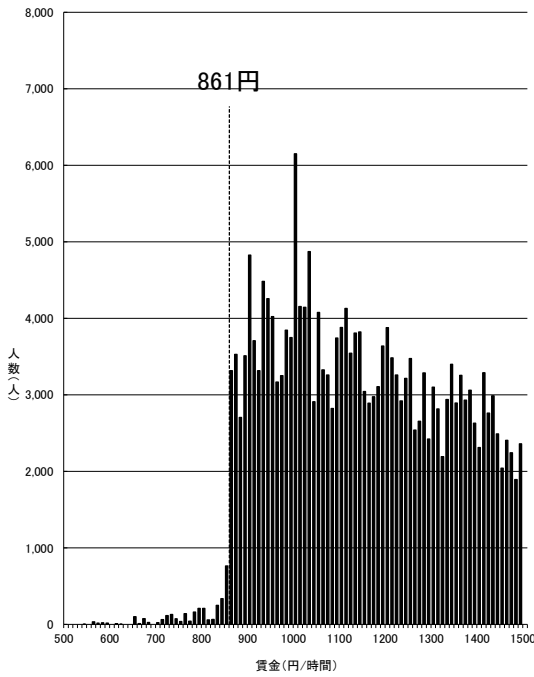


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

石川(B)

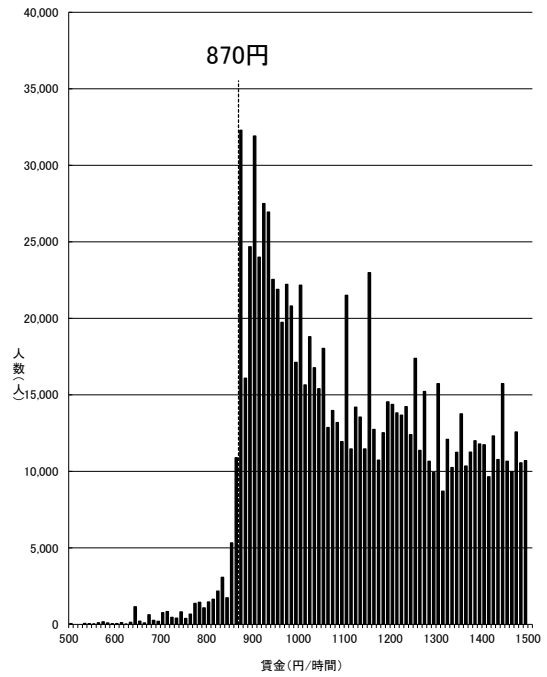


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福岡(B)

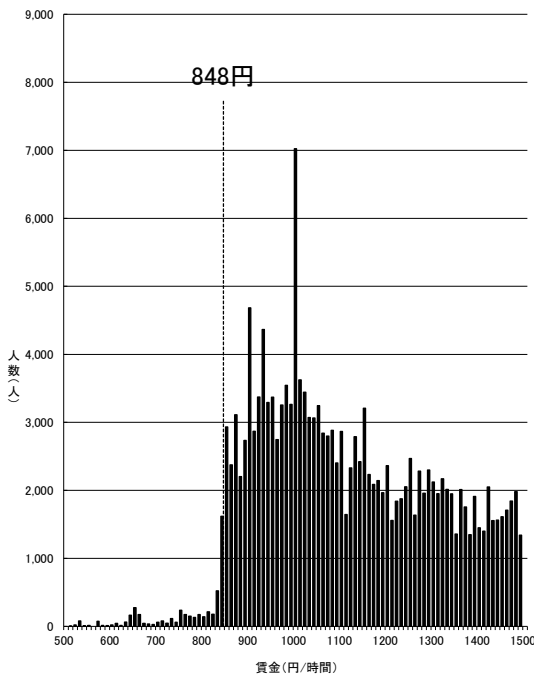


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

香川(B)

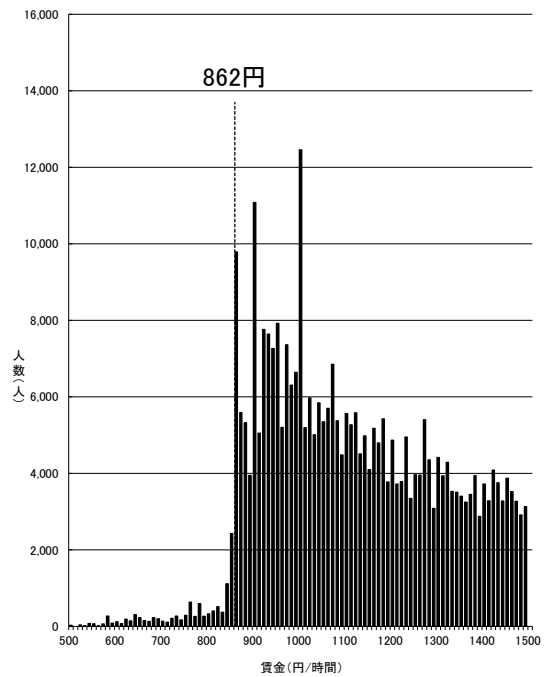


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岡山(B)

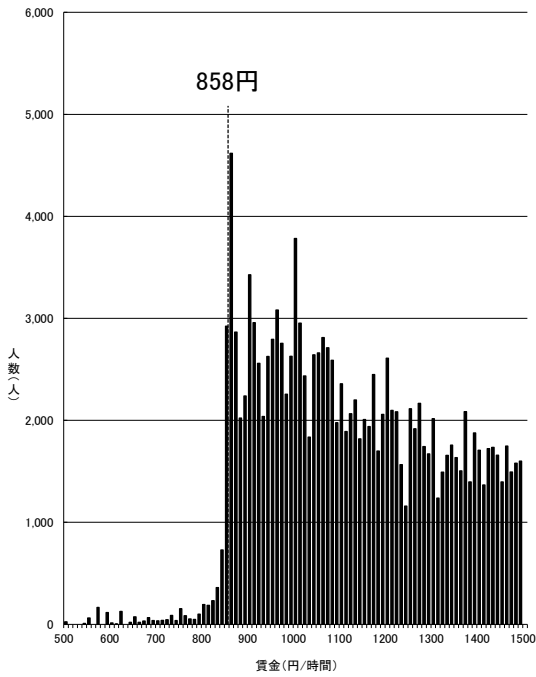


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福井(B)

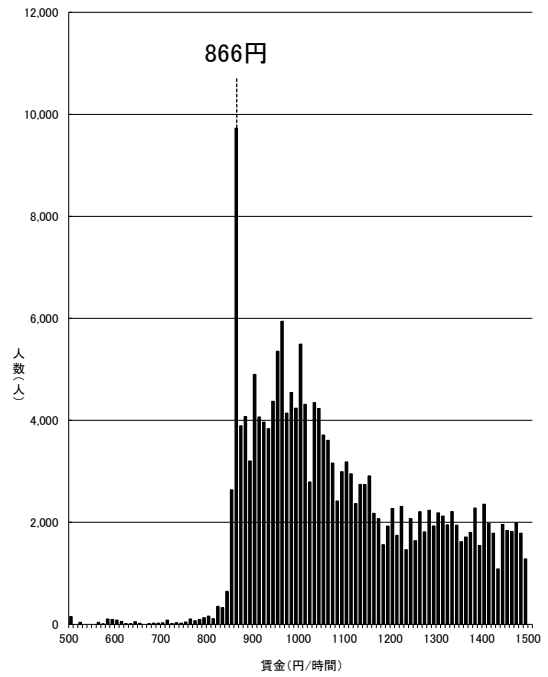


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

奈良(B)

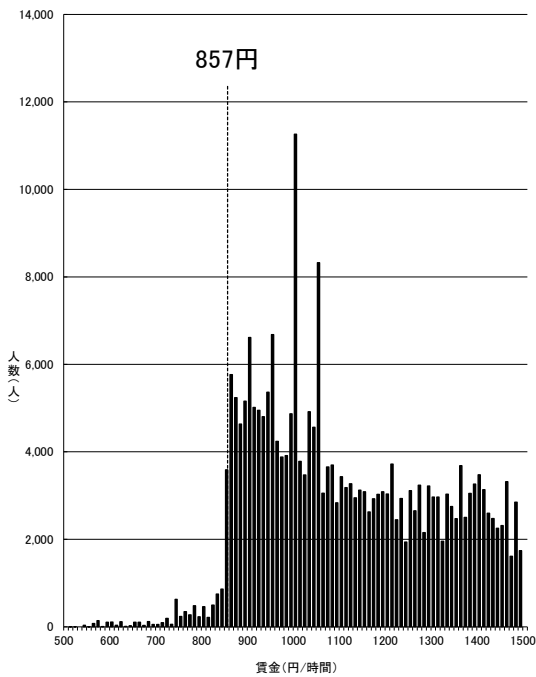


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山口(B)

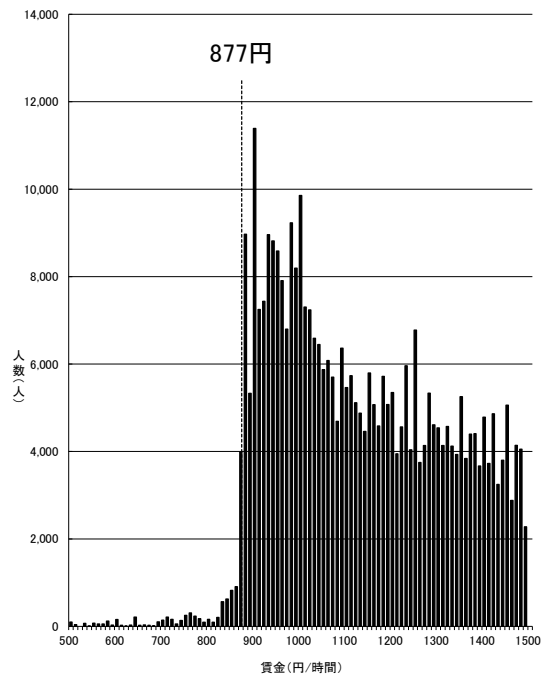


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

長野(B)

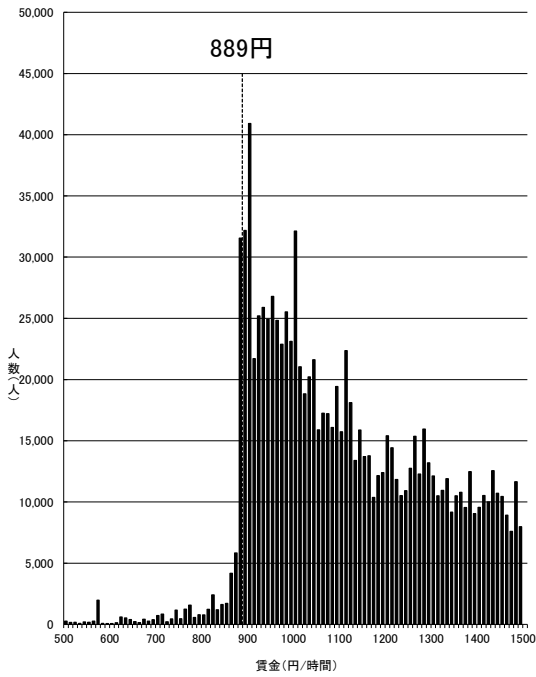


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

北海道(B)

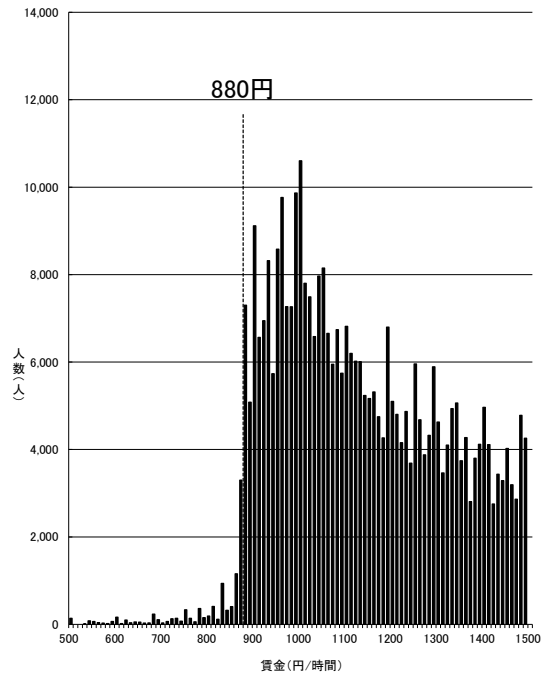


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岐阜(B)

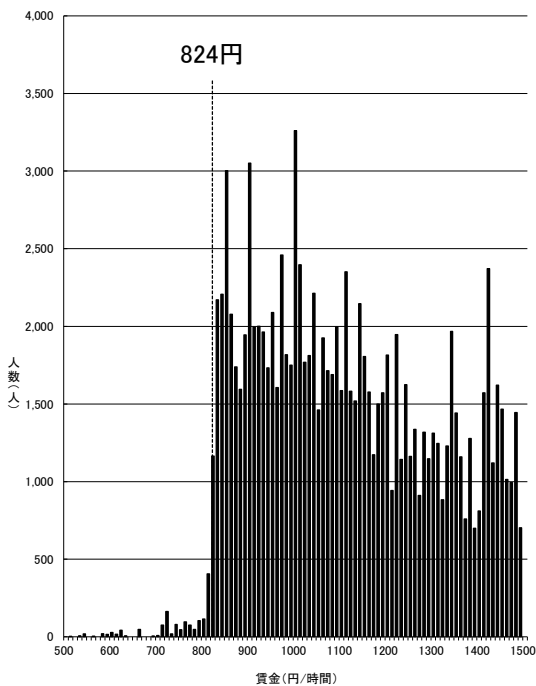


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

徳島(B)

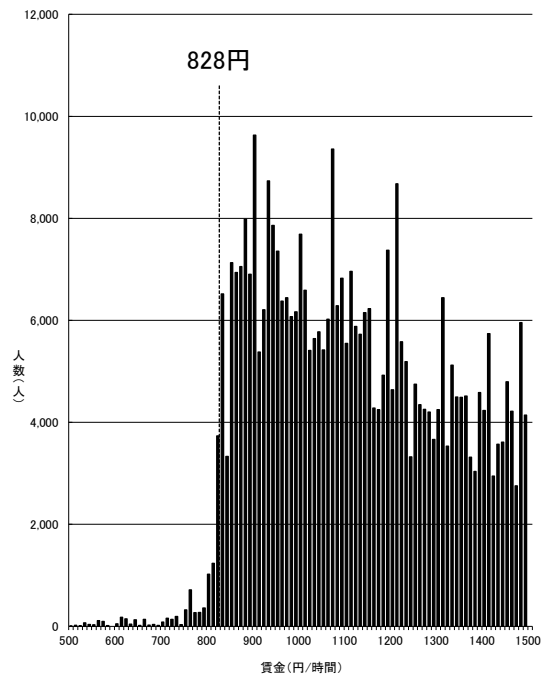


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福島(B)

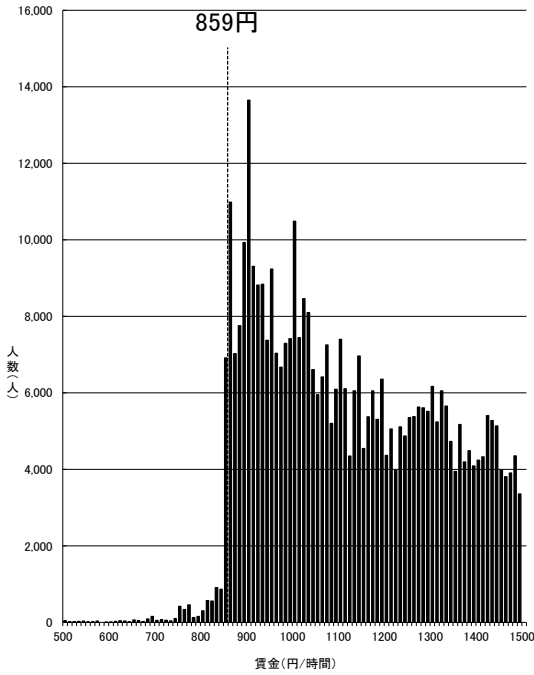


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

新潟(B)

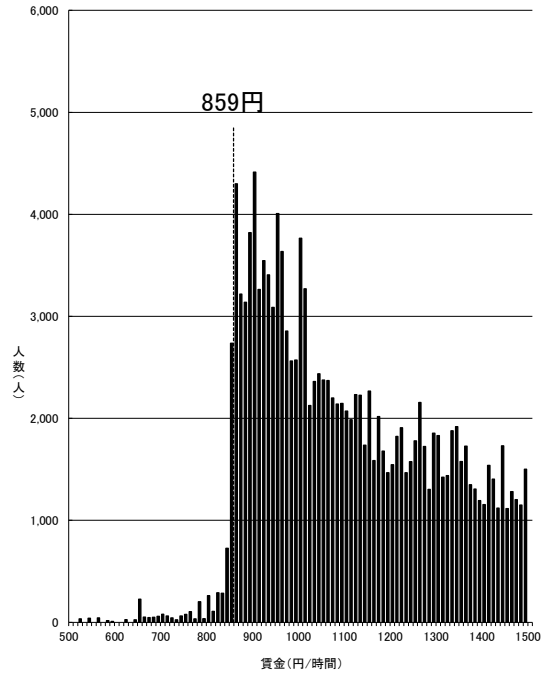


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

和歌山(B)

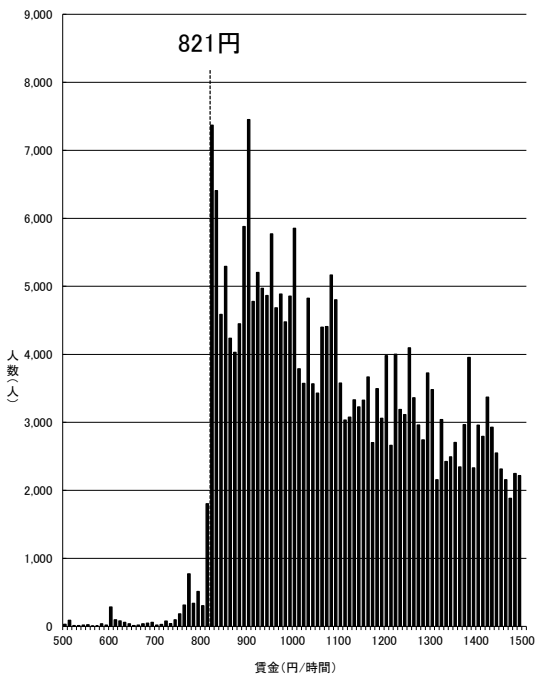


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

愛媛(B)

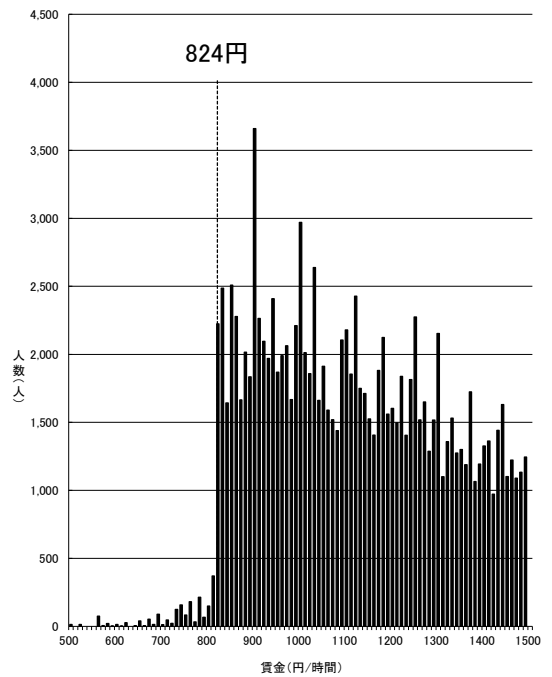


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

島根(B)



資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

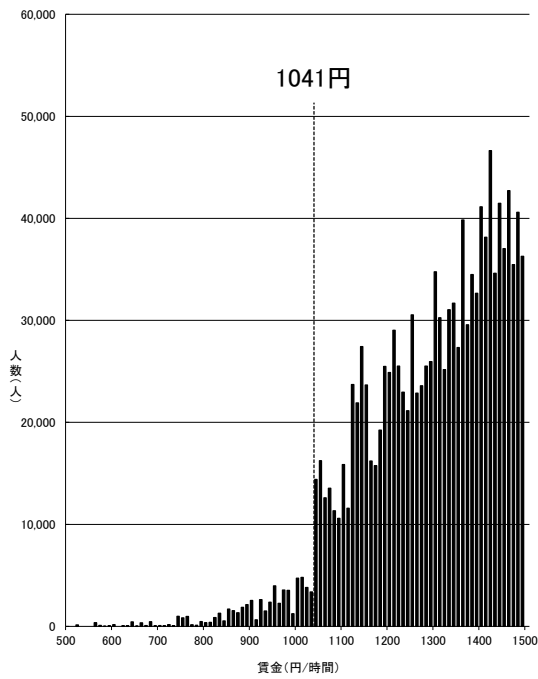
- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

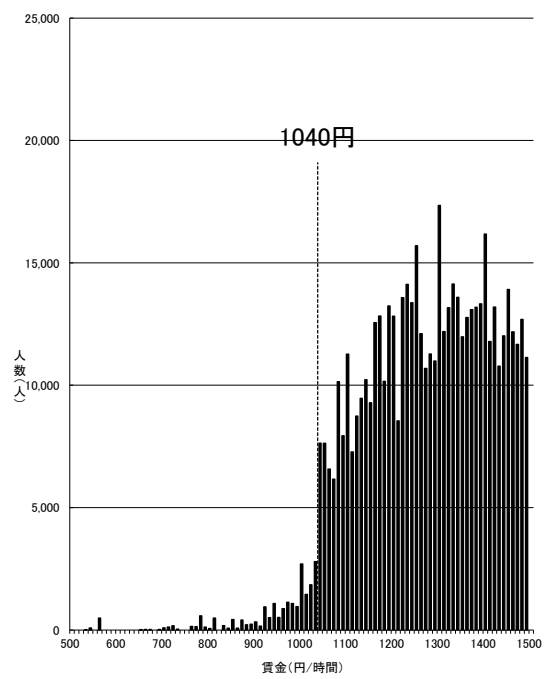
時間当たり賃金分布(一般労働者)

資料No. 4-2

東京(A)



神奈川(A)



資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

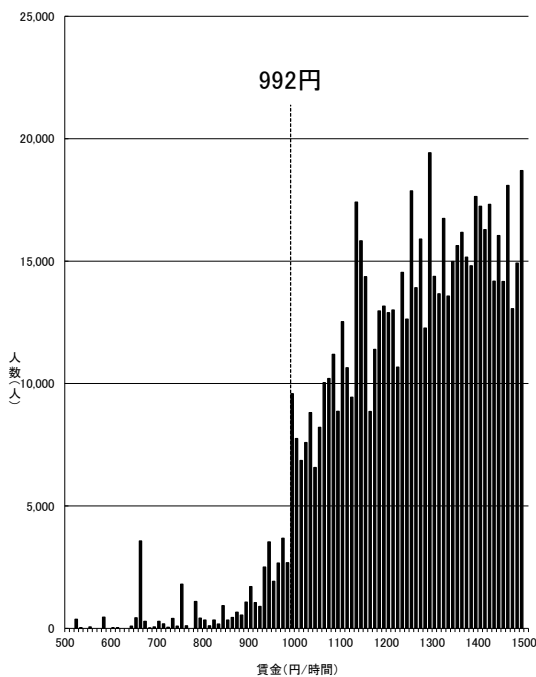
一般労働者

資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

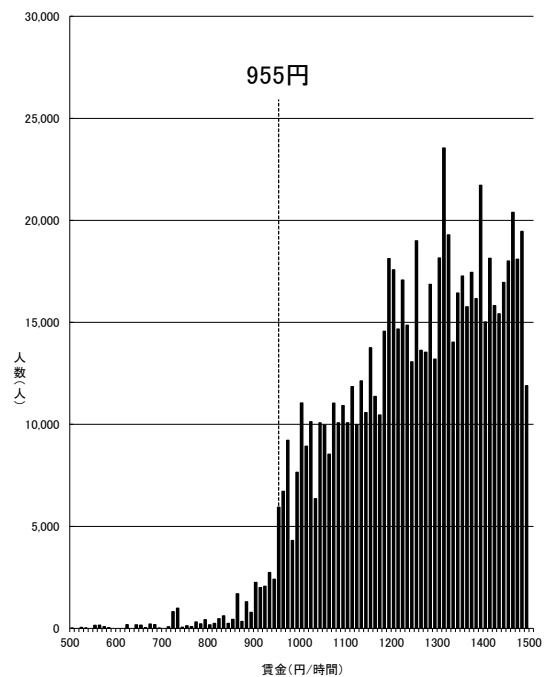
- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

大阪(A)



愛知(A)



資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

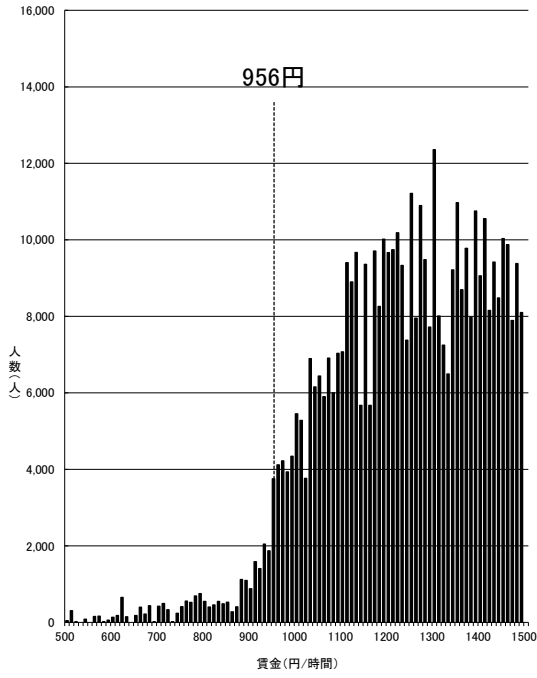
一般労働者

資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

埼玉(A)

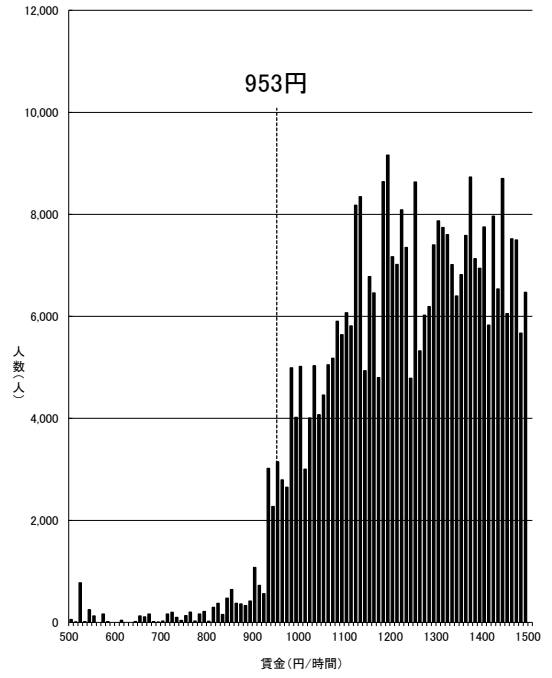


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

千葉(A)

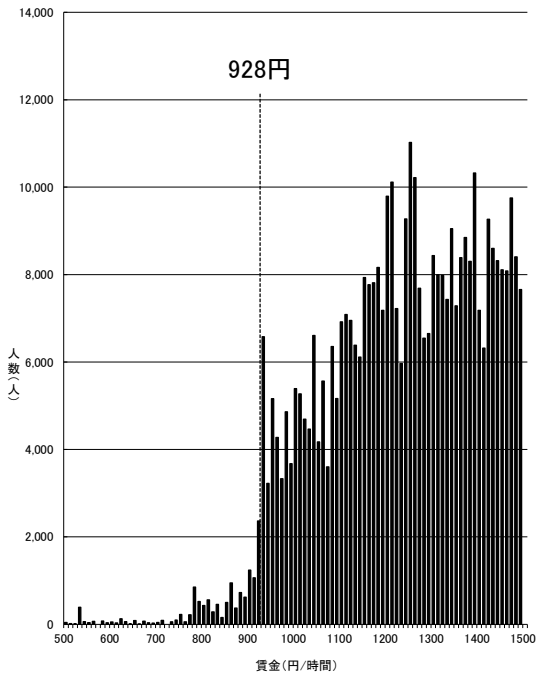


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

兵庫(B)

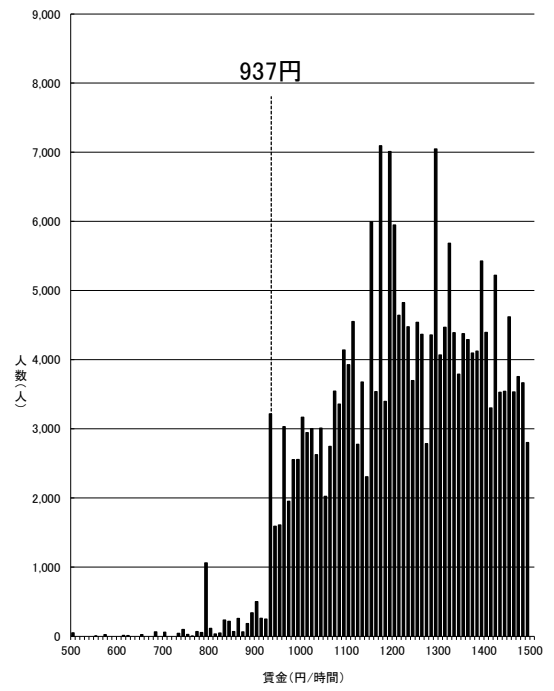


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

京都(B)

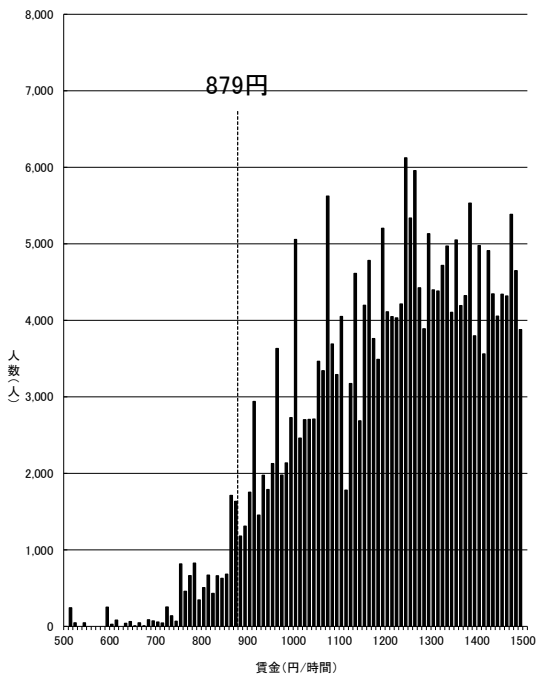


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

茨城(B)

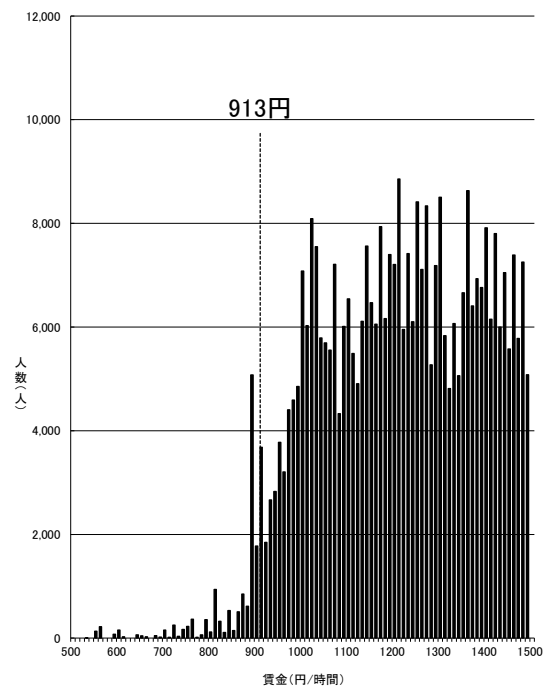


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

静岡(B)

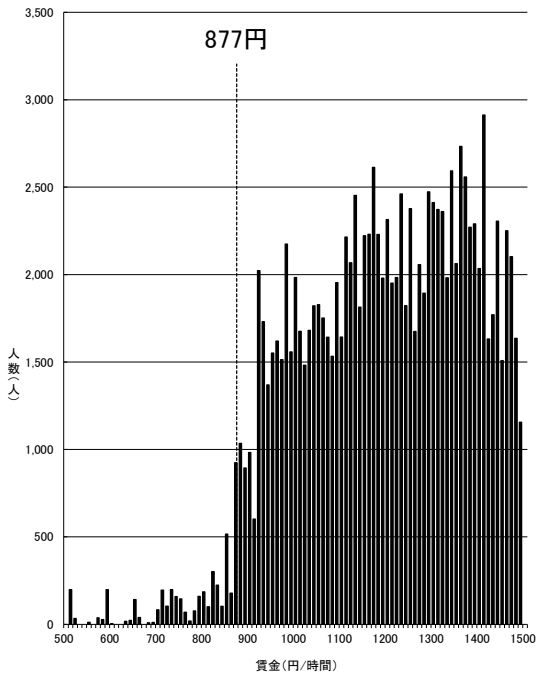


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

富山(B)

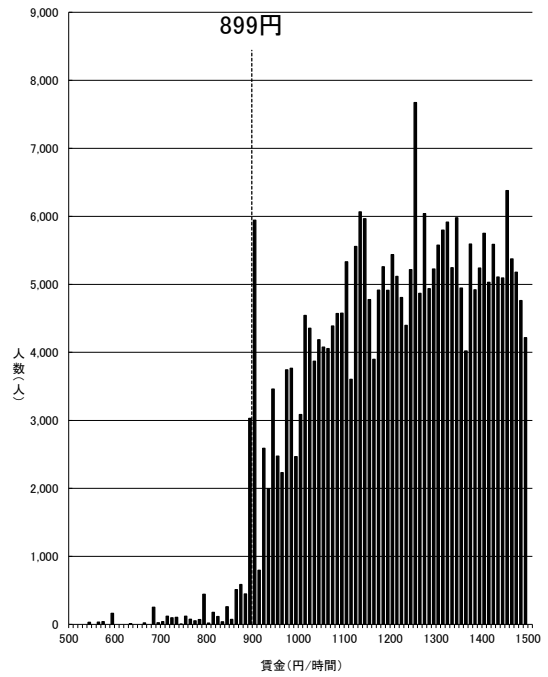


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

広島(B)

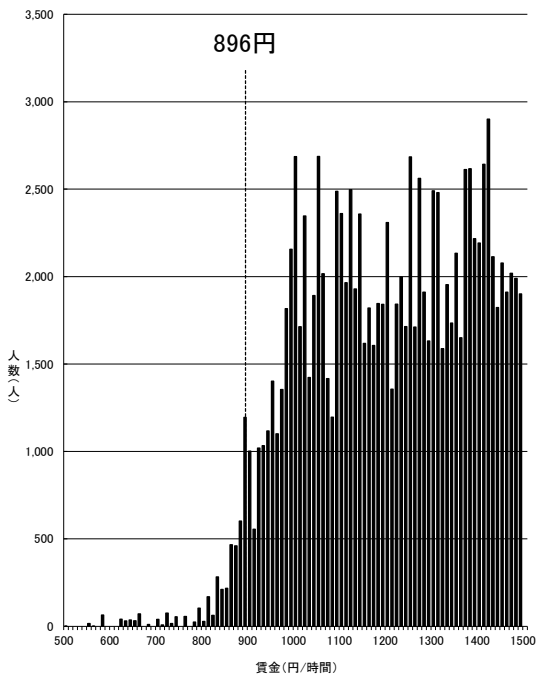


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

滋賀(B)

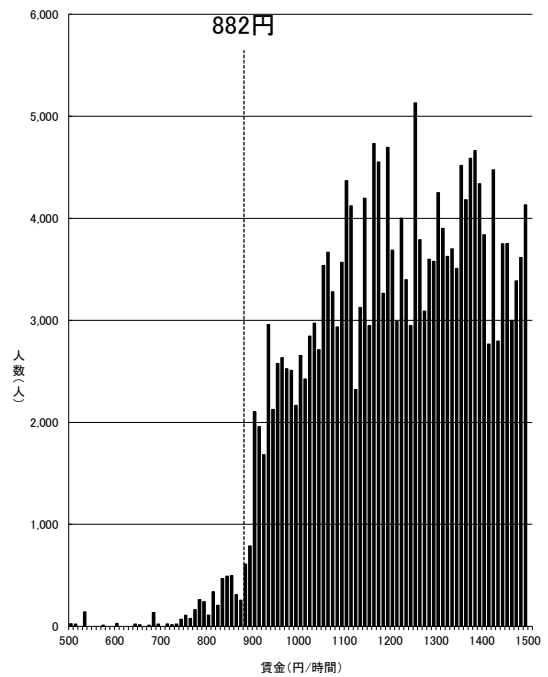


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

栃木(B)

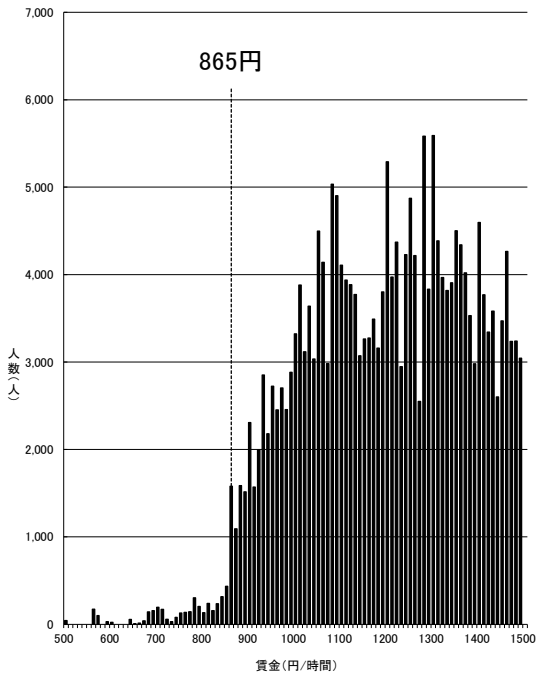


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

群馬(B)

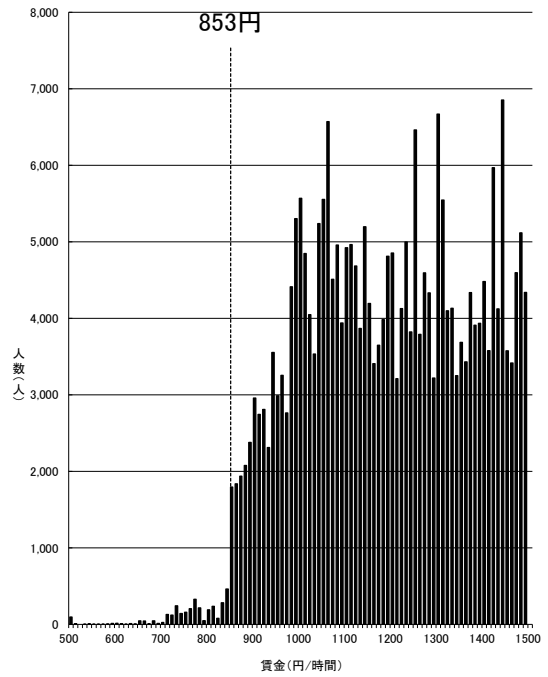


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

宮城(B)

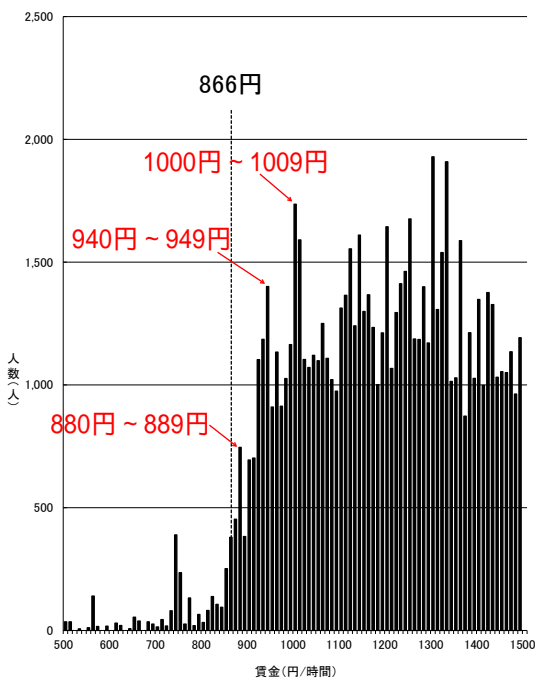


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山梨(B)

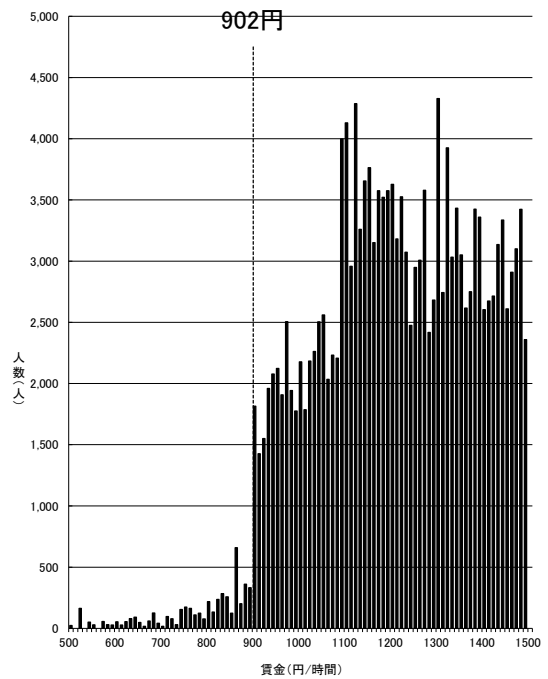


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

三重(B)

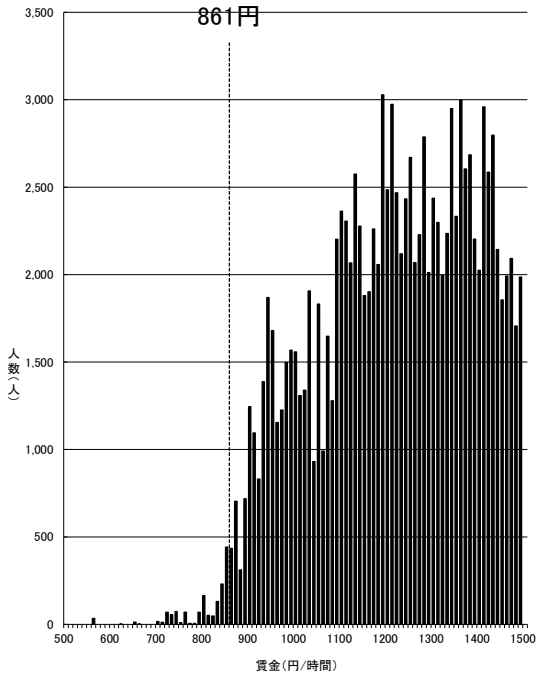


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

石川(B)

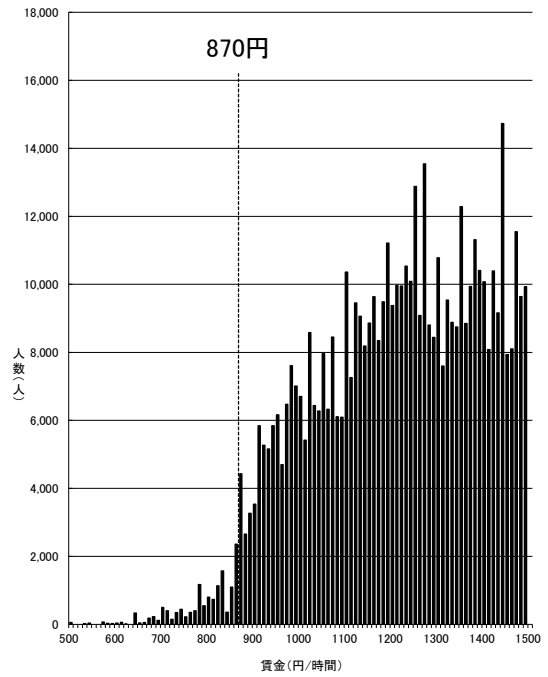


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福岡(B)

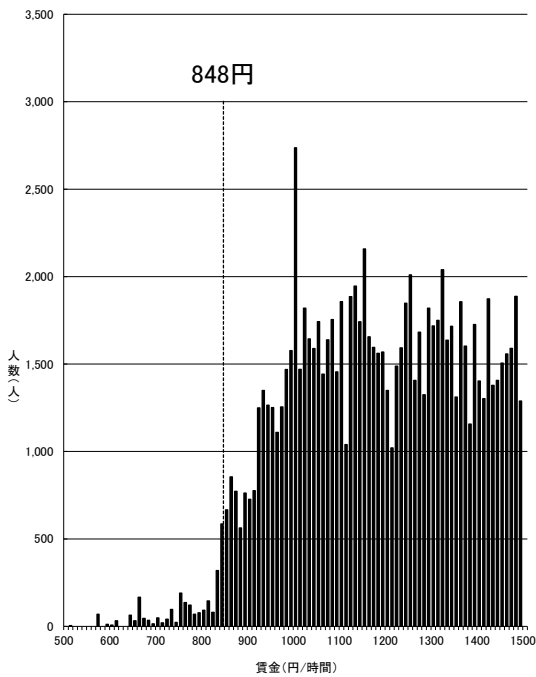


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

香川(B)

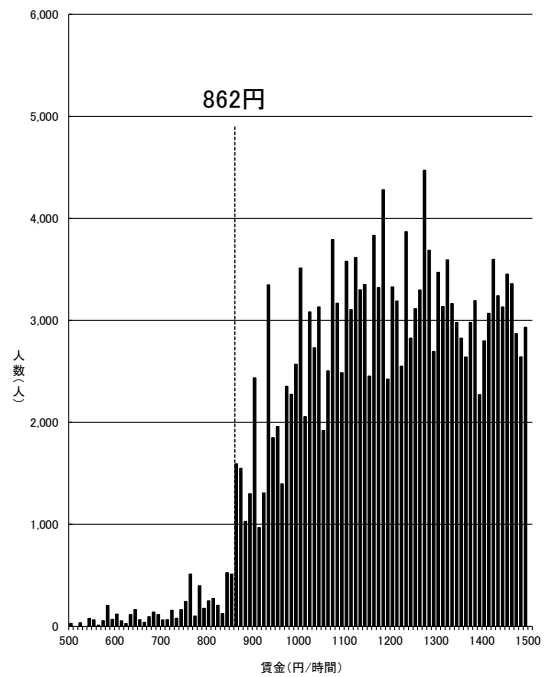


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岡山(B)

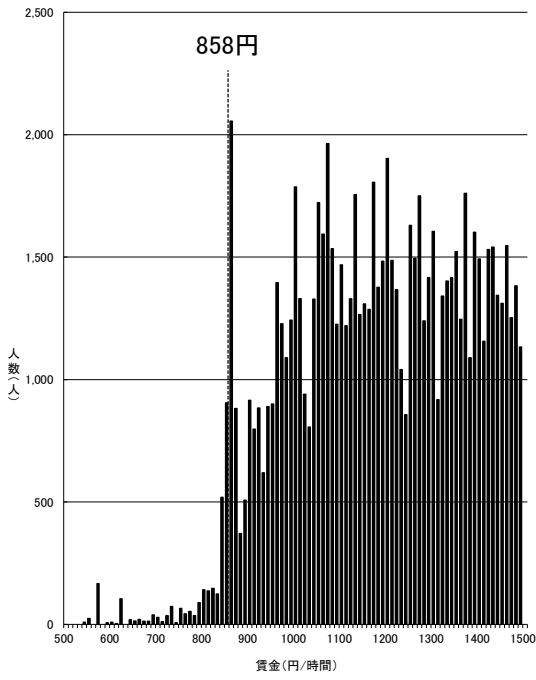


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福井(B)

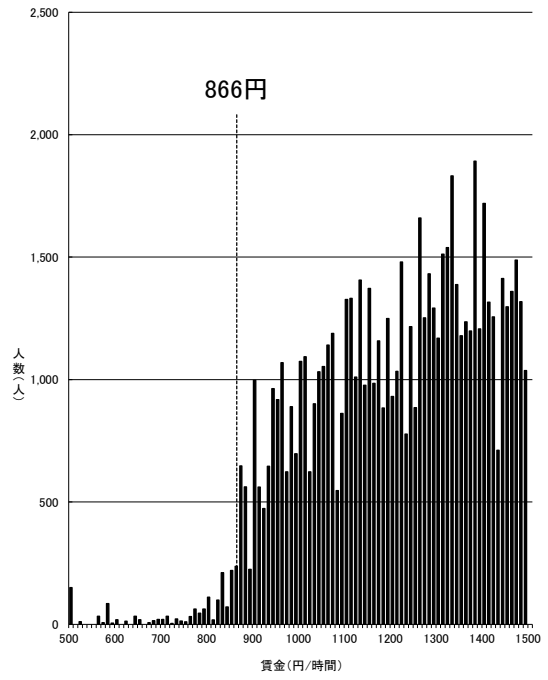


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

奈良(B)

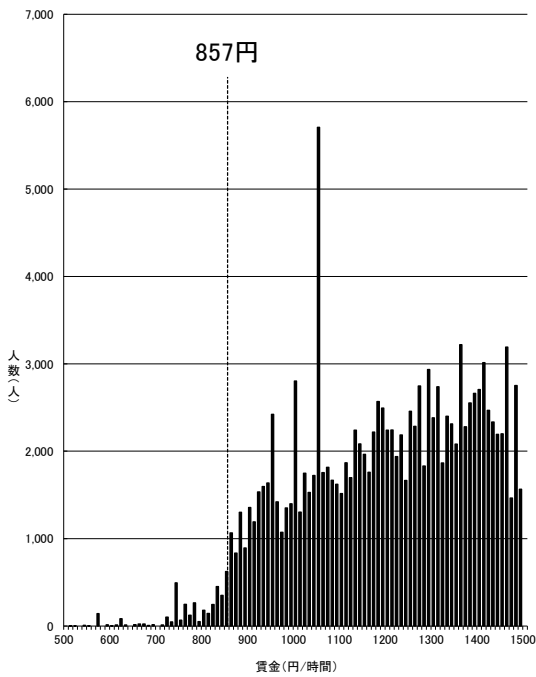


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山口(B)

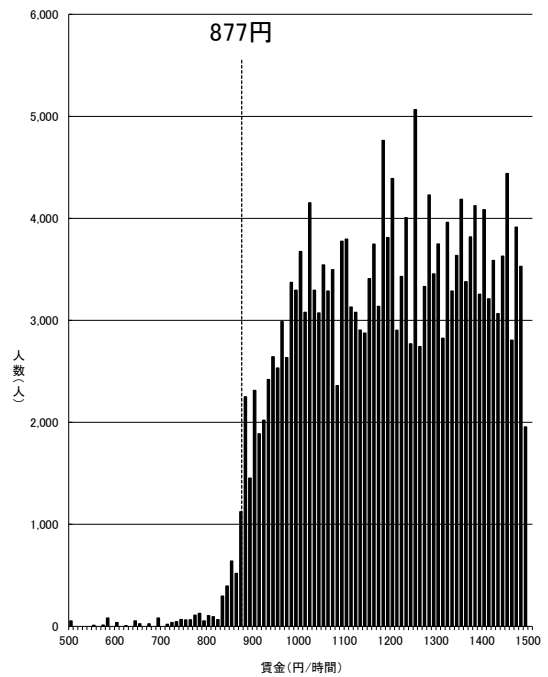


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

長野(B)

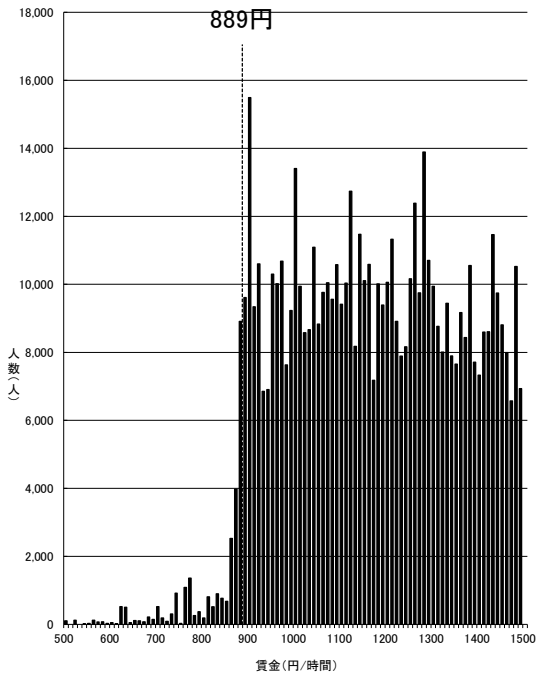


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

北海道(B)

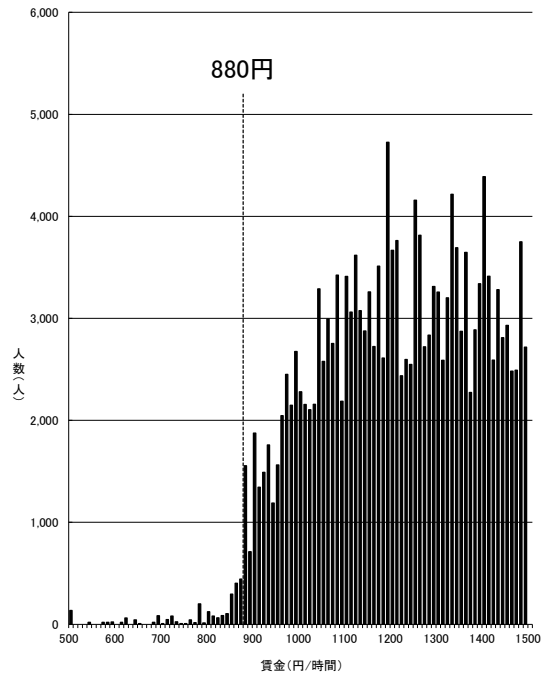


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岐阜(B)

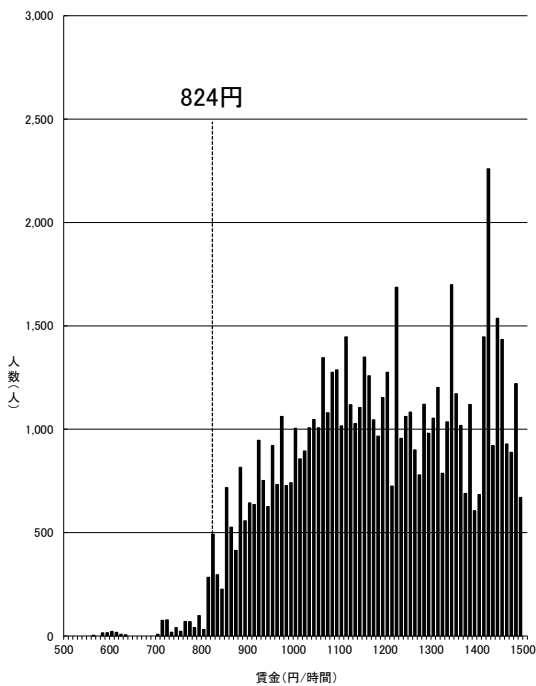


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

徳島(B)

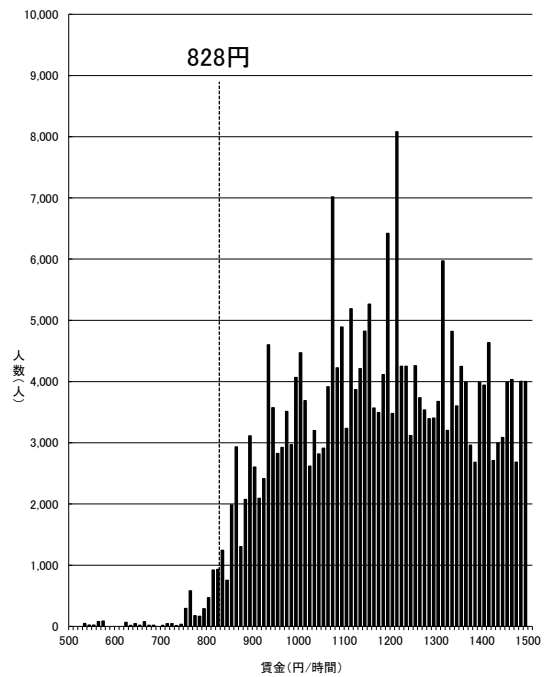


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福島(B)

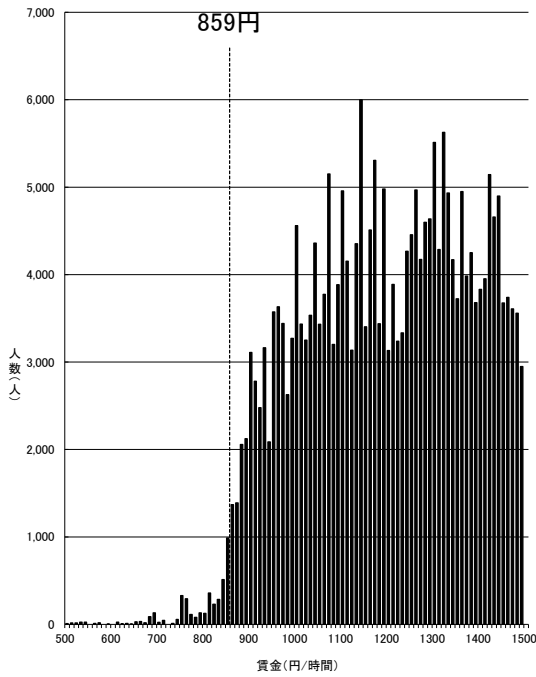


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

新潟(B)

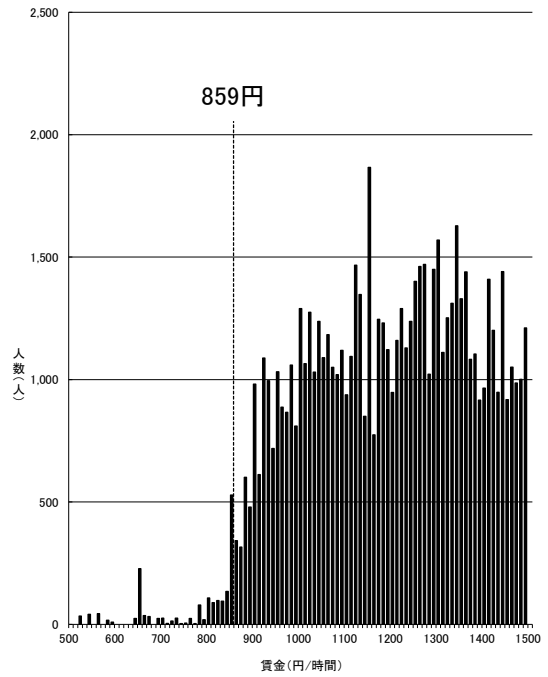


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

和歌山(B)

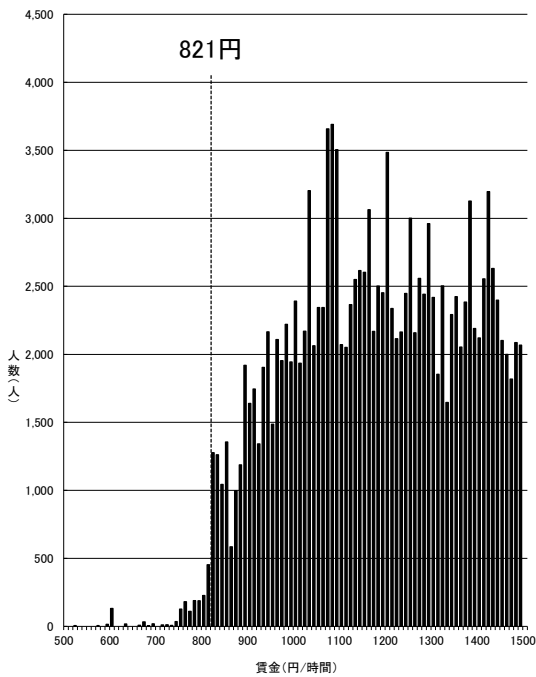


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

愛媛(B)

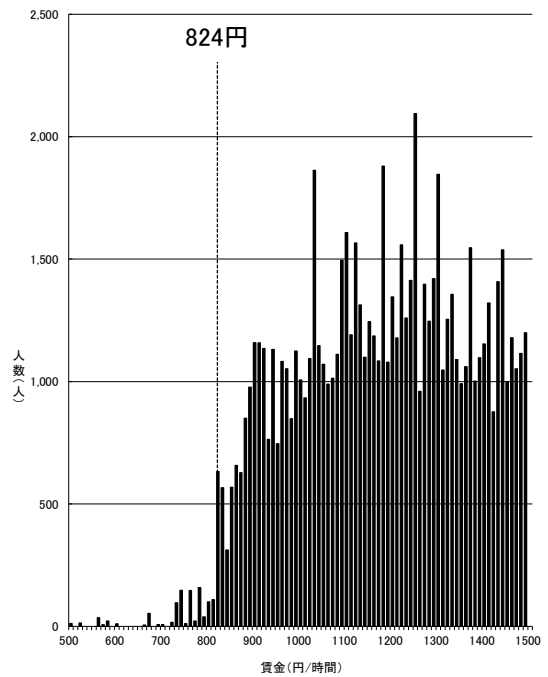


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

島根(B)



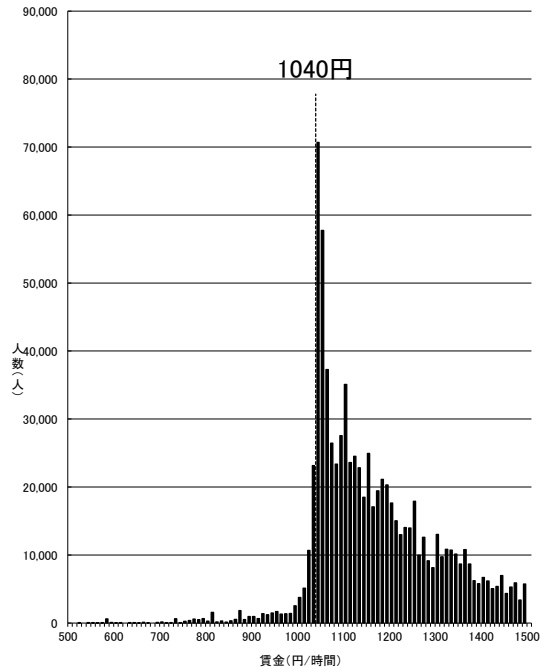
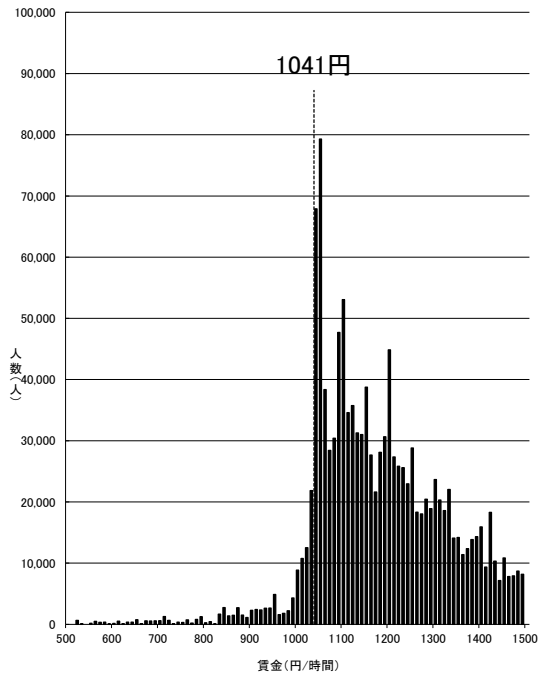
資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

東京(A)

神奈川(A)



資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

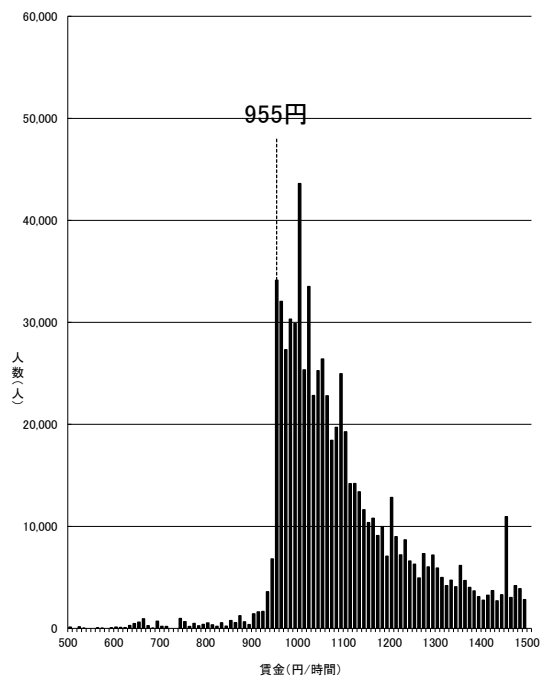
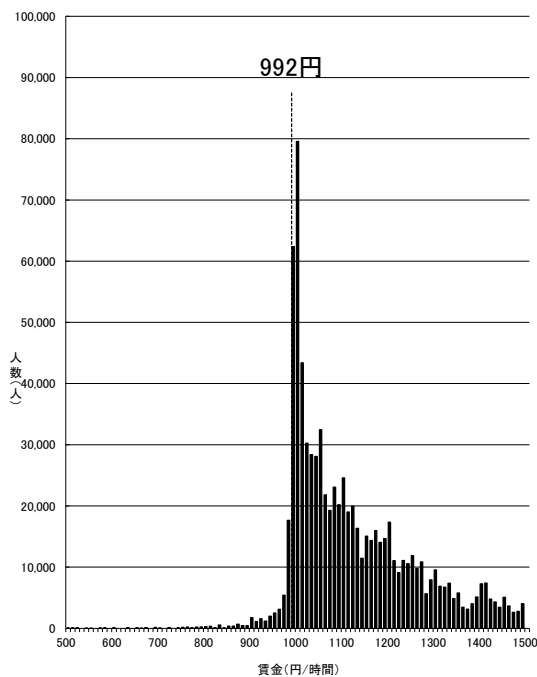
- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

短時間労働者

大阪(A)

愛知(A)



資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

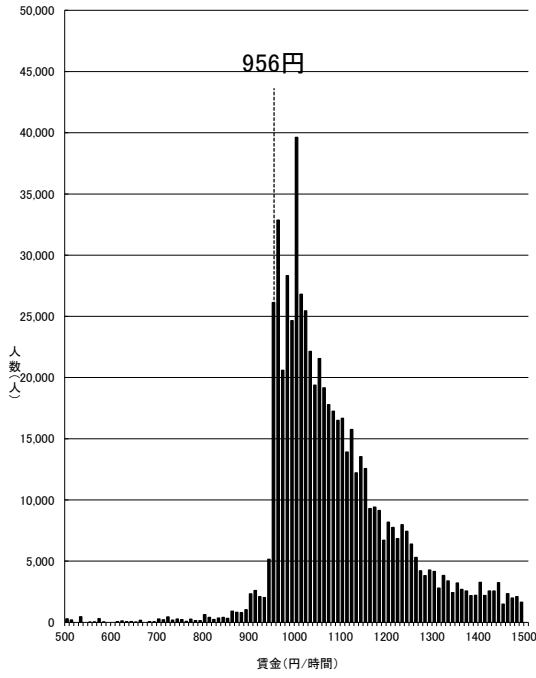
- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

短時間労働者

埼玉(A)

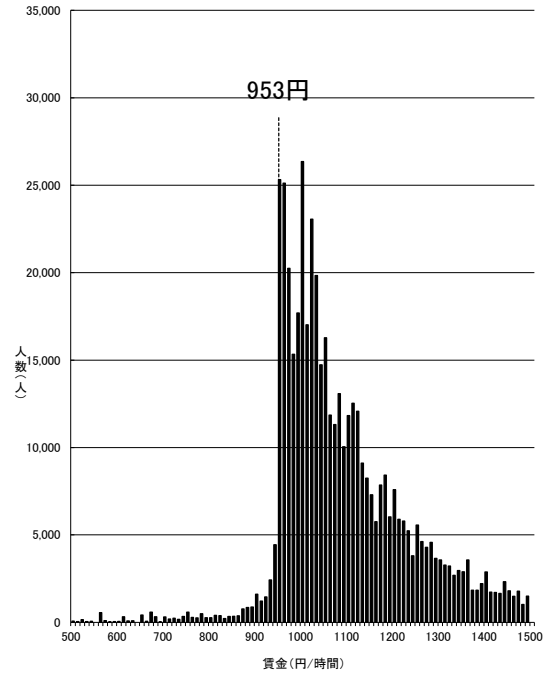


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

千葉(A)

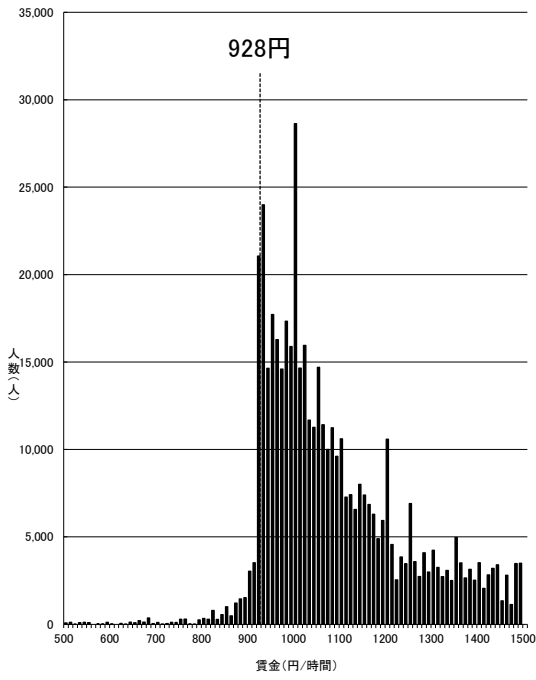


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

兵庫(B)

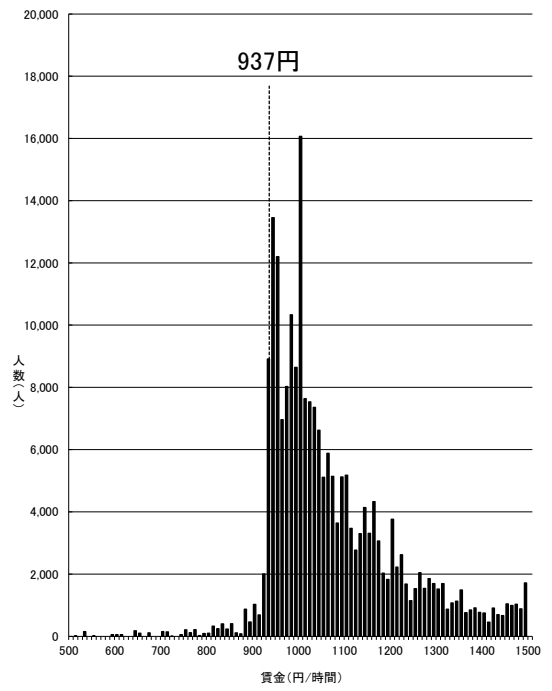


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

京都(B)

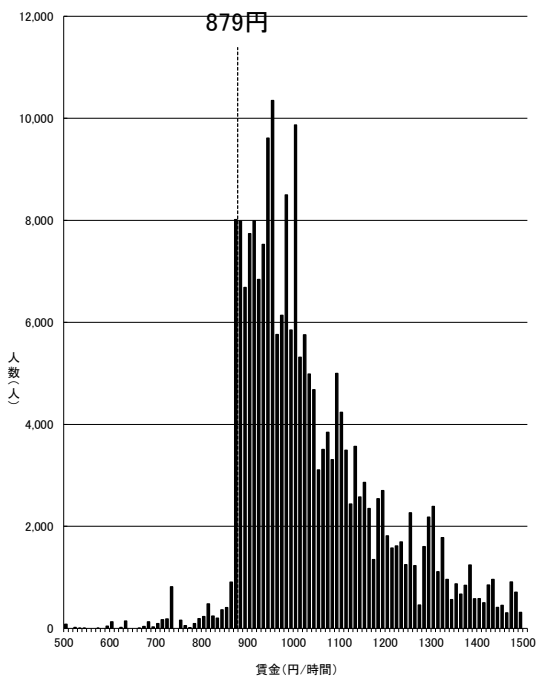


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

茨城(B)

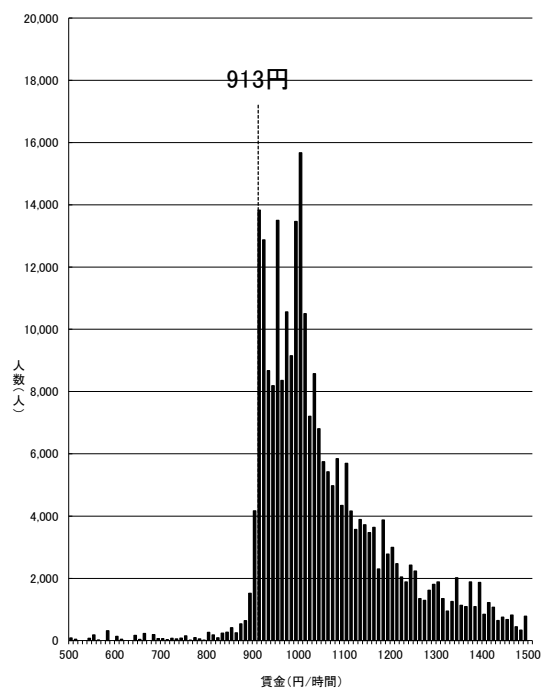


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

静岡(B)

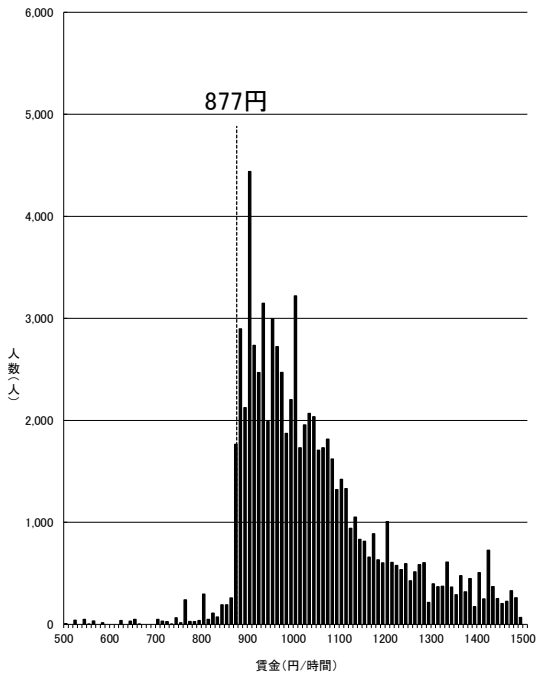


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

富山(B)

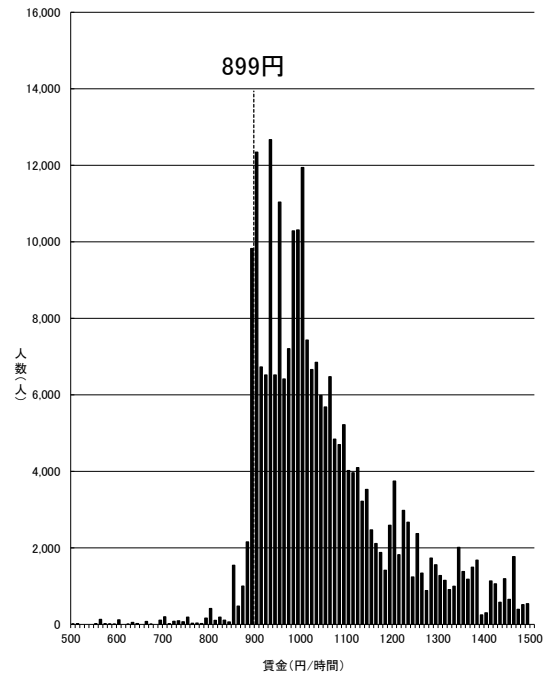


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

広島(B)

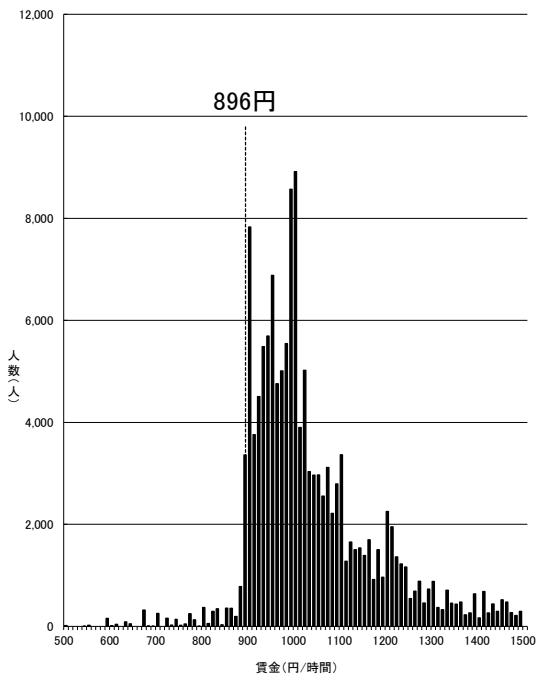


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

滋賀(B)

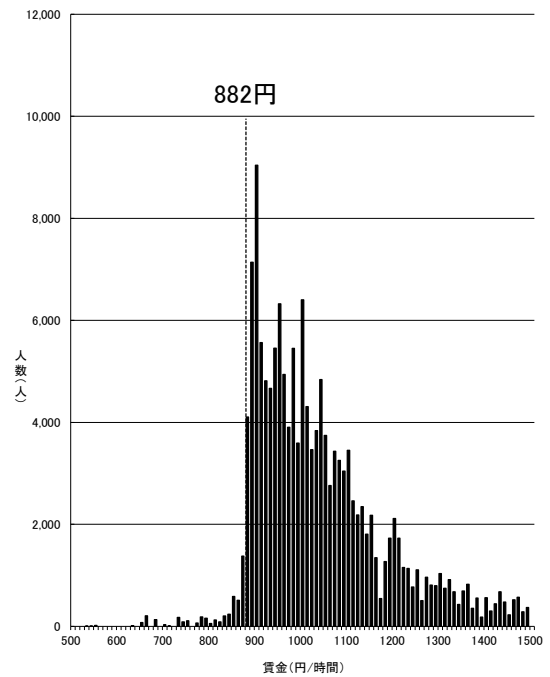


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

栃木(B)

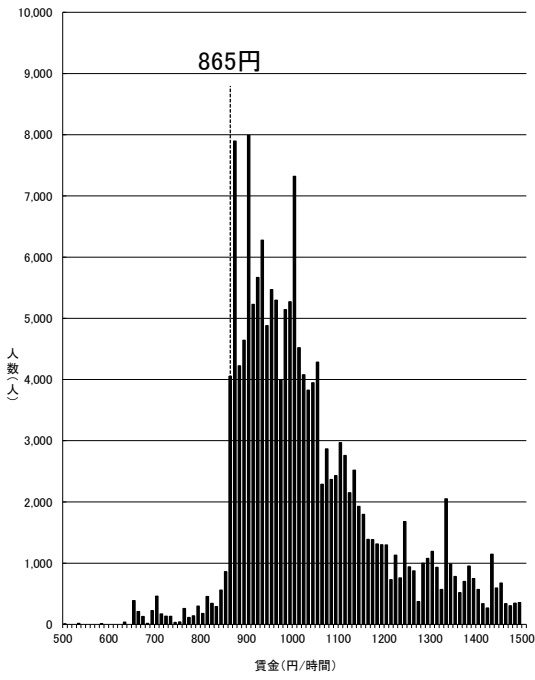


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

群馬(B)

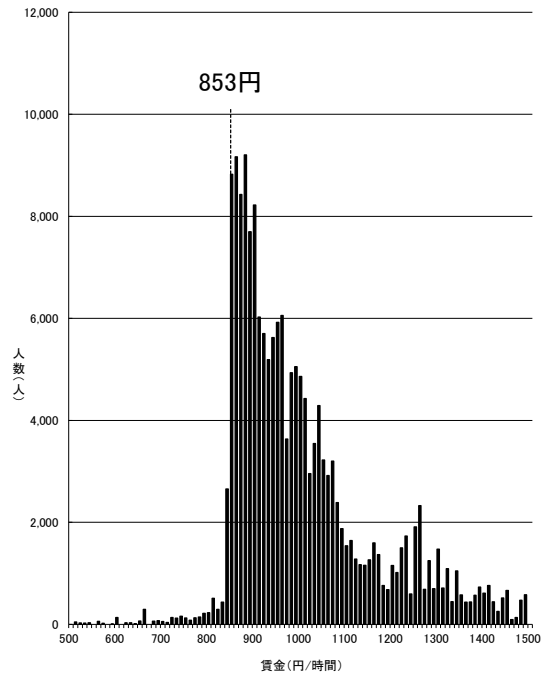


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

宮城(B)

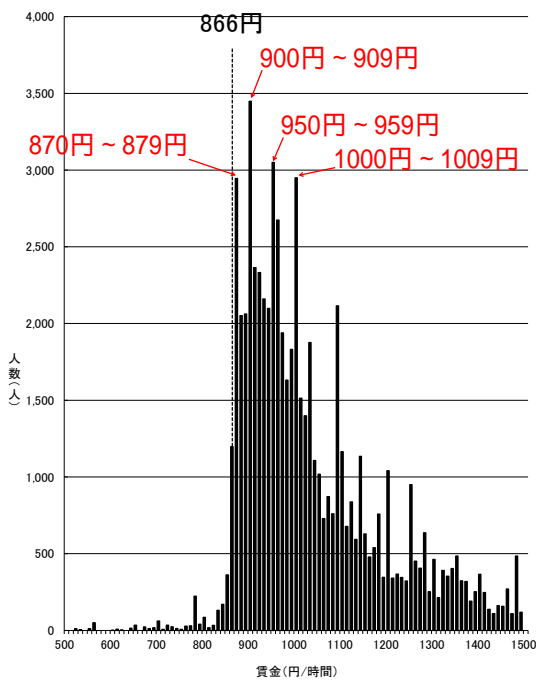


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山梨(B)

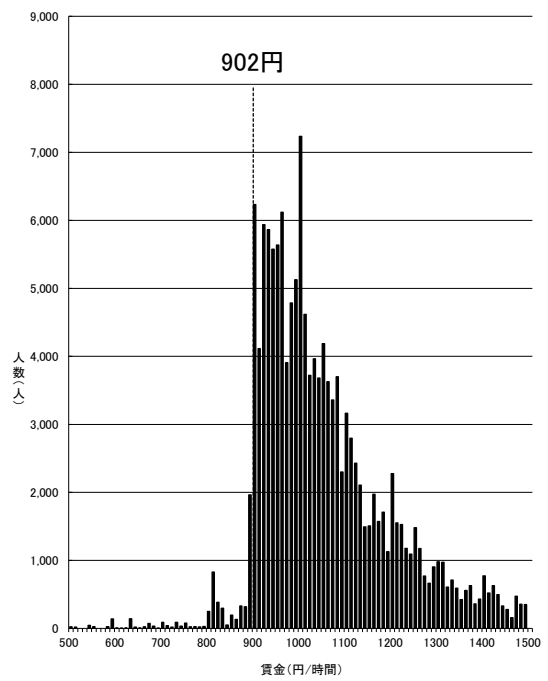


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

三重(B)

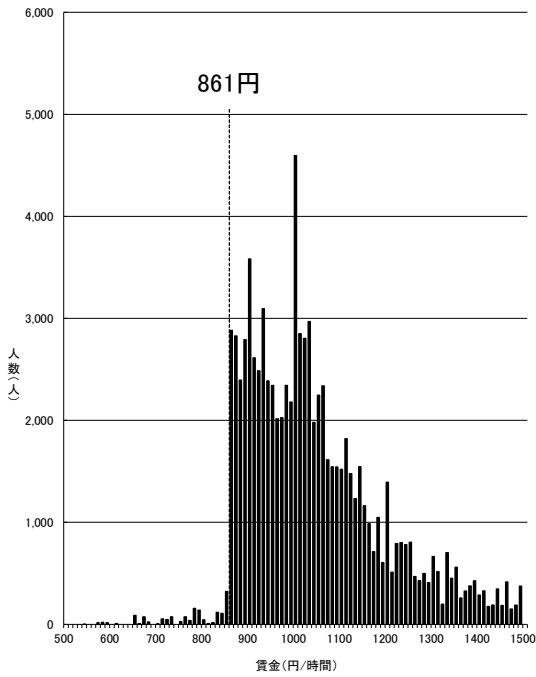


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

石川(B)

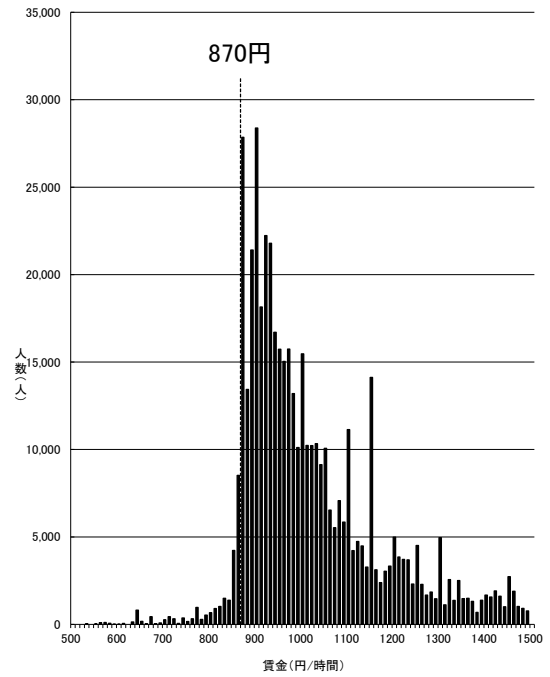


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福岡(B)

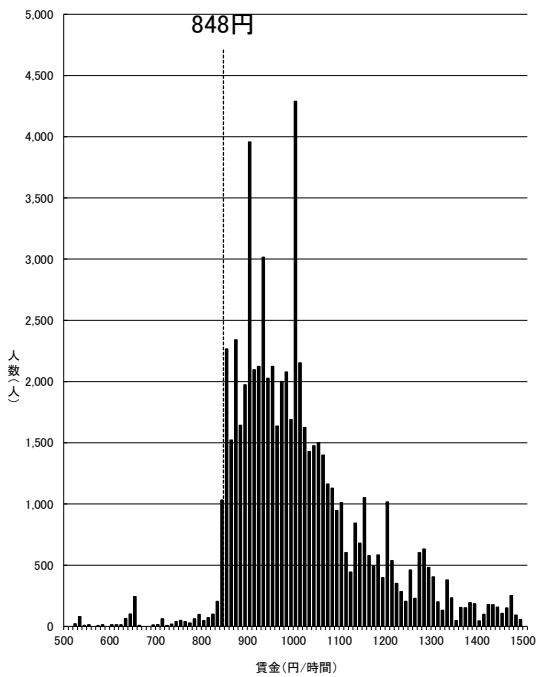


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

香川(B)

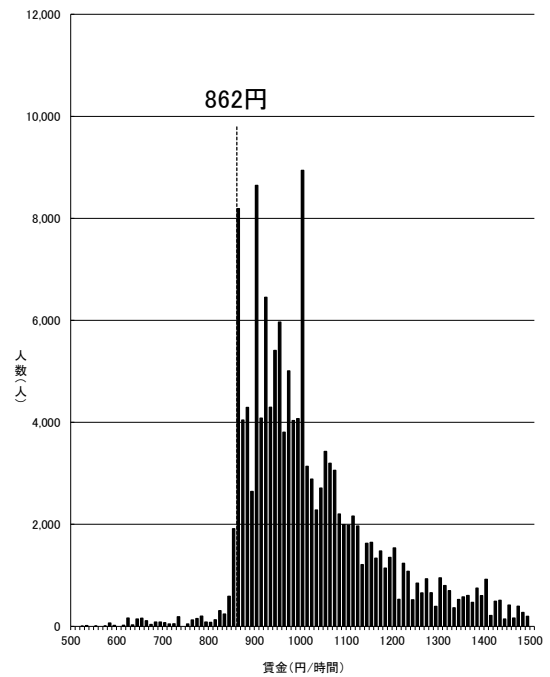


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岡山(B)

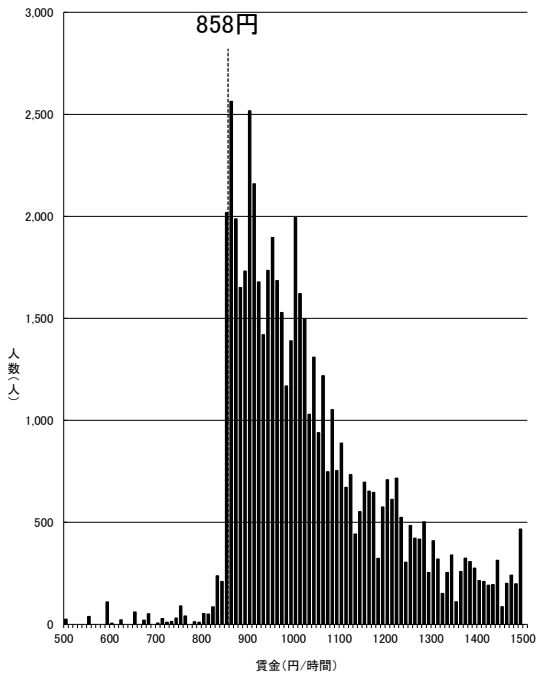


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福井(B)

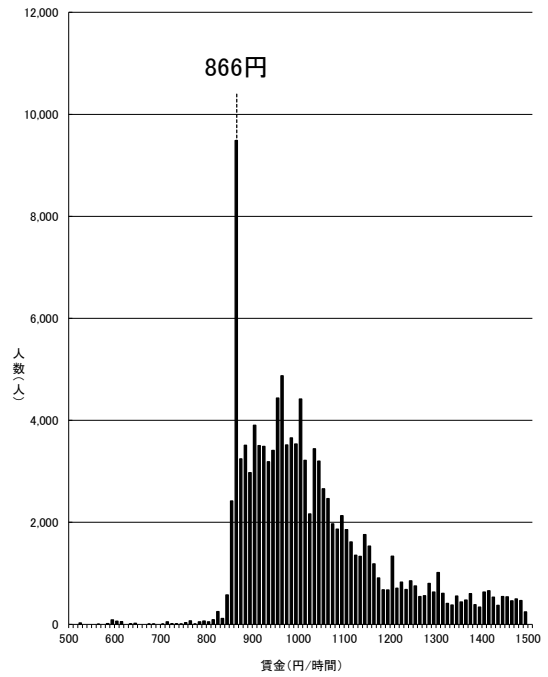


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

奈良(B)

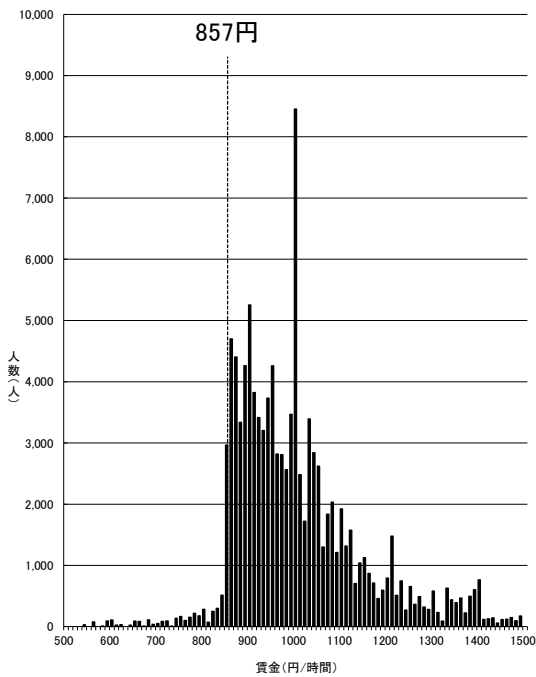


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山口(B)

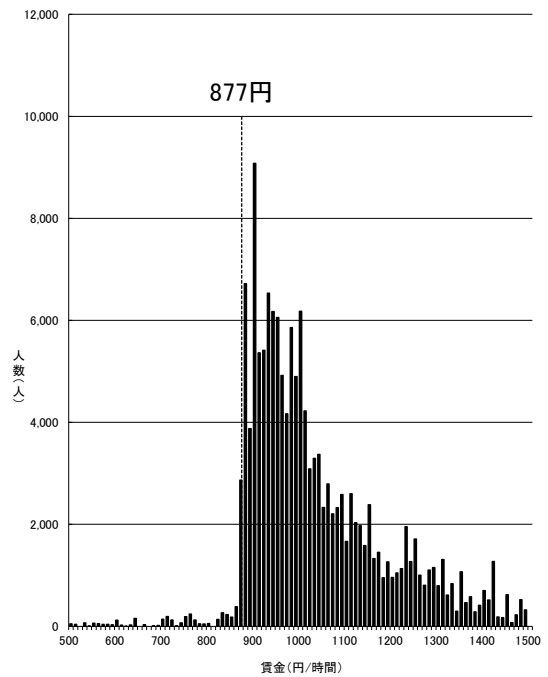


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

長野(B)

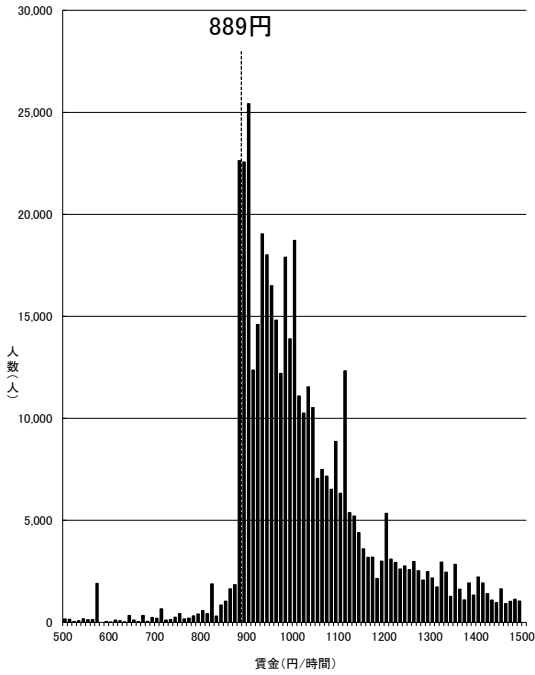


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

北海道(B)

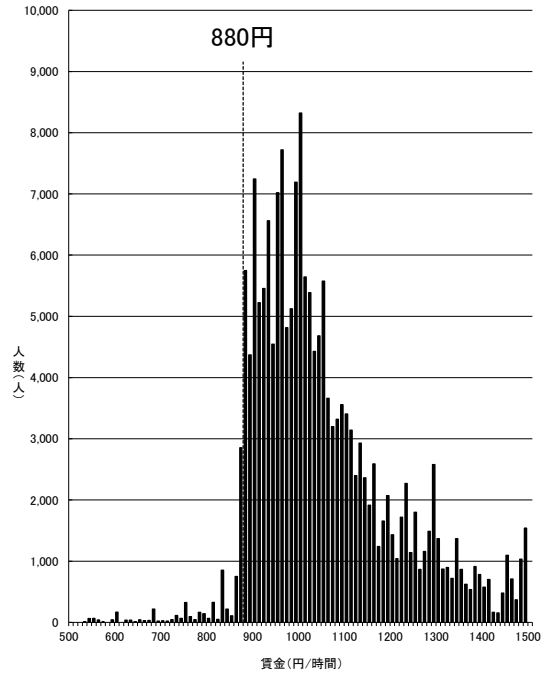


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岐阜(B)

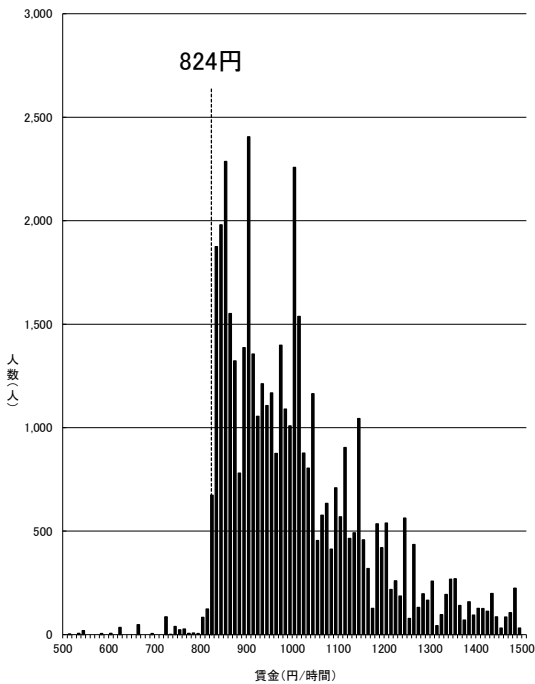


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

徳島(B)

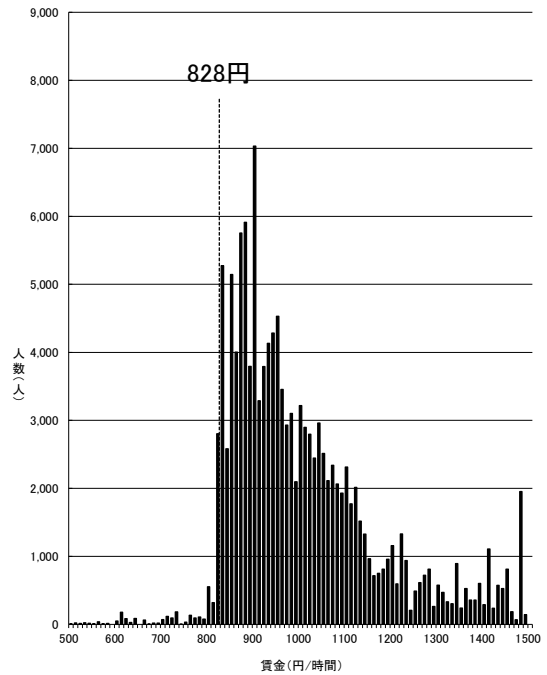


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福島(B)

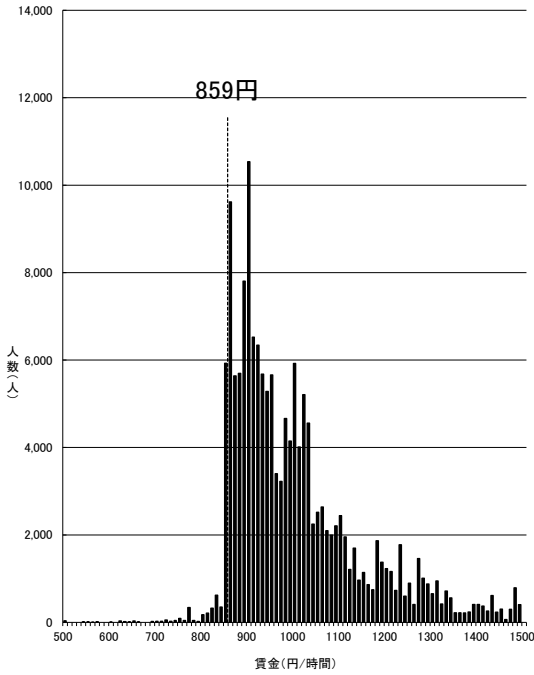


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

新潟(B)

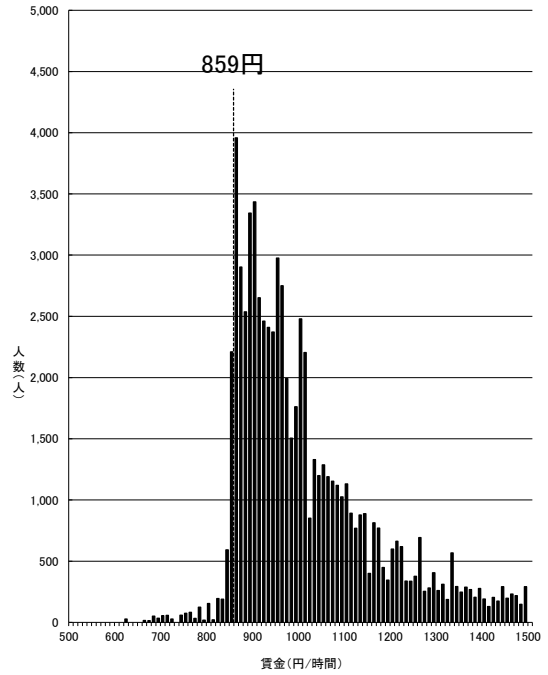


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

和歌山(B)

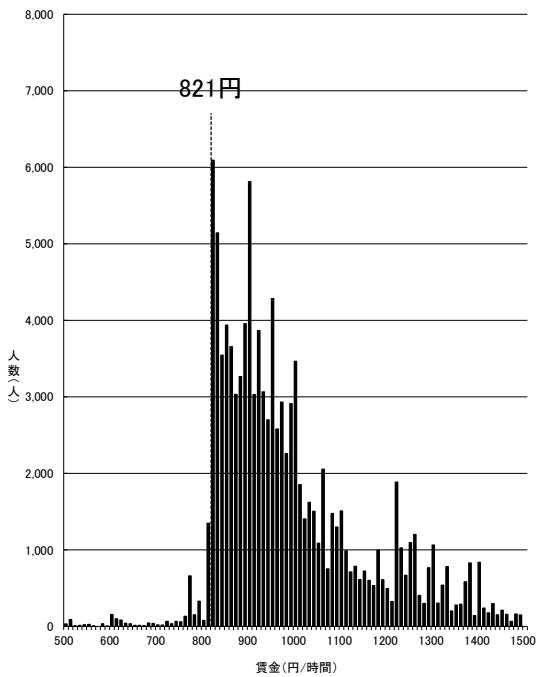


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

愛媛(B)

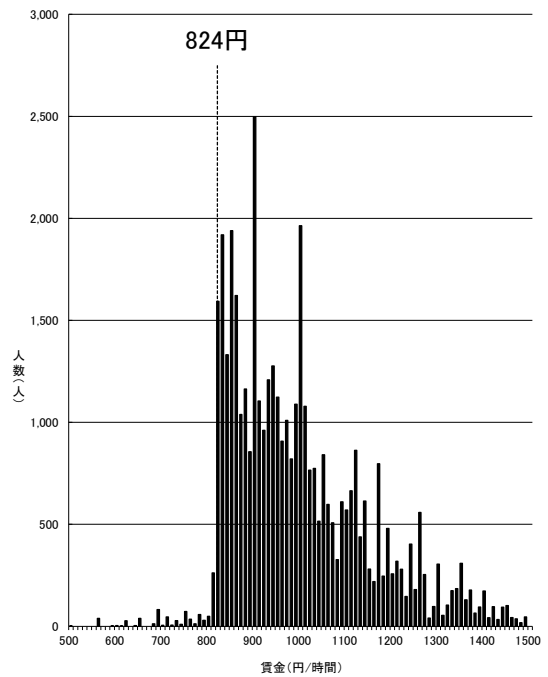


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

島根(B)



資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

地域別最低賃金額、未満率及び影響率

1. 地域別最低賃金額、未満率及び影響率（ランク別）の推移（平成25～令和4年度）

年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
地域別最低賃金額 (対前年度差)	764 (15)	780 (16)	798 (18)	823 (25)	848 (25)	874 (26)	901 (27)	902 (1)	930 (28)	961 (31)
Aランク	未満率 (%) 2.1	2.5	2.1	4.2	2.3	2.4	1.7	2.4	1.9	2.2
	影響率 (%) 10.7	9.3	12.8	14.5	14.5	15.3	20.5	4.5	17.4	20.4
Bランク	未満率 (%) 1.5	1.6	1.4	1.6	1.3	1.5	1.7	1.5	1.7	1.6
	影響率 (%) 5.4	5.2	6.0	8.6	9.8	12.3	14.2	3.4	14.9	18.9
Cランク	未満率 (%) 2.0	1.8	2.2	2.0	1.3	1.7	1.5	1.8	1.7	1.5
	影響率 (%) 5.5	6.6	6.9	8.6	9.6	12.7	13.9	4.5	15.4	17.1
Dランク	未満率 (%) 1.8	1.8	1.9	1.5	1.4	1.4	1.2	1.8	1.5	1.7
	影響率 (%) 6.0	6.2	7.4	10.1	10.3	13.3	11.6	6.9	15.9	19.4
計	未満率 (%) 1.9	2.0	1.9	2.7	1.7	1.9	1.6	2.0	1.7	1.8
	影響率 (%) 7.4	7.3	9.0	11.1	11.9	13.8	16.3	4.7	16.2	19.2

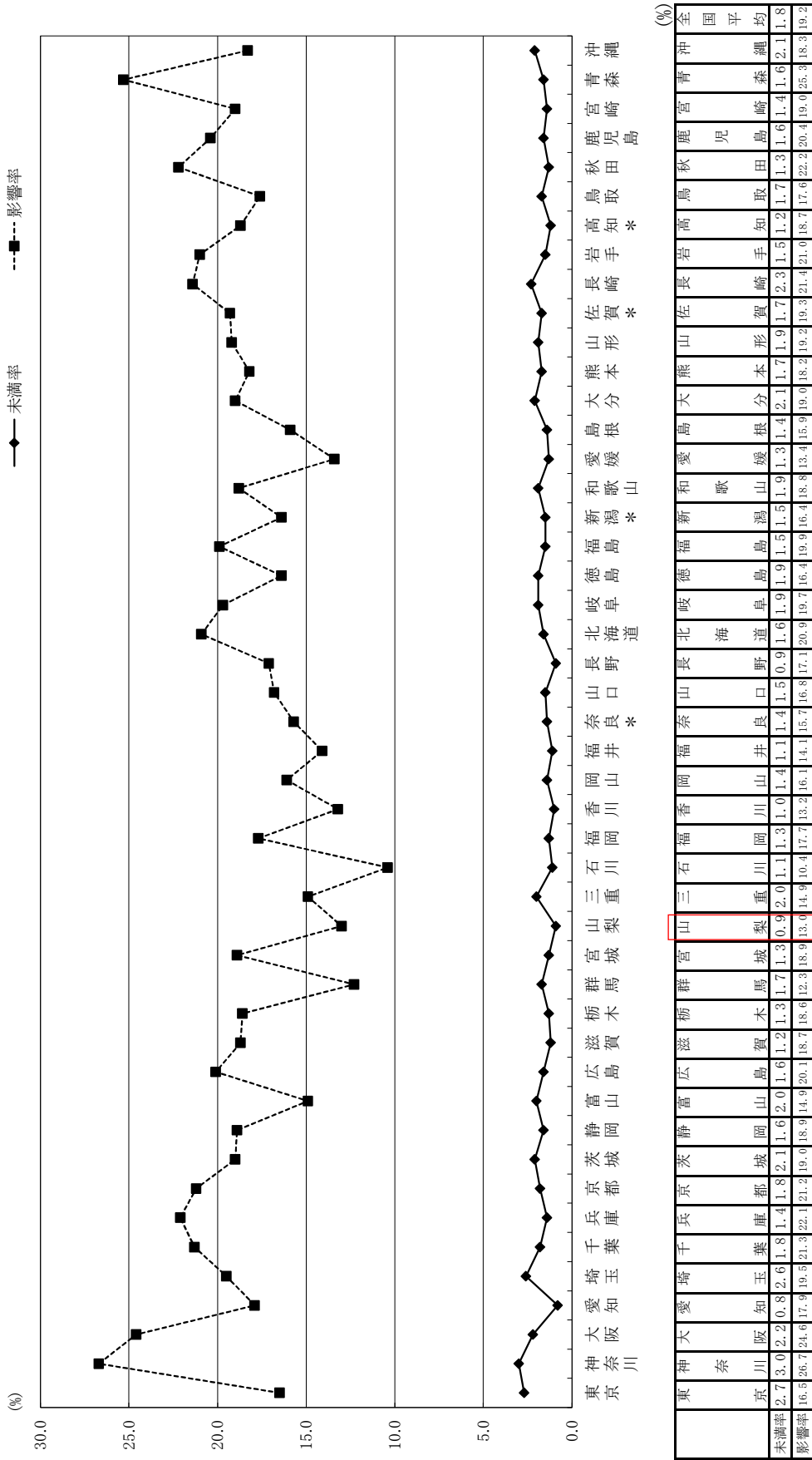
資料出所：厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」（平成25～令和4年）

- (注) 1 地域別最低賃金額（以下単に「最低賃金額」という。）は、全国加重平均である。
 2 「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
 3 「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
 4 各ランクは、各年における適用ランクであり、各ランクの未満率、影響率については、加重平均である。

2. 地域別最低賃金の未満率と影響率

(1) 都道府県別未満率と影響率(令和4年)

未満率(全国加重平均) 1.8%
 影響率(全国加重平均) 19.2%



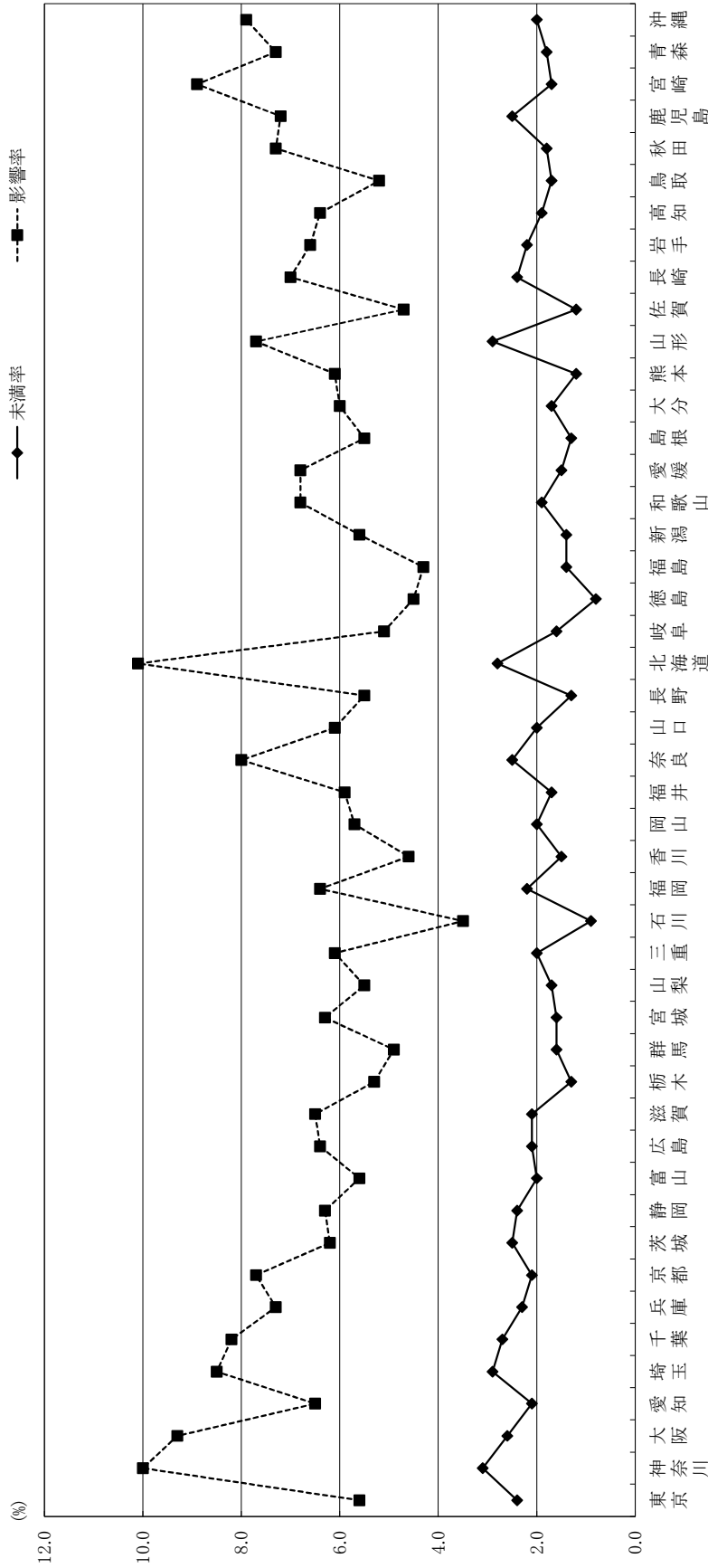
資料出所 厚生労働省「令和4年最低賃金に関する基礎調査」

(注1) 事業所規模30人未満(製造業等は100人未満)を調査対象としている。

(注2) 上記の影響率、未満率は、令和4年度の各地方最低賃金審議会の審議で使用された調査結果から算出した数値である。
 表のうち「*」のある県の数値は事業所数による復元を、「*」のない県は労働者数による復元を行って集計したもの。

(2) 賃金構造基本統計調査特別集計による未満率と影響率(令和4年)

未満率(全国加重平均) 2.3%
 影響率(全国加重平均) 6.9%



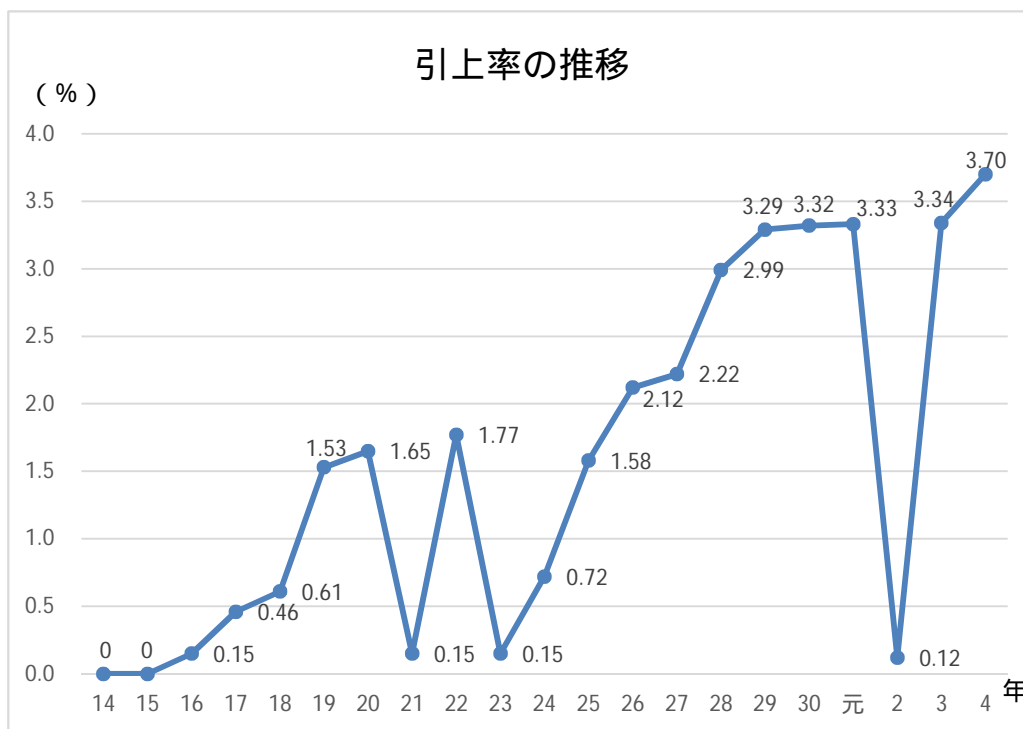
都道府県	未満率(%)	影響率(%)
東京都	2.4	5.6
神奈川県	3.1	10.0
千葉県	2.7	8.2
埼玉県	2.3	8.5
茨城県	2.1	6.2
栃木県	2.3	6.5
群馬県	2.7	5.3
東京都	2.1	6.4
神奈川県	2.5	6.3
静岡県	2.1	6.3
富山県	2.0	5.6
石川県	0.9	3.5
福井県	2.2	6.4
香川県	1.5	4.6
岡山県	2.2	5.7
広島県	2.2	6.4
島根県	2.1	6.4
徳島県	0.8	4.5
愛媛県	1.5	6.8
高知県	1.9	6.4
福岡県	1.4	4.3
佐賀県	2.9	4.7
熊本県	2.9	6.1
大分県	1.7	6.0
鹿児島県	1.3	5.5
宮崎県	1.6	6.3
沖縄県	1.7	5.5
北海道	1.3	10.1
青森県	1.8	7.3
岩手県	2.2	6.6
秋田県	1.7	7.3
山形県	2.2	7.7
宮崎県	1.7	8.9
鹿児島県	2.5	7.2
沖縄県	1.8	7.9
全国平均	2.3	6.9

資料出所 「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注) 1 事業所規模5人以上の民営事業所(5~9人の事業所については企業規模が5~9人の事業所に限る。)を対象としている。
 2 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額(通勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。

山梨県最低賃金推移一覧（平成14年～令和4年）

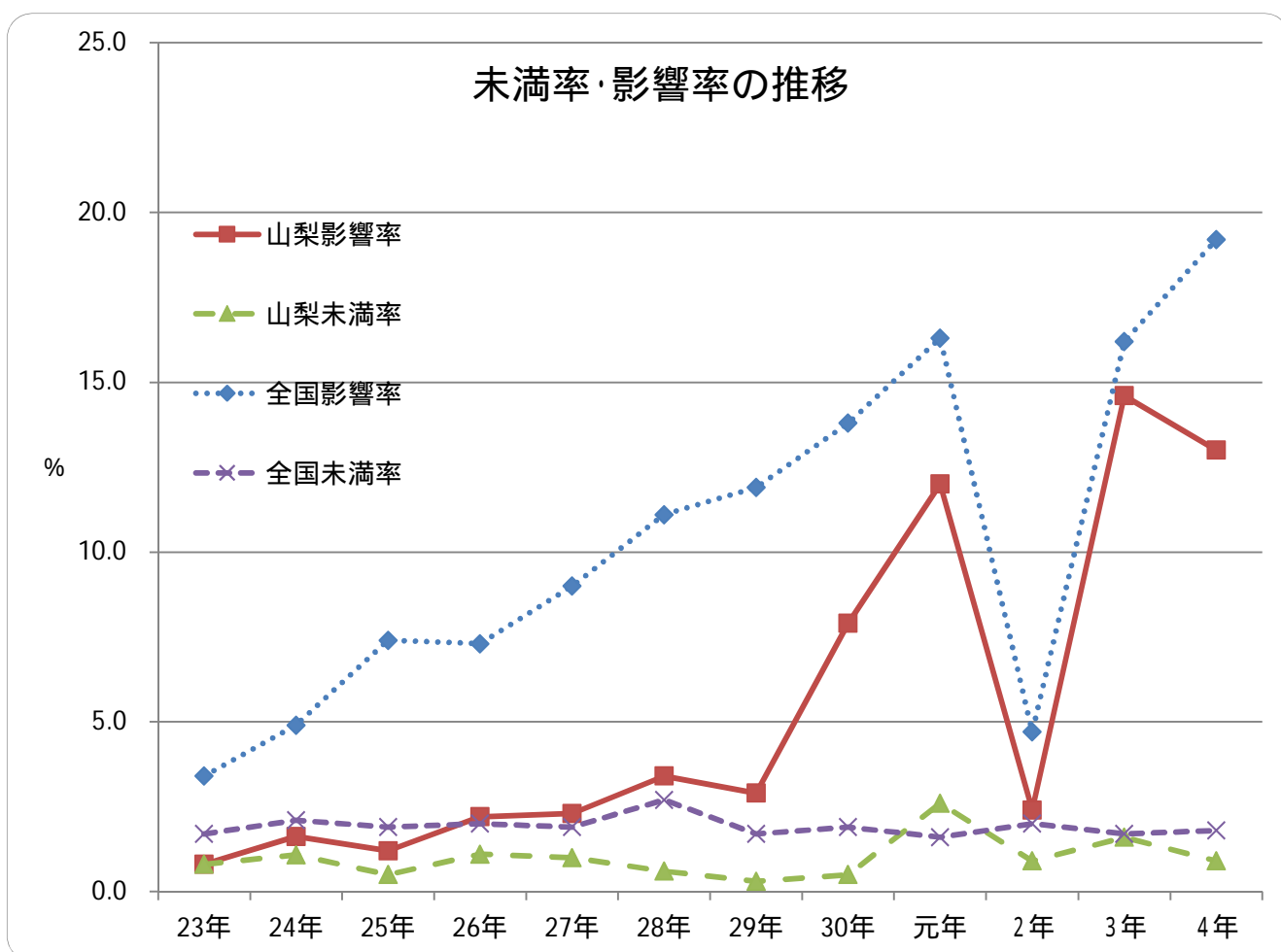
年	時間額(円)	引上額(円)	目安額との差	引上率(%)
14	647	0		0
15	647	0	±0	0
16	648	1		0.15
17	651	3	±0	0.46
18	655	4	+1	0.61
19	665	10	±0	1.53
20	676	11	+1	1.65
21	677	1		0.15
22	689	12	+2	1.77
23	690	1	±0	0.15
24	695	5	+1	0.72
25	706	11	+1	1.58
26	721	15	+1	2.12
27	737	16	±0	2.22
28	759	22	±0	2.99
29	784	25	±0	3.29
30	810	26	±0	3.32
元	837	27	±0	3.33
2	838	1		0.12
3	866	28	±0	3.34
4	898	32	+1	3.70



山梨県最低賃金の未満率と影響率

単位(%)

		23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4
山梨	影響率	0.8	1.6	1.2	2.2	2.3	3.4	2.9	7.9	12.0	2.4	14.6	13.0
	未満率	0.8	1.1	0.5	1.1	1.0	0.6	0.3	0.5	2.6	0.9	1.6	0.9
	最賃時間額(円)	690	695	706	721	737	759	784	810	837	838	866	898
全国	影響率(加重)	3.4	4.9	7.4	7.3	9.0	11.1	11.9	13.8	16.3	4.7	16.2	19.2
	未満率(加重)	1.7	2.1	1.9	2.0	1.9	2.7	1.7	1.9	1.6	2.0	1.7	1.8
	最賃時間額(円)	737	749	764	780	798	823	848	874	901	902	930	961



資料出所：最低賃金に関する基礎調査

令和5年度 最低賃金実態調査(基礎調査) 賃金階層別・業種別・規模別一覧

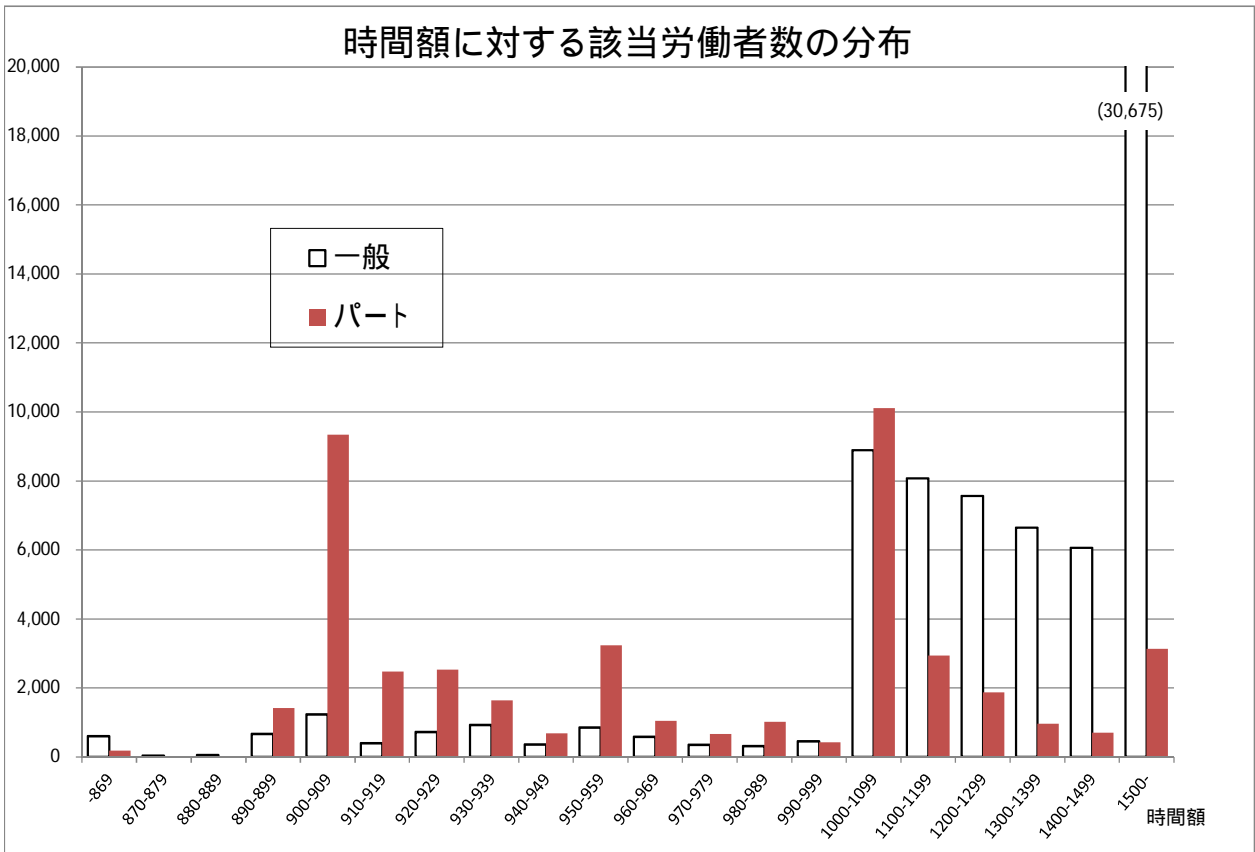
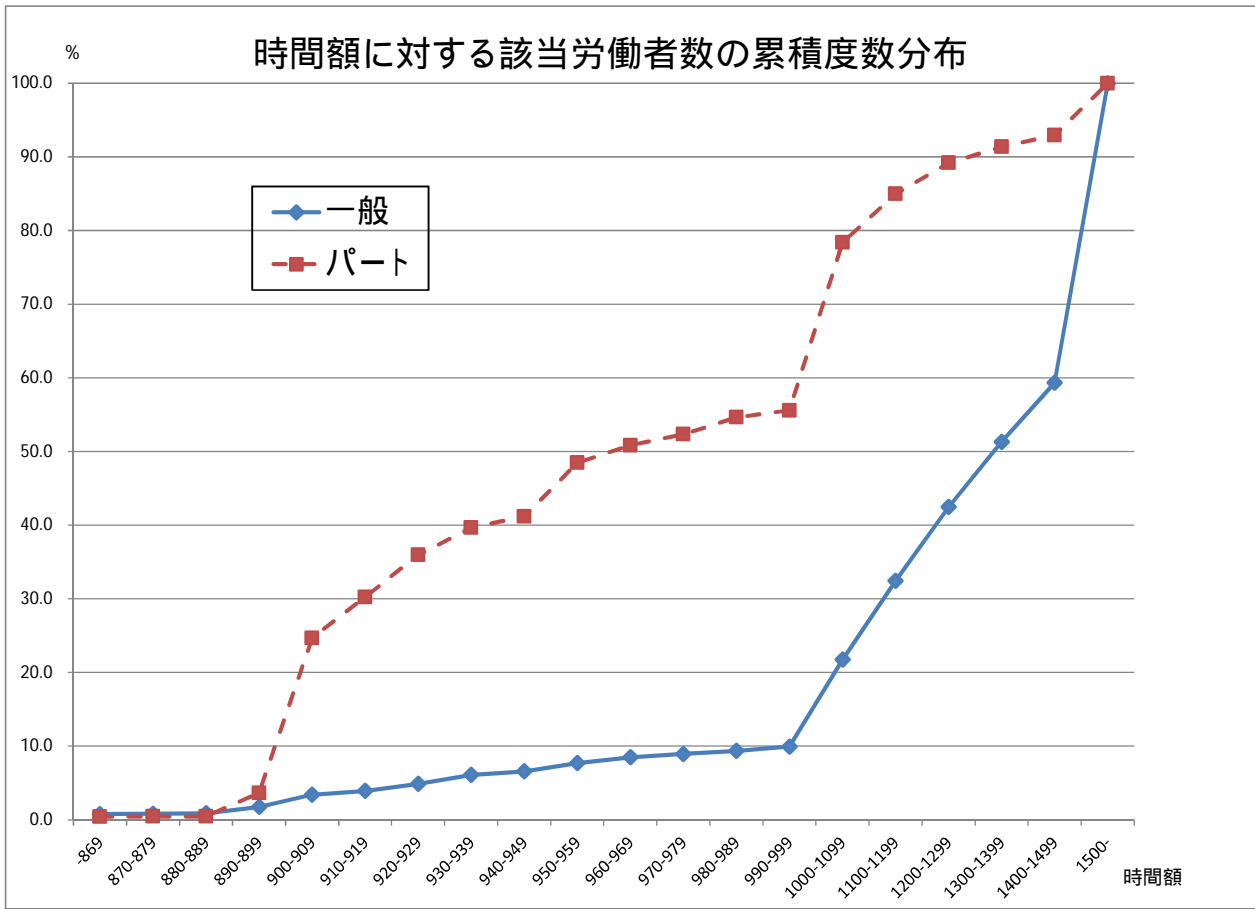
時間当り所定内賃金額 (3手当差除く)	(1) 全業種				(2) 地域別最低賃金適用産業計				(3) 製造業(特定最低賃金適用業種除く)				(4) 卸・小売業				(5) 学術研究・専門・技術サービス業				(6) 宿泊・飲食サービス業				(7) 生活関連サービス・娯楽業				(8) 医療・福祉業				(9) その他のサービス業			
	合計	1-9人	10-29人	30-99人	合計	1-9人	10-29人	30-99人	合計	1-9人	10-29人	30-99人	合計	1-9人	10-29人	30-99人	合計	1-9人	10-29人	30-99人	合計	1-9人	10-29人	30-99人	合計	1-9人	10-29人	30-99人	合計	1-9人	10-29人	30-99人				
計	119,864	44,787	59,040	16,037	113,536	44,119	57,434	11,983	27,563	4,943	10,638	11,983	33,844	16,642	17,202		4,118	2,487	1,630		16,048	6,838	9,210		6,466	3,585	2,881		16,496	5,435	11,061		9,001	4,190	4,811	
円	893	720	173		860	687	173		144	87	57		292	212	80		63	49	13						223	223			49	49			90	67	22	
-	887	(0.7)	(1.6)	(0.3)	(0.8)	(1.6)	(0.3)		(0.5)	(1.8)	(0.5)		(0.9)	(1.3)	(0.5)		(1.5)	(2.0)	(0.8)						(3.4)	(6.2)			(0.3)	(0.9)			(1.0)	(1.6)	(0.5)	
888 - 888	893	720	173		860	687	173		144	87	57		292	212	80		63	49	13						223	223			49	49			90	67	22	
	(0.7)	(1.6)	(0.3)		(0.8)	(1.6)	(0.3)		(0.5)	(1.8)	(0.5)		(0.9)	(1.3)	(0.5)		(1.5)	(2.0)	(0.8)						(3.4)	(6.2)			(0.3)	(0.9)			(1.0)	(1.6)	(0.5)	
889 - 889	893	720	173		860	687	173		144	87	57		292	212	80		63	49	13						223	223			49	49			90	67	22	
	(0.7)	(1.6)	(0.3)		(0.8)	(1.6)	(0.3)		(0.5)	(1.8)	(0.5)		(0.9)	(1.3)	(0.5)		(1.5)	(2.0)	(0.8)						(3.4)	(6.2)			(0.3)	(0.9)			(1.0)	(1.6)	(0.5)	
890 - 890	896	720	173	3	860	687	173		144	87	57		292	212	80		63	49	13						223	223			49	49			90	67	22	
	(0.7)	(1.6)	(0.3)	(0.0)	(0.8)	(1.6)	(0.3)		(0.5)	(1.8)	(0.5)		(0.9)	(1.3)	(0.5)		(1.5)	(2.0)	(0.8)						(3.4)	(6.2)			(0.3)	(0.9)			(1.0)	(1.6)	(0.5)	
891 - 891	896	720	173	3	860	687	173		144	87	57		292	212	80		63	49	13						223	223			49	49			90	67	22	
	(0.7)	(1.6)	(0.3)	(0.0)	(0.8)	(1.6)	(0.3)		(0.5)	(1.8)	(0.5)		(0.9)	(1.3)	(0.5)		(1.5)	(2.0)	(0.8)						(3.4)	(6.2)			(0.3)	(0.9)			(1.0)	(1.6)	(0.5)	
892 - 892	913	738	173	3	878	705	173		161	105	57		292	212	80		63	49	13						223	223			49	49			90	67	22	
	(0.8)	(1.6)	(0.3)	(0.0)	(0.8)	(1.6)	(0.3)		(0.6)	(2.1)	(0.5)		(0.9)	(1.3)	(0.5)		(1.5)	(2.0)	(0.8)						(3.4)	(6.2)			(0.3)	(0.9)			(1.0)	(1.6)	(0.5)	
893 - 893	913	738	173	3	878	705	173		161	105	57		292	212	80		63	49	13						223	223			49	49			90	67	22	
	(0.8)	(1.6)	(0.3)	(0.0)	(0.8)	(1.6)	(0.3)		(0.6)	(2.1)	(0.5)		(0.9)	(1.3)	(0.5)		(1.5)	(2.0)	(0.8)						(3.4)	(6.2)			(0.3)	(0.9)			(1.0)	(1.6)	(0.5)	
894 - 894	913	738	173	3	878	705	173		161	105	57		292	212	80		63	49	13						223	223			49	49			90	67	22	
	(0.8)	(1.6)	(0.3)	(0.0)	(0.8)	(1.6)	(0.3)		(0.6)	(2.1)	(0.5)		(0.9)	(1.3)	(0.5)		(1.5)	(2.0)	(0.8)						(3.4)	(6.2)			(0.3)	(0.9)			(1.0)	(1.6)	(0.5)	
895 - 895	937	761	173	3	901	729	173		161	105	57		316	236	80		63	49	13						223	223			49	49			90	67	22	
	(0.8)	(1.7)	(0.3)	(0.0)	(0.8)	(1.7)	(0.3)		(0.6)	(2.1)	(0.5)		(0.9)	(1.4)	(0.5)		(1.5)	(2.0)	(0.8)						(3.4)	(6.2)			(0.3)	(0.9)			(1.0)	(1.6)	(0.5)	
896 - 896	974	785	186	3	938	752	186		161	105	57		340	259	80		76	49	27						223	223			49	49			90	67	22	
	(0.8)	(1.8)	(0.3)	(0.0)	(0.8)	(1.7)	(0.3)		(0.6)	(2.1)	(0.5)		(1.0)	(1.6)	(0.5)		(1.8)	(2.0)	(1.6)						(3.4)	(6.2)			(0.3)	(0.9)			(1.0)	(1.6)	(0.5)	
897 - 897	1,018	785	227	6	977	752	225		201	105	96		340	259	80		76	49	27						223	223			49	49			90	67	22	
	(0.8)	(1.8)	(0.4)	(0.0)	(0.9)	(1.7)	(0.4)		(0.7)	(2.1)	(0.9)		(1.0)	(1.6)	(0.5)		(1.8)	(2.0)	(1.6)						(3.4)	(6.2)			(0.3)	(0.9)			(1.0)	(1.6)	(0.5)	
898 - 898	2,934	1,440	1,166	327	2,805	1,405	1,128	272	768	181	315	272	943	542	401		99	66	33		111	111			382	223	159		98	81	17		403	202	201	
	(2.4)	(3.2)	(2.0)	(2.0)	(2.5)	(3.2)	(2.0)	(2.3)	(2.8)	(3.7)	(3.0)	(2.3)	(2.8)	(3.3)	(2.3)		(2.4)	(2.6)	(2.1)		(0.7)	(1.6)			(5.9)	(6.2)	(5.5)		(0.6)	(1.5)	(0.2)		(4.5)	(4.8)	(4.2)	
899 - 899	2,972	1,458	1,184	330	2,839	1,423	1,145	272	785	198	315	272	943	542	401		99	66	33		111	111			382	223	159		116	81	35		403	202	201	
	(2.5)	(3.3)	(2.0)	(2.1)	(2.5)	(3.2)	(2.0)	(2.3)	(2.8)	(4.0)	(3.0)	(2.3)	(2.8)	(3.3)	(2.3)		(2.4)	(2.6)	(2.1)		(0.7)	(1.6)			(5.9)	(6.2)	(5.5)		(0.7)	(1.5)	(0.3)		(4.5)	(4.8)	(4.2)	
900 - 900	11,946	4,607	6,928	410	11,721	4,516	6,879	326	1,664	600	738	326	5,064	2,282	2,782		132	85	47		2,544	517	2,027		927	509	417		584	275	309		806	246	560	
	(10.0)	(10.3)	(11.7)	(2.6)	(10.3)	(10.2)	(12.0)	(2.7)	(6.0)	(12.1)	(6.9)	(2.7)	(15.0)	(13.7)	(16.2)		(3.2)	(3.4)	(2.9)		(15.9)	(7.6)	(22.0)		(14.3)	(14.2)	(14.5)		(3.5)	(5.1)	(2.8)		(9.0)	(5.9)	(11.6)	
901 - 901	12,049	4,607	7,032	410	11,824	4,516	6,983	326	1,664	600	738	326	5,064	2,282	2,782		132	85	47		2,544	517	2,027		927	509	417		688	275	412		806	246	560	
	(10.1)	(10.3)	(11.9)	(2.6)	(10.4)	(10.2)	(12.2)	(2.7)	(6.0)	(12.1)	(6.9)	(2.7)	(15.0)	(13.7)	(16.2)		(3.2)	(3.4)	(2.9)		(15.9)	(7.6)	(22.0)		(14.3)	(14.2)	(14.5)		(4.2)	(5.1)	(3.7)		(9.0)	(5.9)	(11.6)	
902 - 902	12,199	4,607	7,182	410	11,975	4,516	7,133	326	1,664	600	738	326	5,118	2,282	2,836		132	85	47		2,544	517	2,027		1,006	509	497		705	275	429		806	246	560	
	(10.2)	(10.3)	(12.2)	(2.6)	(10.5)	(10.2)	(12.4)	(2.7)	(6.0)	(12.1)	(6.9)	(2.7)	(15.1)	(13.7)	(16.5)		(3.2)	(3.4)	(2.9)		(15.9)	(7.6)	(22.0)		(15.6)	(14.2)	(17.2)		(4.3)	(5.1)	(3.9)		(9.0)	(5.9)	(11.6)	
903 - 903	12,298	4,607	7,281	410	12,060	4,516	7,219	326	1,684	600	757	326	5,118	2,282	2,836		132	85	47		2,610	517	2,093		1,006	509	497		705	275	429		806	246	560	
	(10.3)	(10.3)	(12.3)	(2.6)	(10.6)	(10.2)	(12.6)	(2.7)	(6.1)	(12.1)	(7.1)	(2.7)	(15.1)	(13.7)	(16.5)		(3.2)	(3.4)	(2.9)		(16.3)	(7.6)	(22.7)		(15.6)	(14.2)	(17.2)		(4.3)	(5.1)	(3.9)		(9.0)	(5.9)	(11.6)	
904 - 904	12,401	4,607	7,384	410	12,163	4,516	7,322	326	1,703	600	777	326	5,118	2,282	2,836		132	85	47		2,677	517	2,159		1,006	509	497		722	275	447		806	246	560	
	(10.3)	(10.3)	(12.5)	(2.6)	(10.7)	(10.2)	(12.7)	(2.7)	(6.2)	(12.1)	(7.3)	(2.7)	(15.1)	(13.7)	(16.5)		(3.2)	(3.4)	(2.9)		(16.7)	(7.6)	(23.4)		(15.6)	(14.2)	(17.2)		(4.4)	(5.1)	(4.0)		(9.0)	(5.9)	(11.6)	
905 - 905	13,017	4,607	8,000	410	12,779	4,516	7,938	326	1,703	600	777	326	5,385	2,282	3,103		132	85	47		3,008	517	2,490		1,006	509	497		739	275	464		806	246	560	
	(10.9)	(10.3)	(13.5)	(2.6)	(11.3)	(10.2)	(13.8)	(2.7)	(6.2)	(12.1)	(7.3)	(2.7)	(15.9)	(13.7)	(18.0)		(3.2)	(3.4)	(2.9)		(18.7)	(7.6)	(27.0)		(15.6)	(14.2)	(17.2)		(4.5)	(5.1)	(4.2)		(9.0)	(5.9)	(11.6)	
906 - 906	13,170	4,610	8																																	

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	(1) 全業種				(2) 地域別最低賃金適用産業計				(3) 製造業(特定最低賃金適用業種除く)				(4) 卸・小売業				(5) 学術研究・専門・技術サービス業				(6) 宿泊・飲食サービス業				(7) 生活関連サービス・娯楽業				(8) 医療・福祉業				(9) その他のサービス業			
	合計	1-9人	10-29人	30-99人	合計	1-9人	10-29人	30-99人	合計	1-9人	10-29人	30-99人	合計	1-9人	10-29人	30-99人	合計	1-9人	10-29人	30-99人	合計	1-9人	10-29人	30-99人	合計	1-9人	10-29人	30-99人	合計	1-9人	10-29人	30-99人	合計	1-9人	10-29人	30-99人
916	16,332 (13.6)	5,400 (12.1)	10,456 (17.7)	475 (3.0)	16,023 (14.1)	5,300 (12.0)	10,378 (18.1)	344 (2.9)	1,968 (7.1)	635 (12.9)	989 (9.3)	344 (2.9)	6,483 (19.2)	2,497 (15.0)	3,986 (23.2)	178 (4.3)	131 (5.3)	47 (2.9)	4,260 (26.5)	776 (11.4)	3,484 (37.8)	1,257 (19.4)	541 (15.1)	715 (24.8)	974 (5.9)	406 (7.5)	568 (5.1)	903 (10.0)	314 (7.5)	590 (12.3)						
917	16,367 (13.7)	5,416 (12.1)	10,476 (17.7)	475 (3.0)	16,059 (14.1)	5,317 (12.1)	10,398 (18.1)	344 (2.9)	1,988 (7.2)	635 (12.9)	1,008 (9.5)	344 (2.9)	6,483 (19.2)	2,497 (15.0)	3,986 (23.2)	178 (4.3)	131 (5.3)	47 (2.9)	4,260 (26.5)	776 (11.4)	3,484 (37.8)	1,257 (19.4)	541 (15.1)	715 (24.8)	990 (6.0)	422 (7.8)	568 (5.1)	903 (10.0)	314 (7.5)	590 (12.3)						
918	16,374 (13.7)	5,416 (12.1)	10,476 (17.7)	482 (3.0)	16,059 (14.1)	5,317 (12.1)	10,398 (18.1)	344 (2.9)	1,988 (7.2)	635 (12.9)	1,008 (9.5)	344 (2.9)	6,483 (19.2)	2,497 (15.0)	3,986 (23.2)	178 (4.3)	131 (5.3)	47 (2.9)	4,260 (26.5)	776 (11.4)	3,484 (37.8)	1,257 (19.4)	541 (15.1)	715 (24.8)	990 (6.0)	422 (7.8)	568 (5.1)	903 (10.0)	314 (7.5)	590 (12.3)						
919	16,410 (13.7)	5,416 (12.1)	10,513 (17.8)	482 (3.0)	16,095 (14.2)	5,317 (12.1)	10,434 (18.2)	344 (2.9)	2,008 (7.3)	635 (12.9)	1,028 (9.7)	344 (2.9)	6,483 (19.2)	2,497 (15.0)	3,986 (23.2)	178 (4.3)	131 (5.3)	47 (2.9)	4,260 (26.5)	776 (11.4)	3,484 (37.8)	1,257 (19.4)	541 (15.1)	715 (24.8)	1,007 (6.1)	422 (7.8)	585 (5.3)	903 (10.0)	314 (7.5)	590 (12.3)						
920	18,831 (15.7)	6,194 (13.8)	12,113 (20.5)	524 (3.3)	18,496 (16.3)	6,084 (13.8)	12,031 (20.9)	380 (3.2)	2,358 (8.6)	775 (15.7)	1,202 (11.3)	380 (3.2)	7,116 (21.0)	2,595 (15.6)	4,521 (26.3)	197 (4.8)	147 (5.9)	50 (3.1)	4,968 (31.0)	1,220 (17.8)	3,749 (40.7)	1,328 (20.5)	573 (16.0)	755 (26.2)	1,126 (6.8)	438 (8.1)	687 (6.2)	1,403 (15.6)	336 (8.0)	1,067 (22.2)						
921	18,831 (15.7)	6,194 (13.8)	12,113 (20.5)	524 (3.3)	18,496 (16.3)	6,084 (13.8)	12,031 (20.9)	380 (3.2)	2,358 (8.6)	775 (15.7)	1,202 (11.3)	380 (3.2)	7,116 (21.0)	2,595 (15.6)	4,521 (26.3)	197 (4.8)	147 (5.9)	50 (3.1)	4,968 (31.0)	1,220 (17.8)	3,749 (40.7)	1,328 (20.5)	573 (16.0)	755 (26.2)	1,126 (6.8)	438 (8.1)	687 (6.2)	1,403 (15.6)	336 (8.0)	1,067 (22.2)						
922	18,931 (15.8)	6,194 (13.8)	12,189 (20.6)	549 (3.4)	18,569 (16.4)	6,084 (13.8)	12,105 (21.1)	380 (3.2)	2,358 (8.6)	775 (15.7)	1,202 (11.3)	380 (3.2)	7,169 (21.2)	2,595 (15.6)	4,575 (26.6)	197 (4.8)	147 (5.9)	50 (3.1)	4,968 (31.0)	1,220 (17.8)	3,749 (40.7)	1,348 (20.8)	573 (16.0)	775 (26.9)	1,126 (6.8)	438 (8.1)	687 (6.2)	1,403 (15.6)	336 (8.0)	1,067 (22.2)						
923	19,050 (15.9)	6,270 (14.0)	12,228 (20.7)	552 (3.4)	18,685 (16.5)	6,161 (14.0)	12,144 (21.1)	380 (3.2)	2,397 (8.7)	775 (15.7)	1,241 (11.7)	380 (3.2)	7,193 (21.3)	2,618 (15.7)	4,575 (26.6)	197 (4.8)	147 (5.9)	50 (3.1)	5,005 (31.2)	1,257 (18.4)	3,749 (40.7)	1,348 (20.8)	573 (16.0)	775 (26.9)	1,142 (6.9)	455 (8.4)	687 (6.2)	1,403 (15.6)	336 (8.0)	1,067 (22.2)						
924	19,050 (15.9)	6,270 (14.0)	12,228 (20.7)	552 (3.4)	18,685 (16.5)	6,161 (14.0)	12,144 (21.1)	380 (3.2)	2,397 (8.7)	775 (15.7)	1,241 (11.7)	380 (3.2)	7,193 (21.3)	2,618 (15.7)	4,575 (26.6)	197 (4.8)	147 (5.9)	50 (3.1)	5,005 (31.2)	1,257 (18.4)	3,749 (40.7)	1,348 (20.8)	573 (16.0)	775 (26.9)	1,142 (6.9)	455 (8.4)	687 (6.2)	1,403 (15.6)	336 (8.0)	1,067 (22.2)						
925	19,438 (16.2)	6,426 (14.3)	12,456 (21.1)	555 (3.5)	19,067 (16.8)	6,316 (14.3)	12,371 (21.5)	380 (3.2)	2,435 (8.8)	813 (16.5)	1,241 (11.7)	380 (3.2)	7,401 (21.9)	2,665 (16.0)	4,735 (27.5)	197 (4.8)	147 (5.9)	50 (3.1)	5,072 (31.6)	1,257 (18.4)	3,815 (41.4)	1,380 (21.3)	605 (16.9)	775 (26.9)	1,158 (7.0)	471 (8.7)	687 (6.2)	1,425 (15.8)	358 (8.6)	1,067 (22.2)						
926	19,457 (16.2)	6,426 (14.3)	12,476 (21.1)	555 (3.5)	19,087 (16.8)	6,316 (14.3)	12,390 (21.6)	380 (3.2)	2,454 (8.9)	813 (16.5)	1,261 (11.9)	380 (3.2)	7,401 (21.9)	2,665 (16.0)	4,735 (27.5)	197 (4.8)	147 (5.9)	50 (3.1)	5,072 (31.6)	1,257 (18.4)	3,815 (41.4)	1,380 (21.3)	605 (16.9)	775 (26.9)	1,158 (7.0)	471 (8.7)	687 (6.2)	1,425 (15.8)	358 (8.6)	1,067 (22.2)						
927	19,489 (16.3)	6,450 (14.4)	12,477 (21.1)	562 (3.5)	19,111 (16.8)	6,340 (14.4)	12,390 (21.6)	380 (3.2)	2,454 (8.9)	813 (16.5)	1,261 (11.9)	380 (3.2)	7,424 (21.9)	2,689 (16.2)	4,735 (27.5)	197 (4.8)	147 (5.9)	50 (3.1)	5,072 (31.6)	1,257 (18.4)	3,815 (41.4)	1,380 (21.3)	605 (16.9)	775 (26.9)	1,158 (7.0)	471 (8.7)	687 (6.2)	1,425 (15.8)	358 (8.6)	1,067 (22.2)						
928	19,608 (16.4)	6,569 (14.7)	12,477 (21.1)	562 (3.5)	19,230 (16.9)	6,459 (14.6)	12,390 (21.6)	380 (3.2)	2,454 (8.9)	813 (16.5)	1,261 (11.9)	380 (3.2)	7,448 (22.0)	2,712 (16.3)	4,735 (27.5)	197 (4.8)	147 (5.9)	50 (3.1)	5,072 (31.6)	1,257 (18.4)	3,815 (41.4)	1,475 (22.8)	700 (19.5)	775 (26.9)	1,158 (7.0)	471 (8.7)	687 (6.2)	1,425 (15.8)	358 (8.6)	1,067 (22.2)						
929	19,666 (16.4)	6,605 (14.7)	12,499 (21.2)	562 (3.5)	19,281 (17.0)	6,493 (14.7)	12,407 (21.6)	380 (3.2)	2,472 (9.0)	831 (16.8)	1,261 (11.9)	380 (3.2)	7,448 (22.0)	2,712 (16.3)	4,735 (27.5)	197 (4.8)	147 (5.9)	50 (3.1)	5,072 (31.6)	1,257 (18.4)	3,815 (41.4)	1,475 (22.8)	700 (19.5)	775 (26.9)	1,192 (7.2)	487 (9.0)	705 (6.4)	1,425 (15.8)	358 (8.6)	1,067 (22.2)						
930	21,376 (17.8)	7,380 (16.5)	13,379 (22.7)	616 (3.8)	20,978 (18.5)	7,260 (16.5)	13,283 (23.1)	435 (3.6)	2,894 (10.5)	953 (19.3)	1,506 (14.2)	435 (3.6)	8,036 (23.7)	3,113 (18.7)	4,923 (28.6)	197 (4.8)	147 (5.9)	50 (3.1)	5,426 (33.8)	1,478 (21.6)	3,947 (42.9)	1,535 (23.7)	700 (19.5)	835 (29.0)	1,294 (7.8)	487 (9.0)	807 (7.3)	1,597 (17.7)	381 (9.1)	1,216 (25.3)						
931	21,408 (17.9)	7,380 (16.5)	13,399 (22.7)	629 (3.9)	20,995 (18.5)	7,260 (16.5)	13,301 (23.2)	435 (3.6)	2,894 (10.5)	953 (19.3)	1,506 (14.2)	435 (3.6)	8,036 (23.7)	3,113 (18.7)	4,923 (28.6)	197 (4.8)	147 (5.9)	50 (3.1)	5,426 (33.8)	1,478 (21.6)	3,947 (42.9)	1,535 (23.7)	700 (19.5)	835 (29.0)	1,311 (7.9)	487 (9.0)	824 (7.5)	1,597 (17.7)	381 (9.1)	1,216 (25.3)						
932	21,525 (18.0)	7,404 (16.5)	13,492 (22.9)	629 (3.9)	21,110 (18.6)	7,283 (16.5)	13,392 (23.3)	435 (3.6)	2,913 (10.6)	953 (19.3)	1,525 (14.3)	435 (3.6)	8,086 (23.9)	3,137 (18.8)	4,949 (28.8)	212 (5.2)	147 (5.9)	65 (4.0)	5,426 (33.8)	1,478 (21.6)	3,947 (42.9)	1,535 (23.7)	700 (19.5)	835 (29.0)	1,311 (7.9)	487 (9.0)	824 (7.5)	1,627 (18.1)	381 (9.1)	1,246 (25.9)						
933	21,608 (18.0)	7,451 (16.6)	13,509 (22.9)	647 (4.0)	21,193 (18.7)	7,331 (16.6)	13,409 (23.3)	453 (3.8)	2,931 (10.6)	953 (19.3)	1,525 (14.3)	453 (3.8)	8,133 (24.0)	3,184 (19.1)	4,949 (28.8)	212 (5.2)	147 (5.9)	65 (4.0)	5,426 (33.8)	1,478 (21.6)	3,947 (42.9)	1,535 (23.7)	700 (19.5)	835 (29.0)	1,329 (8.1)	487 (9.0)	842 (7.6)	1,627 (18.1)	381 (9.1)	1,246 (25.9)						
934	21,735 (18.1)	7,525 (16.8)	13,544 (22.9)	666 (4.2)	21,315 (18.8)	7,404 (16.8)	13,440 (23.4)	471 (3.9)	2,949 (10.7)	953 (19.3)	1,525 (14.3)	471 (3.9)	8,133 (24.0)	3,184 (19.1)	4,949 (28.8)	226 (5.5)	147 (5.9)	79 (4.8)	5,500 (34.3)	1,552 (22.7)	3,947 (42.9)	1,535 (23.7)	700 (19.5)	835 (29.0)	1,346 (8.2)	487 (9.0)	859 (7.8)	1,627 (18.1)	381 (9.1)	1,246 (25.9)						
935	21,940 (18.3)	7,549 (16.9)	13,720 (23.2)	672 (4.2)	21,515 (18.9)	7,428 (16.8)	13,616 (23.7)	471 (3.9)	2,967 (10.8)	953 (19.3)	1,543 (14.5)	471 (3.9)	8,184 (24.2)	3,207 (19.3)	4,976 (28.9)	226 (5.5)	147 (5.9)	79 (4.8)	5,566 (34.7)	1,552 (22.7)	4,014 (43.6)	1,535 (23.7)	700 (19.5)	835 (29.0)	1,411 (8.6)	487 (9.0)	924 (8.4)	1,627 (18.1)	381 (9.1)	1,246 (25.9)						
936	21,969 (18.3)	7,549 (16.9)	13,749 (23.3)	672 (4.2)	21,542 (19.0)	7,428 (16.8)	13,643 (23.8)	471 (3.9)	2,967 (10.8)	953 (19.3)	1,543 (14.5)	471 (3.9)	8,210 (24.3)	3,207 (19.3)	5,003 (29.1)	226 (5.5)	147 (5.9)	79 (4.8)	5,566 (34.7)	1,552 (22.7)	4,014 (43.6)	1,535 (23.7)	700 (19.5)	835 (29.0)	1,411 (8.6)	487 (9.0)	924 (8.4)	1,627 (18.1)	381 (9.1)	1,246 (25.9)						
937	22,138 (18.5)	7,684 (17.2)	13,775 (23.3)	679 (4.2)	21,694 (19.1)	7,563 (17.1)	13,660 (23.8)	471 (3.9)	2,985 (10.8)	971 (19.6)	1,543 (14.5)	471 (3.9)	8,257 (24.4)	3,255 (19.6)	5,003 (29.1)	226 (5.5)	147 (5.9)	79 (4.8)	5,566 (34.7)	1,552 (22.7)	4,014 (43.6)	1,567 (24.2)	732 (20.4)	835 (29.0)	1,444 (8.8)	503 (9.3)	941 (8.5)	1,649 (18.3)	403 (9.6)	1,246 (25.9)						
938	22,207 (18.5)	7,723 (17.2)	13,805 (23.4)	679 (4.2)	21,764 (19.2)	7,603 (17.2)	13,690 (23.8)	471 (3.9)	2,985 (10.8)	971 (19.6)	1,543 (14.5)	471 (3.9)	8,281 (24.5)	3,278 (19.7)	5,003 (29.1)	226 (5.5)	147 (5.9)	79 (4.8)	5,566 (34.7)	1,552 (22.7)	4,014 (43.6)	1,567 (24.2)	732 (20.4)	835 (29.0)	1,460 (8.9)	519 (9.6)	941 (8.5)	1,679 (18.7)	403 (9.6)	1,276 (26.5)						
939	22,236 (18.6)	7,723 (17.2)	13,834 (23.4)	679 (4.2)	21,790 (19.2)	7,603 (17.2)	13,716 (23.9)	471 (3.9)	2,985 (10.8)	971 (19.6)	1,543 (14.5)	471 (3.9)	8,308 (24.5)	3,278 (19.7)	5,030 (29.2)	226 (5.5)	147 (5.9)	79 (4.8)	5,566 (34.7)	1,552 (22.7)	4,014 (43.6)	1,567 (24.2)	732 (20.4)	835 (29.0)	1,460 (8.9)	519 (9.6)	941 (8.5)	1,679 (18.7)	403 (9.6)	1,276 (26.5)						
940	22,795 (19.0)	7,894																																		

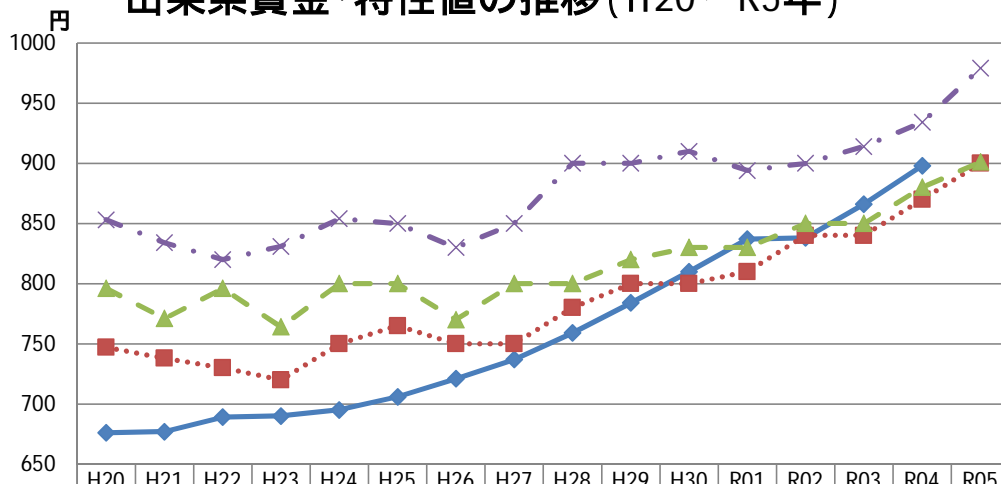
時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	(1) 全業種				(2) 地域別最低賃金適用産業計				(3) 製造業(特定最低賃金適用業種除く)				(4) 卸・小売業				(5) 学術研究・専門・技術サービス業				(6) 宿泊・飲食サービス業				(7) 生活関連サービス・娯楽業				(8) 医療・福祉業				(9) その他のサービス業			
	合計	1-9人	10-29人	30-99人	合計	1-9人	10-29人	30-99人	合計	1-9人	10-29人	30-99人	合計	1-9人	10-29人	30-99人	合計	1-9人	10-29人	30-99人	合計	1-9人	10-29人	30-99人	合計	1-9人	10-29人	30-99人	合計	1-9人	10-29人	30-99人				
947	23,187 (19.3)	8,085 (18.1)	14,356 (24.3)	746 (4.7)	22,709 (20.0)	7,954 (18.0)	14,230 (24.8)	525 (4.4)	3,205 (11.6)	1,040 (21.1)	1,639 (15.4)	525 (4.4)	8,566 (25.3)	3,349 (20.1)	5,217 (30.3)	242 (5.9)	163 (6.6)	79 (4.8)	5,566 (34.7)	1,552 (22.7)	4,014 (43.6)	1,682 (26.0)	828 (23.1)	854 (29.7)	1,679 (10.2)	618 (11.4)	1,062 (9.6)	1,768 (19.6)	403 (9.6)	1,365 (28.4)						
948	23,232 (19.4)	8,126 (18.1)	14,357 (24.3)	749 (4.7)	22,750 (20.0)	7,995 (18.1)	14,230 (24.8)	525 (4.4)	3,222 (11.7)	1,058 (21.4)	1,639 (15.4)	525 (4.4)	8,589 (25.4)	3,372 (20.3)	5,217 (30.3)	242 (5.9)	163 (6.6)	79 (4.8)	5,566 (34.7)	1,552 (22.7)	4,014 (43.6)	1,682 (26.0)	828 (23.1)	854 (29.7)	1,679 (10.2)	618 (11.4)	1,062 (9.6)	1,768 (19.6)	403 (9.6)	1,365 (28.4)						
949	23,279 (19.4)	8,126 (18.1)	14,404 (24.4)	749 (4.7)	22,796 (20.1)	7,995 (18.1)	14,276 (24.9)	525 (4.4)	3,242 (11.8)	1,058 (21.4)	1,658 (15.6)	525 (4.4)	8,616 (25.5)	3,372 (20.3)	5,244 (30.5)	242 (5.9)	163 (6.6)	79 (4.8)	5,566 (34.7)	1,552 (22.7)	4,014 (43.6)	1,682 (26.0)	828 (23.1)	854 (29.7)	1,679 (10.2)	618 (11.4)	1,062 (9.6)	1,768 (19.6)	403 (9.6)	1,365 (28.4)						
950	27,362 (22.8)	10,334 (23.1)	16,085 (27.2)	943 (5.9)	26,611 (23.4)	10,167 (23.0)	15,882 (27.7)	562 (4.7)	3,542 (12.9)	1,128 (22.8)	1,853 (17.4)	562 (4.7)	9,747 (28.8)	3,941 (23.7)	5,805 (33.7)	328 (8.0)	210 (8.4)	119 (7.3)	7,220 (45.0)	2,809 (41.1)	4,411 (47.9)	2,008 (31.1)	955 (26.6)	1,053 (36.6)	1,915 (11.6)	699 (12.9)	1,216 (11.0)	1,850 (20.6)	426 (10.2)	1,425 (29.6)						
960	28,989 (24.2)	10,922 (24.4)	17,000 (28.8)	1,067 (6.7)	28,100 (24.7)	10,742 (24.3)	16,724 (29.1)	634 (5.3)	3,708 (13.5)	1,180 (23.9)	1,894 (17.8)	634 (5.3)	10,497 (31.0)	4,157 (25.0)	6,341 (36.9)	328 (8.0)	210 (8.4)	119 (7.3)	7,545 (47.0)	3,068 (44.9)	4,477 (48.6)	2,028 (31.4)	955 (26.6)	1,073 (37.2)	2,083 (12.6)	747 (13.7)	1,336 (12.1)	1,910 (21.2)	426 (10.2)	1,484 (30.9)						
970	30,007 (25.0)	11,464 (25.6)	17,393 (29.5)	1,151 (7.2)	29,039 (25.6)	11,281 (25.6)	17,088 (29.8)	670 (5.6)	3,801 (13.8)	1,180 (23.9)	1,950 (18.3)	670 (5.6)	10,914 (32.2)	4,466 (26.8)	6,448 (37.5)	358 (8.7)	226 (9.1)	132 (8.1)	7,759 (48.3)	3,216 (47.0)	4,543 (49.3)	2,028 (31.4)	955 (26.6)	1,073 (37.2)	2,269 (13.8)	812 (14.9)	1,457 (13.2)	1,910 (21.2)	426 (10.2)	1,484 (30.9)						
980	31,336 (26.1)	11,968 (26.7)	18,038 (30.6)	1,329 (8.3)	30,287 (26.7)	11,777 (26.7)	17,712 (30.8)	797 (6.7)	4,093 (14.8)	1,253 (25.4)	2,042 (19.2)	797 (6.7)	11,011 (32.5)	4,564 (27.4)	6,448 (37.5)	391 (9.5)	259 (10.4)	132 (8.1)	8,444 (52.6)	3,437 (50.3)	5,007 (54.4)	2,028 (31.4)	955 (26.6)	1,073 (37.2)	2,386 (14.5)	860 (15.8)	1,526 (13.8)	1,933 (21.5)	448 (10.7)	1,484 (30.9)						
990	32,206 (26.9)	12,337 (27.5)	18,479 (31.3)	1,390 (8.7)	31,086 (27.4)	12,141 (27.5)	18,130 (31.6)	815 (6.8)	4,168 (15.1)	1,253 (25.4)	2,100 (19.7)	815 (6.8)	11,313 (33.4)	4,759 (28.6)	6,555 (38.1)	391 (9.5)	259 (10.4)	132 (8.1)	8,614 (53.7)	3,474 (50.8)	5,139 (55.8)	2,028 (31.4)	955 (26.6)	1,073 (37.2)	2,572 (15.6)	925 (17.0)	1,647 (14.9)	2,000 (22.2)	515 (12.3)	1,484 (30.9)						
1000	51,221 (42.7)	19,350 (43.2)	28,809 (48.8)	3,062 (19.1)	49,145 (43.3)	19,071 (43.2)	28,207 (49.1)	1,866 (15.6)	7,616 (27.6)	1,690 (34.2)	4,059 (38.2)	1,866 (15.6)	16,136 (47.7)	7,441 (44.7)	8,695 (50.5)	870 (21.1)	603 (24.2)	267 (16.4)	12,550 (78.2)	5,027 (73.5)	7,524 (81.7)	3,479 (53.8)	1,512 (42.2)	1,967 (68.3)	5,120 (31.0)	1,544 (28.4)	3,576 (32.3)	3,374 (37.5)	1,255 (29.9)	2,119 (44.0)						
1100	62,234 (51.9)	23,259 (51.9)	34,377 (58.2)	4,598 (28.7)	59,480 (52.4)	22,921 (52.0)	33,606 (58.5)	2,953 (24.6)	10,308 (37.4)	2,078 (42.0)	5,276 (49.6)	2,953 (24.6)	18,965 (56.0)	8,478 (50.9)	10,487 (61.0)	1,230 (29.9)	827 (33.2)	403 (24.7)	13,230 (82.4)	5,507 (80.5)	7,722 (83.8)	4,283 (66.2)	2,176 (60.7)	2,106 (73.1)	7,173 (43.5)	2,241 (41.2)	4,932 (44.6)	4,291 (47.7)	1,613 (38.5)	2,678 (55.7)						
1200	71,675 (59.8)	26,611 (59.4)	38,448 (65.1)	6,616 (41.3)	68,404 (60.2)	26,232 (59.5)	37,551 (65.4)	4,622 (38.6)	13,472 (48.9)	2,553 (51.7)	6,297 (59.2)	4,622 (38.6)	21,024 (62.1)	9,734 (58.5)	11,290 (65.6)	1,567 (38.1)	1,057 (42.5)	510 (31.3)	14,100 (87.9)	5,914 (86.5)	8,186 (88.9)	4,629 (71.6)	2,363 (65.9)	2,265 (78.6)	8,971 (54.4)	2,840 (52.3)	6,131 (55.4)	4,642 (51.6)	1,770 (42.2)	2,872 (59.7)						
1300	79,289 (66.1)	29,287 (65.4)	41,817 (70.8)	8,185 (51.0)	75,579 (66.6)	28,891 (65.5)	40,832 (71.1)	5,857 (48.9)	15,838 (57.5)	2,857 (57.8)	7,124 (67.0)	5,857 (48.9)	22,793 (67.3)	10,700 (64.3)	12,093 (70.3)	1,973 (47.9)	1,370 (55.1)	603 (37.0)	14,631 (91.2)	6,247 (91.4)	8,384 (91.0)	4,883 (75.5)	2,538 (70.8)	2,345 (81.4)	10,462 (63.4)	3,230 (59.4)	7,231 (65.4)	5,000 (55.6)	1,949 (46.5)	3,051 (63.4)						
1400	86,059 (71.8)	31,780 (71.0)	44,857 (76.0)	9,422 (58.8)	81,984 (72.2)	31,365 (71.1)	43,800 (76.3)	6,820 (56.9)	17,699 (64.2)	3,119 (63.1)	7,760 (73.0)	6,820 (56.9)	24,557 (72.6)	11,501 (69.1)	13,056 (75.9)	2,244 (54.5)	1,534 (61.7)	710 (43.5)	14,941 (93.1)	6,358 (93.0)	8,583 (93.2)	5,161 (79.8)	2,757 (76.9)	2,404 (83.4)	11,882 (72.0)	3,878 (71.4)	8,004 (72.4)	5,500 (61.1)	2,218 (52.9)	3,282 (68.2)						
1500	119,864 (100.0)	44,787 (100.0)	59,040 (100.0)	16,037 (100.0)	113,536 (100.0)	44,119 (100.0)	57,434 (100.0)	11,983 (100.0)	27,563 (100.0)	4,943 (100.0)	10,638 (100.0)	11,983 (100.0)	33,844 (100.0)	16,642 (100.0)	17,202 (100.0)	4,118 (100.0)	2,487 (100.0)	1,630 (100.0)	16,048 (100.0)	6,838 (100.0)	9,210 (100.0)	6,466 (100.0)	3,585 (100.0)	2,881 (100.0)	16,496 (100.0)	5,435 (100.0)	11,061 (100.0)	9,001 (100.0)	4,190 (100.0)	4,811 (100.0)						
月平均賃金額	190,420	190,696	172,584	255,316	187,652	190,405	171,016	257,249	232,582	220,856	210,243	257,249	184,433	199,887	169,483	241,374	212,402	285,573	108,543	113,616	104,777	149,841	176,422	116,769	188,457	187,086	189,130	204,325	245,362	168,591						
時間当り平均賃金額	1,347	1,361	1,289	1,524	1,341	1,361	1,285	1,534	1,443	1,435	1,343	1,534	1,329	1,374	1,285	1,594	1,496	1,745	1,064	1,083	1,049	1,226	1,279	1,160	1,392	1,407	1,384	1,445	1,610	1,301						
月一人当たり労働時間数	134	133	127	167	133	133	126	167	158	147	154	167	130	139	122	148	138	162	94	97	92	113	135	86	136	132	138	136	147	127						
第1・20分位数	900	900	900	958	900	900	900	961	900	900	900	961	900	900	900	932	909	950	900	900	900	898	850	898	910	900	916	900	900	900						
第1・10分位数	901	900	900	1,010	900	900	900	1,039	930	900	920	1,039	900	900	900	1,000	980	1,012	900	913	900	900	900	900	947	940	950	916	950	900						
第1・4分位数	979	970	950	1,168	970	970	950	1,200	1,070	980	1,000	1,200	940	970	920	1,147	1,100	1,200	915	950	905	940	955	920	1,041	1,051	1,031	1,000	1,042	930						
中位数	1,173	1,157	1,100	1,391	1,167	1,155	1,100	1,410	1,306	1,264	1,200	1,410	1,100	1,181	1,088	1,428	1,340	1,605	980	987	980	1,050	1,115	1,000	1,250	1,262	1,232	1,254	1,444	1,187						
四分位係数	0.2451	0.2550	0.2400	0.2009	0.2473	0.2548	0.2387	0.1889	0.2274	0.2744	0.2279	0.1889	0.2767	0.2628	0.2593	0.2502	0.2142	0.2587	0.0640	0.0762	0.0643	0.2173	0.2226	0.1514	0.1952	0.1938	0.2005	0.2715	0.2584	0.2826						

【上段】 累積労働者数 【下段】 累積構成比

令和5年 最低賃金実態調査結果(基礎調査)

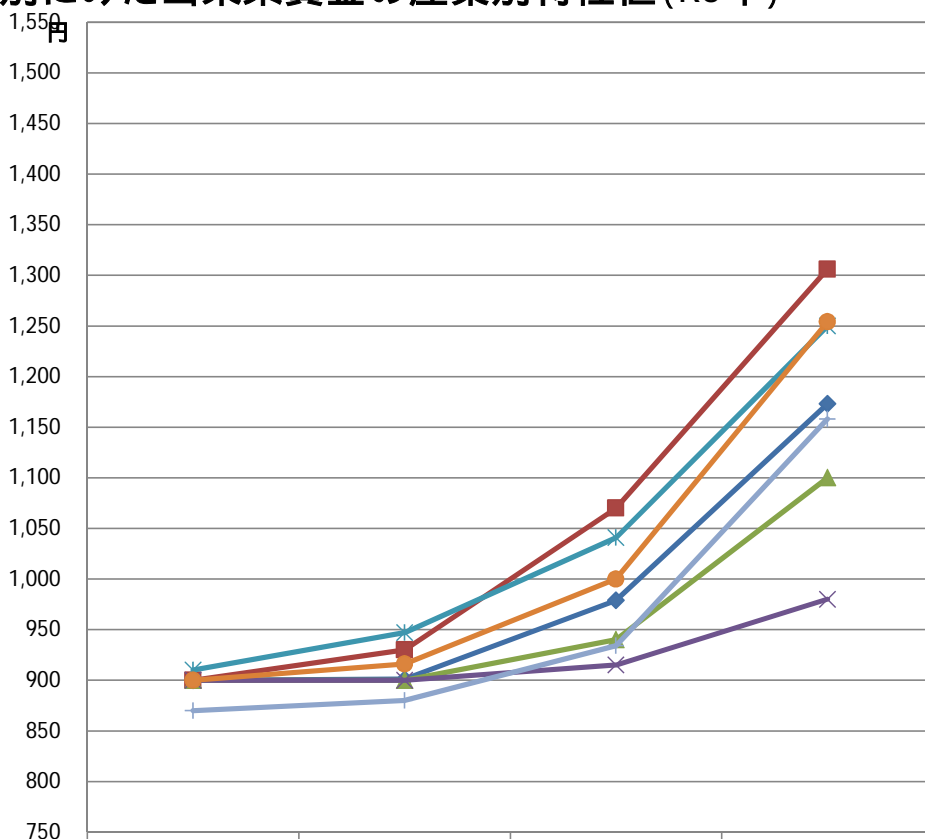


山梨県賃金・特性値の推移 (H20～R5年)



	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05
◆ 地域別最賃	676	677	689	690	695	706	721	737	759	784	810	837	838	866	898	
■ 第1・20	747	738	730	720	750	765	750	750	780	800	800	810	840	840	870	900
▲ 第1・10	796	771	796	764	800	800	770	800	800	820	830	830	850	850	880	901
× 第1・4	853	834	820	831	854	850	830	850	900	900	910	894	900	914	934	979

業種別にみた山梨県賃金の産業別特性値 (R5年)



	第1・20	第1・10	第1・4	中位数
◆ R05年産業計	900	901	979	1,173
■ 製造業(特賃適用業種除く)	900	930	1,070	1,306
▲ 卸・小売	900	900	940	1,100
× 宿泊・飲食サービス業	900	900	915	980
＊ 医療・福祉	910	947	1,041	1,250
○ その他のサービス業	900	916	1,000	1,254
+ R04年産業計	870	880	934	1,158

未満率の算定及び影響率の試算について

本年の「最低賃金に関する基礎調査」の結果に基づき、未満率を算定し、また、影響率の試算を行った。

【未満率】現在の山梨県最低賃金額898円を下回っている労働者の割合
0.8%

【影響率】改定された場合に当該改定額を下回る事となる労働者の割合

改定額(円)	引上げ額(円)	影響率(%)
898	0	-
899	1	2.4
900	2	2.5
901	3	10.0
902	4	10.1
903	5	10.2
904	6	10.3
905	7	10.3
906	8	10.9
907	9	11.0
908	10	11.0
909	11	11.1
910	12	11.3
911	13	12.9
912	14	13.0
913	15	13.1
914	16	13.2
915	17	13.2
916	18	13.5
917	19	13.6
918	20	13.7
919	21	13.7
920	22	13.7
921	23	15.7
922	24	15.7
923	25	15.8
924	26	15.9
925	27	15.9
926	28	16.2
927	29	16.2

裏面へ

改定額(円)	引上げ額(円)	影響率(%)
928	30	16.3
929	31	16.4
930	32	16.4
931	33	17.8
932	34	17.9
933	35	18.0
934	36	18.0
935	37	18.1
936	38	18.3
937	39	18.3
938	40	18.5
939	41	18.5
940	42	18.6
941	43	19.0
942	44	19.0
943	45	19.2
944	46	19.2
945	47	19.3
946	48	19.3
947	49	19.3
948	50	19.3

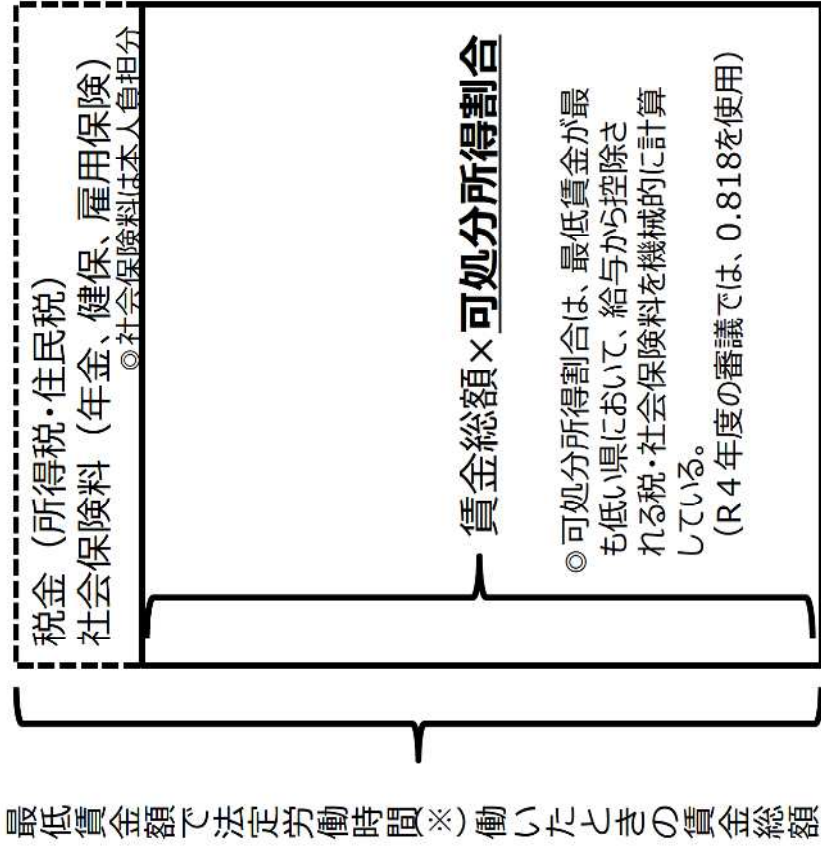
最低賃金と生活保護の比較について

○ 地域別最低賃金は都道府県単位であるのに対し、生活保護は所在地、年齢及び世帯の構成等の事情により基準額が異なるほか、住宅扶助等の各種扶助がある。また、地域別最低賃金額は時間額であるのに対し、生活保護は月額で決定される。このため単純な比較は困難。平成20年度の中央最低賃金審議会で、比較方法を整理し、以下の前提で比較を行っている。

- ・ 最低賃金の水準＝地域別最低賃金額×173.8(1箇月の労働時間)×0.818(可処分所得比率)
- ・ 生活保護の水準＝生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)人口加重平均+住宅扶助実績値

【最低賃金】

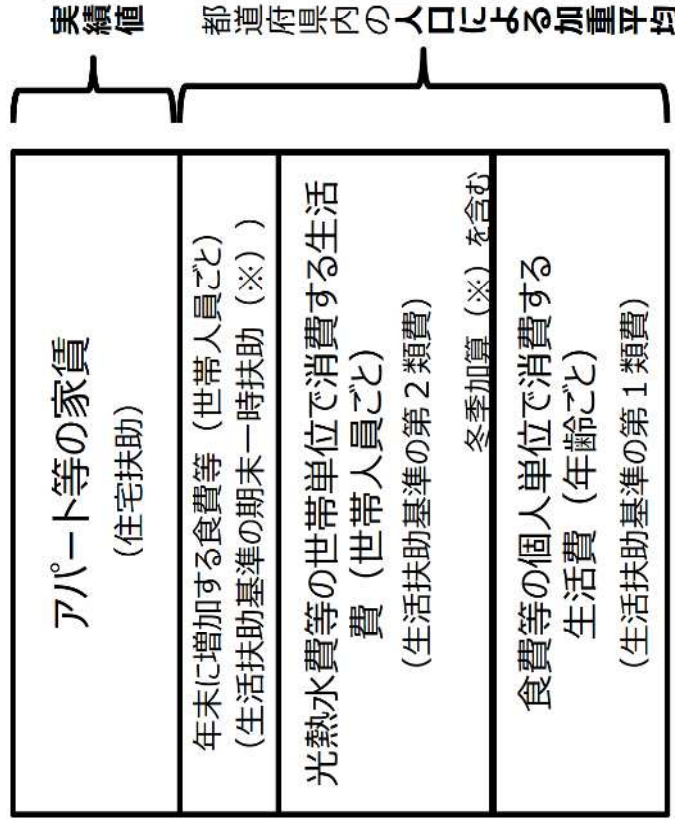
最低賃金額で働いたときの手取額



【生活保護】

若年単身世帯の生活保護

(注) 高卒後働いてすぐの年齢を想定



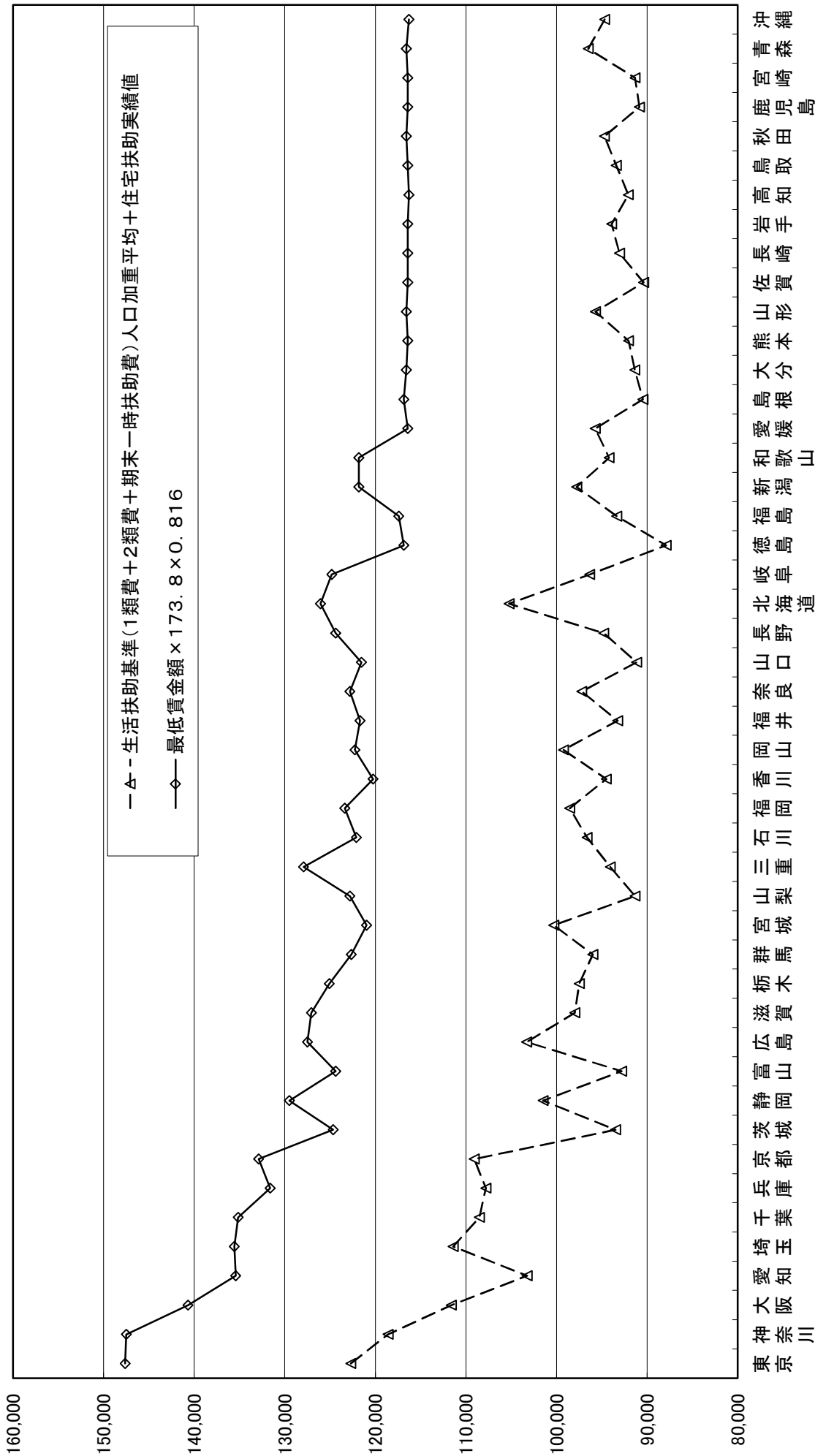
※週40時間÷7日×365日÷12か月 = 173.8時間

※1か月あたりの平均額

生活保護と最低賃金

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。

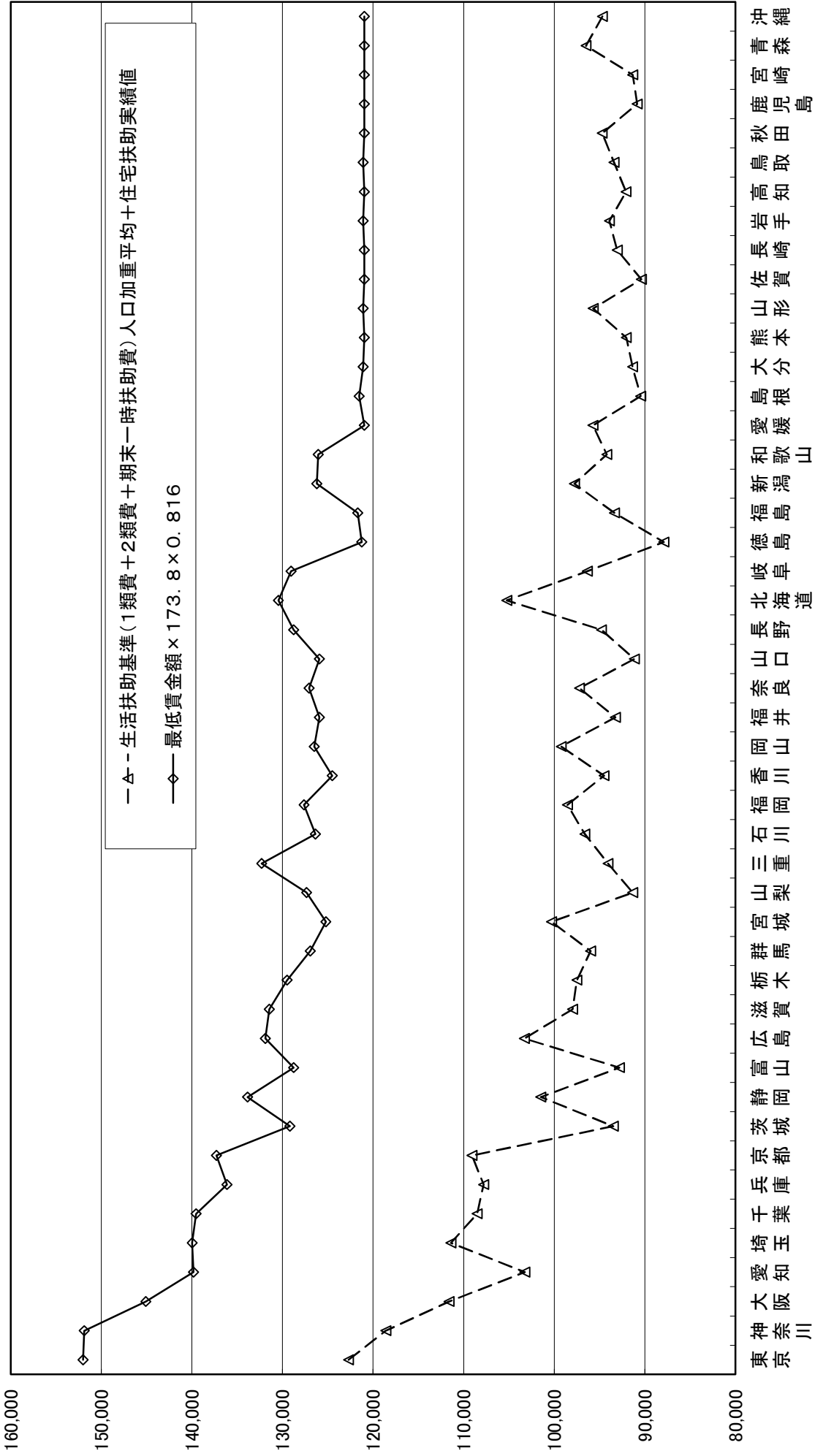
注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3)生活保護のデータ、最低賃金のデータともに令和3年度のものである。

注4)0.816は時間額820円で月173.8時間働いた場合の令和3年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

生活保護（生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）＋住宅扶助）と最低賃金

単位：円



注1) 生活扶助基準(1類費＋2類費＋期末一時扶助費)は18～19歳単身のものである。

注2) 生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3) 生活保護のデータは令和3年度、最低賃金のデータは令和4年度のものである。

注4) 0.816は時間額820円で月173.8時間働いた場合の令和3年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	令和3年度データに基づく乖離額 (A)	令和4年度地域別最低賃金引上げ額 (B)	最新の乖離額 (C) (=A-B)	昨年度の目安小委で示した乖離額 (D)	(E) (=C-D)	乖離の変動額			
						最低賃金の引上げによる影響額 (e①)	可処分所得比率の変動(0.817→0.816)による影響額 (e②)	生活扶助基準の見直しによる影響額 (e③)	住宅扶助実績値の増減による影響額 (e④)
北海道	△147	31	△178	△151	△27	△31	1	0	3
青森	△142	31	△173	△146	△26	△31	1	0	4
岩手	△159	33	△192	△165	△26	△33	1	0	6
宮城	△146	30	△176	△151	△24	△30	1	0	5
秋田	△154	31	△185	△160	△26	△31	1	0	5
山形	△147	32	△179	△154	△25	△32	1	0	7
福島	△170	30	△200	△178	△22	△30	1	0	7
茨城	△220	32	△252	△222	△29	△32	1	0	2
栃木	△195	31	△226	△200	△26	△31	1	0	4
群馬	△188	30	△218	△192	△26	△30	1	0	3
埼玉	△170	31	△201	△167	△34	△31	1	0	△4
千葉	△188	31	△219	△190	△29	△31	1	0	1
東京	△176	31	△207	△177	△29	△31	1	0	1
神奈川	△204	31	△235	△206	△29	△31	1	0	1
新潟	△170	31	△201	△175	△25	△31	1	0	5
富山	△222	31	△253	△233	△20	△31	1	0	10
石川	△180	30	△210	△182	△28	△30	1	0	1
福井	△200	30	△230	△207	△23	△30	1	0	6
山梨	△222	32	△254	△229	△25	△32	1	0	6
長野	△209	31	△240	△214	△26	△31	1	0	5
岐阜	△201	30	△231	△202	△28	△30	1	0	1
静岡	△197	31	△228	△199	△29	△31	1	0	1
愛知	△227	31	△258	△231	△27	△31	1	0	3
三重	△239	31	△270	△244	△25	△31	1	0	5
滋賀	△205	31	△236	△207	△29	△31	1	0	1
京都	△168	31	△199	△170	△29	△31	1	0	2
大阪	△205	31	△236	△207	△29	△31	1	0	1
兵庫	△168	32	△200	△171	△28	△32	1	0	3
奈良	△180	30	△210	△184	△26	△30	1	0	3
和歌山	△195	30	△225	△198	△26	△30	1	0	3
鳥取	△162	33	△195	△165	△31	△33	1	0	2
島根	△186	33	△219	△190	△29	△33	1	0	3
岡山	△162	30	△192	△167	△26	△30	1	0	4
広島	△171	31	△202	△173	△28	△31	1	0	2
山口	△214	31	△245	△219	△26	△31	1	0	4
徳島	△204	31	△235	△209	△26	△31	1	0	4
香川	△182	30	△212	△190	△22	△30	1	0	7
愛媛	△146	32	△178	△151	△27	△32	1	0	5
高知	△171	33	△204	△175	△29	△33	1	0	3
福岡	△175	30	△205	△179	△26	△30	1	0	3
佐賀	△184	32	△216	△190	△26	△32	1	0	6
長崎	△165	32	△197	△171	△26	△32	1	0	5
熊本	△172	32	△204	△178	△25	△32	1	0	6
大分	△178	32	△210	△182	△28	△32	1	0	3
宮崎	△177	32	△209	△182	△27	△32	1	0	4
鹿児島	△180	32	△212	△186	△27	△32	1	0	5
沖縄	△152	33	△185	△154	△31	△33	1	0	1

※1 最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の別紙1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。
 ※2 最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際に端数処理を行うため、必ずしもE=e①+e②+e③+e④とならない。

最低賃金と生活保護との比較について（山梨県）

（令和5年7月計算）

1 前提

別添1「生活扶助基準額（令和2年10月改定反映）」による。

（1）生活保護の対象となる者について

年齢区分を18歳から19歳とした単身世帯

（2）山梨県の生活保護における級地区分

ア 2級地 - 1 甲府市

イ 3級地 - 1 富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、昭和町（10市1町）

ウ 3級地 - 2 南アルプス市、北杜市、市川三郷町、富士川町、早川町、身延町、南部町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村（2市7町6村）

令和3年4月1日現在

（3）級地区別人口（令和2年国勢調査による）

ア 2級地 - 1 189,591人

イ 3級地 - 1 408,851人

ウ 3級地 - 2 211,532人

エ 合計 809,974人

平成22年10月1日以降市町村合併なし

（4）最低生活費の算出について（令和3年度）

ア 生活扶助基準（第1類費及び第2類費）年齢：18～19歳

2級地 - 1 71,460円

3級地 - 1 68,430円

3級地 - 2 66,940円

イ 冬季加算（11月から3月まで）

地域： 区・1人 4,630円

ウ 期末一時扶助費（12月のみ）1人

2級地 - 1 12,880円

3級地 - 1 11,610円

3級地 - 2 10,970円

エ 住宅扶助実績値（令和3年度実績）

単身世帯被保護世帯数 甲府市： 2,019世帯

山梨県(甲府市を除く)： 2,785世帯

合計 4,804世帯
 住宅扶助実績値 甲府市: 20,603.1円
 山梨県(甲府市を除く): 19,004.6円
 (20,603.1円 × 2,019世帯 + 19,004.6円 × 2,785世帯) ÷ 4,804世帯
 = 19,676.4092214...円(計算過程で1円未満四捨五入せず)
住宅扶助実績値 19,676円

2 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告の公益委員見解において算出された生活保護水準及び最低賃金との比較について

(1) 手取額でみた最低賃金額について

時給866円(令和3年度山梨県最低賃金)で月173.8時間(40時間 × 365 / 7 ÷ 12か月)働いた場合の1か月の収入(手取額)は、

866円 × 173.8時間 × 0.816(可処分所得の総所得に対する比率) = 122,817円

0.816は、令和3年度の可処分所得割合として、厚生労働省労働基準局賃金課から示された比率

1円未満四捨五入

(2) 生活保護水準について

衣食住という意味で生活保護のうち若年単身世帯の生活扶助基準の都道府県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えたもの。

ア 生活扶助基準(令和3年度)

第1類費及び第2類費基準額(冬季加算を除く)

第1類費と第2類費の人口加重平均を求めると

[(71,460円 × 189,591人) + (68,430円 × 408,851人) + (66,940円 × 211,532人)] ÷ 809,974人 = 68,750円

1円未満四捨五入。以下同じ。

第2類費のうち冬季加算(1か月平均)

冬季加算は、毎年11月から3月までの5か月のみ支給されるので、1か月平均を算出する。

県内の冬季加算(1か月平均)

4,630 × 5 ÷ 12 = 1,929円

期末一時扶助費(1か月平均)

期末一時扶助費は、毎年12月に一時金として支給されるもので、1か月平均を算出する。

a 2級地 - 1 12,880円 ÷ 12 = 1,073円

b 3級地 - 1 11,610円 ÷ 12 = 968円

c 3級地 - 2 10,970円 ÷ 12 = 914円

(人口加重平均)

$$\begin{aligned} & [(1,073\text{円} \times 189,591\text{人}) + (968\text{円} \times 408,851\text{人}) + (914\text{円} \times 211,532\text{人})] \\ & \div 809,974\text{人} \\ & = \underline{978\text{円}} \end{aligned}$$

生活扶助基準の合計

生活扶助の合計 = 1 類費及び 2 類費 + 2 類費冬季加算 (1 か月平均) + 期末一時扶助費 (1 か月平均)

以上の結果、生活扶助の合計は、71,658円

なお、 は人口加重平均による小数点以下の端数処理を 1 類費及び 2 類費 + 2 類費冬季加算 + 期末一時扶助費を足し合わせた後に四捨五入しているため、 から を足し合わせた額と一致しない場合がある。

イ 住宅扶助

住宅扶助実績値 19,676円

令和 3 年度被保護者調査年次調査 (個別調査) 第 3 - 10 表 (別添 2) による山梨県の単身被保護世帯 1 世帯当たり住宅扶助値の値

ウ 生活扶助と住宅扶助の合計について

$$\begin{aligned} & \text{生活扶助基準 (71,658円)} + \text{住宅扶助実績値 (19,676円)} \\ & = \underline{91,334\text{円}} \end{aligned}$$

3 生活保護水準及び最低賃金との比較について

山梨県における手取額でみた 1 か月当たりの最低賃金額は、122,817円

山梨県における年齢区分を 18 歳から 19 歳とした単身世帯で県内人口加重平均をした生活保護水準額は、91,334円

以上のことから、122,817円 - 91,334円 = 31,483円となり、手取額でみた 1 か月当たりの最低賃金額が生活保護水準額を上回っている。

したがって、山梨県の場合は、最低賃金との乖離があるとして引き上げを要する額は認められない。

生活扶助基準額（令和 2 年 10 月改定反映）

○第 1 類費、第 2 類費 合算額（単位：円）

年齢区分 世帯人員	1 級地－ 1	1 級地－ 2	2 級地－ 1	2 級地－ 2	3 級地－ 1	3 級地－ 2
18～19 歳 1 人	77,050	73,830	71,460	71,460	68,430	66,940

※令和 2 年 10 月改定に基づく計算式等については参考 2 を参照のこと。

○冬季加算（単位：円）

冬季加算区分 ・世帯人員	加算額	加算される期間
I 区・ 1 人	12,780	10 月から 4 月まで
II 区・ 1 人	9,030	10 月から 4 月まで
III 区・ 1 人	7,460	11 月から 4 月まで
IV 区・ 1 人	6,790	11 月から 4 月まで
V 区・ 1 人	4,630	11 月から 3 月まで
VI 区・ 1 人	2,630	11 月から 3 月まで

(冬季加算地区区分)

地区別	I 区	II 区	III 区	IV 区	V 区	VI 区
都道府県名	北海道 青森県 秋田県	岩手県 山形県 新潟県	宮城県 福島県 富山県 長野県	石川県 福井県	栃木県 群馬県 山梨県 岐阜県 鳥取県 島根県	その他

○期末一時扶助費 [12 月のみ]（単位：円）

世帯人員	1 級地－ 1	1 級地－ 2	2 級地－ 1	2 級地－ 2	3 級地－ 1	3 級地－ 2
1 人	14,160	13,520	12,880	12,250	11,610	10,970

2021年度被保護者調査(年次調査)
第3-10表 一世帯当たり保護の決定状況額、世帯人員・都道府県・指定都市・中核市・保護の決定状況別
注: 都道府県の数値には指定都市・中核市分を含まない。

都道府県-指定都市-中核市		都道府県-指定都市-中核市		保護の決定状況		保護の決定状況		保護の決定状況		世帯人員総数		1人		2人		3人	
都道府県	山梨県	都道府県	山梨県	世帯数	3306	(世帯)	2785										
都道府県	山梨県	都道府県	山梨県	最低生活費	961327	(円)	847030	生活扶助									
都道府県	山梨県	都道府県	山梨県	最低生活費	742159	(円)	642964	生活扶助									
都道府県	山梨県	都道府県	山梨県	最低生活費	2540	(円)	2325	(再)介護保険料									
都道府県	山梨県	都道府県	山梨県	最低生活費	200030	(円)	190046	住宅扶助									
都道府県	山梨県	都道府県	山梨県	最低生活費	194801	(円)	185913	(再)家賃・間代									
都道府県	山梨県	都道府県	山梨県	最低生活費	3110	(円)	-	教育扶助									
都道府県	山梨県	都道府県	山梨県	最低生活費	1041	(円)	-	出産扶助									
都道府県	山梨県	都道府県	山梨県	最低生活費	1041	(円)	-	生業扶助									
都道府県	山梨県	都道府県	山梨県	最低生活費	14988	(円)	14020	(再)高等学校等就学費									
都道府県	山梨県	都道府県	山梨県	最低生活費	-	(円)	-	一時扶助									
都道府県	山梨県	都道府県	山梨県	最低生活費	-	(円)	-	葬祭扶助									
都道府県	山梨県	都道府県	山梨県	収入充当額	347859	(円)	289333	(再)生活扶助相当額									
都道府県	山梨県	都道府県	山梨県	収入充当額	322194	(円)	263851										
都道府県	山梨県	都道府県	山梨県	扶助額	628238	(円)	573604										
都道府県	山梨県	都道府県	山梨県	本人支払額	14150	(円)	15727										
都道府県	山梨県	都道府県	山梨県	収入認定額	374974	(円)	305379										
都道府県	山梨県	都道府県	山梨県	収入認定額	61773	(円)	32550										
都道府県	山梨県	都道府県	山梨県	収入認定額	313201	(円)	272829	就労に伴う収入									
都道府県	山梨県	都道府県	山梨県	収入認定額	288651	(円)	250536	就労に伴う収入以外の収入									
都道府県	山梨県	都道府県	山梨県	控除額	27115	(円)	16046	就労に伴う収入以外の収入									
都道府県	山梨県	都道府県	山梨県	控除額	4611	(円)	1913	実費控除									
都道府県	山梨県	都道府県	山梨県	控除額	22336	(円)	14037	勤労控除									
都道府県	山梨県	都道府県	山梨県	控除額	21670	(円)	13921	勤労控除									
都道府県	山梨県	都道府県	山梨県	控除額	-	(円)	-	(再)基礎控除									
都道府県	山梨県	都道府県	山梨県	控除額	169	(円)	116	(再)特別控除									
都道府県	山梨県	都道府県	山梨県	控除額	498	(円)	-	(再)新規就労控除									
都道府県	山梨県	都道府県	山梨県	控除額	168	(円)	96	(再)未成年者控除									
都道府県	山梨県	都道府県	山梨県	控除額	2331	(円)	2019	その他の控除									
中核市(別掲)	甲府市	中核市(別掲)	甲府市	世帯数	1001588	(円)	895056										
中核市(別掲)	甲府市	中核市(別掲)	甲府市	最低生活費	777772	(円)	684827	生活扶助									
中核市(別掲)	甲府市	中核市(別掲)	甲府市	最低生活費	9234	(円)	8600	生活扶助									
中核市(別掲)	甲府市	中核市(別掲)	甲府市	最低生活費	213270	(円)	206031	(再)介護保険料									
中核市(別掲)	甲府市	中核市(別掲)	甲府市	最低生活費	210343	(円)	202738	住宅扶助									
中核市(別掲)	甲府市	中核市(別掲)	甲府市	最低生活費	3681	(円)	-	教育扶助									
中核市(別掲)	甲府市	中核市(別掲)	甲府市	最低生活費	-	(円)	-	勤労扶助									
中核市(別掲)	甲府市	中核市(別掲)	甲府市	最低生活費	733	(円)	-	出産扶助									
中核市(別掲)	甲府市	中核市(別掲)	甲府市	最低生活費	711	(円)	-	生業扶助									
中核市(別掲)	甲府市	中核市(別掲)	甲府市	最低生活費	6132	(円)	4198	(再)高等学校等就学費									
中核市(別掲)	甲府市	中核市(別掲)	甲府市	最低生活費	-	(円)	-	一時扶助									
中核市(別掲)	甲府市	中核市(別掲)	甲府市	最低生活費	-	(円)	-	葬祭扶助									
中核市(別掲)	甲府市	中核市(別掲)	甲府市	収入充当額	321128	(円)	263747	(再)生活扶助相当額									
中核市(別掲)	甲府市	中核市(別掲)	甲府市	収入充当額	301468	(円)	242664										
中核市(別掲)	甲府市	中核市(別掲)	甲府市	扶助額	690591	(円)	642568										
中核市(別掲)	甲府市	中核市(別掲)	甲府市	本人支払額	10206	(円)	11347										
中核市(別掲)	甲府市	中核市(別掲)	甲府市	収入認定額	347946	(円)	280432										
中核市(別掲)	甲府市	中核市(別掲)	甲府市	収入認定額	57372	(円)	32861	就労に伴う収入									
中核市(別掲)	甲府市	中核市(別掲)	甲府市	収入認定額	290574	(円)	247571	就労に伴う収入以外の収入									
中核市(別掲)	甲府市	中核市(別掲)	甲府市	収入認定額	278065	(円)	237028	就労に伴う収入以外の収入									
中核市(別掲)	甲府市	中核市(別掲)	甲府市	控除額	26818	(円)	16684	実費控除									
中核市(別掲)	甲府市	中核市(別掲)	甲府市	控除額	3799	(円)	1590	勤労控除									
中核市(別掲)	甲府市	中核市(別掲)	甲府市	控除額	22570	(円)	15043	勤労控除									
中核市(別掲)	甲府市	中核市(別掲)	甲府市	控除額	21939	(円)	15043	(再)基礎控除									
中核市(別掲)	甲府市	中核市(別掲)	甲府市	控除額	-	(円)	-	(再)特別控除									
中核市(別掲)	甲府市	中核市(別掲)	甲府市	控除額	50	(円)	-	(再)新規就労控除									

令和5年度
労使からの意見聴取
結果について

山梨労働局労働基準部賃金室

【 事例 1 】

- 会社名：A社（匿名希望）
- 事業の概要：食料品製造業（カット野菜の製造）
- 労働者数：130名（男50名、女80名）
 - 正社員47名（男28名、女19名）
 - パート60名（男15名、女45名）
 - 外国人25名、障がい者2名

事例 1 - 1

使用者側からの意見聴取
対象者：代表取締役社長

所定労働時間・休日、賃金額

○所定労働時間

正社員：1日8時間00分、週40時間00分

パート：個人ごとに異なり1日3時間～8時間

所定休日：週休2日制（シフトによる。365日稼働）

○賃金額

正社員の最も低い賃金額：月給195,000円
（職種：製造部）

パート社員の最も低い賃金額：時給1,100円
（職種：製造部）

新型コロナウイルス感染症の経営への影響と5類感染症移行後の変化の有無・内容

- ◆ 売り上げは増加しているが、コロナ感染症の動向や5類感染症への移行等による影響はない。
- ◆ 感染防止対策等は、食品を扱う仕事のためコロナ感染症流行前から対応をしていたため、5類移行前は既存の対応の継続のほかパーティション設置や換気対策を追加して対応していた。5類移行後は、パーティションを撤去したほか、マスクの着用について各自の判断とするなどの変更をした。

最近の景況感および今後の見込み

- ◆ 売り上げは毎月増えている状況で、今後の伸びも予想しているが、費用も増えているので、中身でいうと悪い。
- ◆ 費用の増加としては、野菜の仕入れ（農家でも資材や肥料等の価格上昇により負担が増えている）、電気代の値上げ、プラスチック製品等の資材の高騰など。
- ◆ 社員が増加したことにより、保険料負担も以前より増えている。
- ◆ 会社としては、生産効率を上げる、歩留まりを高めるなどにより、なるべく採算が合うように努力をしている。
- ◆ 価格への転嫁ができればよいが、仕切り単価の交渉をしても、競争相手の問題があり、「それならほかに」と言われてしまい、価格への転嫁が難しい。

賃金改定の際に参考とする事項と改定状況

◆ 賃金を改定する際に参考とする事項等

時給の最低額を検討する際は、近隣の会社の時給や従業員の募集金額などを参考にしている。

◆ 昨年の賃金改定状況

R4年4月に時給950円を1000円に、また、R5年6月に1000円から1100円に引上げている。人がいない状況のため、募集条件を変えて募集してみた。少し応募はあったものの、時給額アップは、あまり採用に結びつく効果はなく、時給額の問題ではないと感じている。

最低賃金に係る認識

◆ 最低賃金が定められていること、毎年改定されていることは知っている。

◆ 最低賃金を下回ることは避けなければならないと考えており、山梨県最低賃金額の改定には気を付けている。

◆ 最低賃金の上昇額が大きすぎると感じる。年齢が高い場合などで、働きに応じた金額であれば雇用できる場合もあるが、近年のペースで上がっていくと難しくなっていく。

最低賃金が定められていることによる企業経営への影響は

- ◆ 人件費は原価の中でも占める比率が大きく、最低賃金の引き上げによるコストアップの影響は大きい。働かなくてももらえる金額が大きくなると労働意欲の減退につながるとも感じる。

最低賃金に関する行政及び審議会への意見・要望

- ◆ 物価・水道光熱費等の高騰に耐えられる生活水準を保持するための給与・世帯所得を、企業に対する賃上げに頼りすぎている。労働者の生計が苦しいのと同様、産業ごと各社において会社の経営も当然苦しくなっている。大手企業は耐えられるのかもしれないが、中小零細企業は、大手取引先との納価駆け引きにおいて弱者であるため、費用の価格転嫁が難しい。
- ◆ 収入が増えないと経営は立ちいかないため、価格転嫁に関して実際に効果があるサポートが欲しい。

事例 1 - 2

労働者からの意見聴取
対象者：現場作業管理者

昨年以降、またはコロナ感染症の5類移行後における労働条件や職場環境等の変化

- ◆ 昨年も、5類移行前後においても、特に変化はない。
- ◆ 感染防止対策等の面では、食品を扱う仕事のため以前から対応をしていたので、特に変化はない。

最低賃金に係る認識

- ◆ 最低賃金制度があること、改定があることなどは、毎年会社の事務所に最低賃金の掲示がされるため金額を含め承知している。
- ◆ 時給で働いていたときは引き上げ金額を気にしていたが、月給になってからは特に気にしていなかった。
- ◆ 現在の898円については、最近の物価上昇もあり、生活していくうえで、特に子育て時期だと生活が厳しいと思う。
- ◆ 最低賃金を上げていくことが必要だと思うが、扶養の範囲内で働きたいなどの事情がある場合、支障がでる面もある。

最低賃金に関する行政等への意見・要望

- ◆ 物価が上昇していることもあり、最低賃金の引き上げは、30円程度の引上げ額くらいがよいのではないかと思う。
- ◆ ただし、急激に上げることで企業が対応できず問題が出るのもよくないとも思う。

【 事例 2 】

- 会社名：B社（匿名希望）
- 事業の概要：宿泊業
- 労働者数：全社196名（男91名、女105名）
正社員96名（男52名、女41名）
パート99名（男37名、女62名）
外国人1名、障がい者3名

事例 2 - 1

使用者側からの意見聴取
対象者：執行役員

所定労働時間・休日、賃金額

○所定労働時間

正社員：1日8時間00分、週40時間

パート：1日3～8時間（1日6時間が基本）

所定休日：週休2日（シフトによる）

○賃金額

正社員の最も低い賃金額：月給225,000円

（職種：料飲部門）

パート社員の最も低い賃金額：時給900円

（職種：調理補助、清掃）

新型コロナウイルス感染症の経営への影響と5類 感染症移行後の変化の有無・内容

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の流行後は、売り上げが以前の2割程度に落ち込んだ状態が2年半くらい続いた。
- ◆ 感染症の影響を受けたが、退職者は出しておらず、近年の労働者数に大きな変化はない。
- ◆ GoToトラベル等、補助金の効果は大きく、それらの利用が進むことによって、昨年あたりから売り上げが戻ってきた。
- ◆ コロナウイルスの感染状況による影響の波は大きく、感染が広がるとお客さんがピタッと止まるという、ジェットコースターのよように難しい状況が続き、雇用維持の点でも非常に大変な苦労があった。
- ◆ コロナウイルスの5類移行は売上にはプラス方向と考えている。現在は、GoToトラベル等の補助事業がなくなり、却ってお客さんが減少している。

最近の景況感及び今後の見込み

- ◆ コロナウイルス収束見通しによる国内旅行需要の上昇はプラスだが、物価上昇や水道光熱費の上昇が大きくマイナスに影響している。
- ◆ 固定費で2割くらいの上昇となっており、業界での一般的な利益がなくなってしまう程度の影響が出ている。
- ◆ 宿泊価格等への反映を進めているものの、コロナ前の1.5倍くらいにとどまっており、もう少し上げていかないと固定費の上昇に間に合わない状況となっている。
- ◆ 施設の稼働はコロナ前の傾向にほぼ戻りつつあり、今年8月くらいからは回復して通常の状態に戻ることを見込んでいる。

初任給を決定する際に参考とする事項

- ◆ 新卒初任給については、業界水準ではなく一般的な県内企業との比較。
- ◆ 中途採用については、スキルに応じて判断している。コロナ前はハローワーク経由の採用が中心だったが、現在はハローワークで求人条件を良くしても人が集まらない状況となっており、スカウト型採用へ形態が変わっている。

賃金改定状況及び時給制労働者の賃金

- ◆ 一律のベースアップはしなかったが、社員の8割の給与を1～2.5万円/月アップした。
- ◆ 時給制の従業員は大きく2種類に大別される。
ベッドメイク、調理補助
短時間・日中の勤務が中心。家計補助的な面から数年で入れ替わる者が多く、採用時の時給を継続する場合が多い。
学生アルバイトによるサービススタッフ（料飲部門）
求人サイト経由が多く、採用時期によって単価が変わることが多い。スキルアップ（担当できる業務が増える）による加給によって時給が上がる。
- ◆ 最低賃金額+300～400円くらいが業界の一般的金額となっている。（一般的には1200～1500円くらい。）

賃金改定状況及び時給制労働者の賃金

- ◆ 企業内最低時給900円の従業員は、80歳以上で、一旦当社を退職した後、再度、週2日程度・短時間の条件で、掃除の手伝いなどを担当してもらっているなどの者。

最低賃金に係る認識・経営への影響等

- ◆ 最低賃金が定められていること、毎年改定されることは承知している。
- ◆ 現状、アルバイトは最低賃金プラス300円を目処にしている。最低賃金が大幅に上がると影響が出るが、全国の状況を見るに上がらざるを得ないと思う。
- ◆ 高校生がアルバイトで働く時の賃金が最低賃金という感覚。一般の人が働く場合には最低賃金の金額ではないのではないかと思う。
- ◆ 最低賃金の引き上げはコストアップに直結する。また、扶養内での勤務時間がタイトになり、学生も含め雇いづらくなる。

最低賃金に関する行政及び 審議会への意見・要望

- ◆ 最低賃金額が1000円程度までは、30円/年程度の引上げが妥当ではないか。
- ◆ ただ、扶養範囲との関係などの問題もある。学生アルバイトに働いてもらっているが、現在、経済的に厳しい状況にある学生も多く、生活費を稼がなければならない事情から働けるだけ働きたいという人が多い。
- ◆ しかし、1200円から1500円の時給を支払うと、すぐに扶養範囲から外れてしまう。扶養の制限は大きい問題だと感じている。12月になったら働けない状態となることが頻発しつつあり、苦学生にとっては死活問題となっている。
- ◆ 制度としては、最低賃金引上げとあわせて、扶養控除等の制度についても変更しないと現実的でなくなると考えている。

事例 2 - 2

労働者からの意見聴取
対象者：宿泊部門の従業員

最低賃金に係る認識 1

- ◆ 最低賃金が定められていること、罰則付きの法律で定められていること、毎年見直されていることは知っている。
- ◆ 現在の山梨県の最低賃金額も知っている。
- ◆ 現在の山梨県最低賃金額898円は安いと思う。
- ◆ 最低賃金が法律で定められていることについては、物価に合わせての最低賃金だと思うので、賃金が安くなりすぎないで良いと思う。

最低賃金に係る認識 2 / 給料改定に関する要望

- ◆ 毎年の引上げで6年の間に139円引き上げられましたが、知らない人も多くいます。引上げのタイミングの間隔をあけて、引上げ時の額を大きくしたほうがインパクトも大きく、働く人へ周知できると思います。

【給料改定に関する要望】

- ◆ 少額でも定期昇給があると働く励みになる。

最低賃金に関する行政等への意見・要望

- ◆ 改定時は、わかりやすく50円とか100円単位にするといいと思う。

2023年7月27日

山梨労働局

局長 高西 盛登 殿

電機連合
議
山梨県甲

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出をする者が代表する基幹的労働者の範囲
山梨県において、電気機械器具等製造業を営む使用者に使用される労働者。
【13,739名】
2. 改正決定を申出る最低賃金の件名
【山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金】
3. 申出の内容
上記2の基幹的労働者に適用される最低賃金の改正の決定を求める。
なお、最低賃金額は最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申出の理由
(1) 申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者（又は使用者）の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。
(2) 申出産業は、山梨県における主要産業であり、生産額・出荷額のみならず、雇用者数のウェイトが高く、県内の賃金秩序に与える影響がきわめて大きいこと。
5. 添付書類
① 労働協約の写、② 賃金の最低額に関する労使協定、申し合わせ等（労働協約以外で書面によるもの）の写、③ 協議組織における合意の内容を表す書面の写、④ 機関決定の写、⑤ 個々の労働者又は従業員組織における合意書、⑥ 申出代表者に対する委任状、⑦ それぞれの合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数および当該地域内の同種の労働者の概数を記した書面
6. 疎明資料
① 2020年 工業統計調査結果報告 (山梨県)
② 令和4年 毎月勤労統計調査結果報告 (山梨県)



山梨県における電気機械器具製造業の事業所数と労働者数の概要

	産業分類	事業所数	労働者数
E28	電子部品・デバイス・電子回路	193	6,990人
E29	電気機械器具	169	7,907人
E30	情報通信機械器具	54	3,128人
	計	514	18,025人

※事業所数は常備1人以上の事業所

資料出所：平成28年経済センサスー活動調査（山梨県）

適用労働者数 13,739人

総務省「平成28年経済センサスー活動調査」の値から令和4年度実態調査で復元した適用除外労働者を差し引き算出した人数。

（上記のうち最低賃金の必要性に合意する者の内訳）

合意ケース	組合支部、事業所数	合意する人
労働協約適用	10	3,423
必要性の機関決議	8	1,395
計	18	4,818

(合意する者の事業所別内訳)

① 労働協約適用労働者

【3, 423人】

	事業所名	組合名	適用労働者数
1	(株)甲府明電舎	甲府明電舎労組	180
2	(株)甲府明電舎	明電舎労組広域支部中部分会甲府分室	62
3	NECプラットフォームズ(株)甲府/大月事業所	NECプラットフォームズ 労組山梨支部	450
4	富士通アイ・ネットワークシステムズ(株)	富士通アイ・ネット労組	247
5	YITOAマイクロテクノロジー(株)	YITOAマイクロテクノロジー労組	159
6	ファナック(株)	ファナック労組	956
7	住友電工デバイス・イノベーション(株)	住友電工デバイス・イノベーション労組	917
8	富士電機(株)山梨工場	富士電機労組山梨支部	305
9	(株)日立パワーデバイス山梨工場	日立パワーデバイス労組	104
10	東芝エレベータ(株)上野原事業所	東芝エレベータ労組上野原分会	43

② 必要性の機関決議

【1, 395人】

	事業所名	組合名	適用労働者数
1	TDK(株)甲府工場	TDK労組甲府支部	338
2	北富士オリジン(株)	北富士オリジン労組	43
3	(株)光電製作所 上野原事業所	光電製作所労組上野原支部	15
4	丸茂電機(株)山梨工場	丸茂電機(株)従業員組合山梨支部	60
5	シチズン電子(株)	シチズン電子労組	256
6	コニカミノルタメカトロニクス(株)	BMMEユニオン	115
7	横河マニュファクチャリング(株)甲府事業所	横河マニュファクチャリング労組	452
8	新旭電子工業山梨(株)	新旭電子工業山梨労組	116

【山梨県における生産額・出荷額・雇用者数】

	生産額(百万円)	出荷額(百万円)	従業員数(人)
製造業合計	2,235,985(102.2%)	2,254,448(101.2%)	57,797(98.4%)
電機産業計	430,820(100.3%)	431,256(99.7%)	12,686(104.4%)
電子部品・デバイス製造業	225,791(106.4%)	222,191(104.5%)	7,053(104.8%)
電気機械器具製造業	76,729(85.6%)	79,634(86.3%)	3,340(97.2%)
情報通信機械器具製造業	128,300(100.6%)	129,431(101.4%)	2,293(115.3%)
電機産業比率	19.27%	19.13%	21.95%

資料出所：令和3年(2021年)経済センサス活動調査

従業員30人以上()前年度比

【年間所定労働時間の実態】

2022年4月1日～2023年3月31日

富士通アイ・ネット 22. 4. 21～23. 4. 20

ファナック 22. 7. 1～23. 6. 30

住友電工デバイス 21. 12. 16～22. 12. 15

組合名	1日所定労働時間 (H:M)	年間労働日数 (日)	年間所定労働時間 (H:M)	年間休日日数 (日)
甲府明電舎	7:45	237	1836:45	128
明電舎	7:45	241	1867:45	124
NECプラットフォームズ	7:45	241	1867:45	124
富士通アイ・ネット	7:45	241	1867:45	124
YITOAマイクロテクノロジー	7:50	240	1880:00	125
ファナック	7:45	241	1872:25	124
住友電工デバイス・イノベーション	7:45	245	1898:24	120
富士電機	7:45	241	1867:45	124
日立パワーデバイス	7:45	242	1875:45	123
東芝エレベータ	7:45	241	1867:45	124

【疎明資料】

1. 2020年 工業統計調査報告（山梨県）

現金給与総額（基本給、諸手当、期末賞与等）年間

従業員規模		従業員数 (人)	現金給与総額 (万円)	平均年収 (万円)
4人以上	電子部品デバイス	7,403	4,062,889	548.82
	電気機械器具	4,308	1,736,490	403.08
	情報通信機械器具	2,255	1,294,332	573.98
4～9	電子部品デバイス	185	44,637	241.28
	電気機械器具	139	43,868	315.60
	情報通信機械器具	—	—	—
10～19	電子部品デバイス	287	85,549	298.08
	電気機械器具	360	124,111	344.75
	情報通信機械器具	90	25,817	286.86
20～29	電子部品デバイス	202	88,691	439.06
	電気機械器具	373	105,442	282.69
	情報通信機械器具	177	63,234	357.25
30～49	電子部品デバイス	513	181,976	354.73
	電気機械器具	200	73,381	366.91
	情報通信機械器具	126	45,395	360.28
50～99	電子部品デバイス	782	330,441	422.56
	電気機械器具	815	287,529	352.80
	情報通信機械器具	591	274,801	464.98
100 ～199	電子部品デバイス	855	413,107	483.17
	電気機械器具	988	391,004	395.75
	情報通信機械器具	—	—	—
200 ～299	電子部品デバイス	1,632	816,334	500.20
	電気機械器具	495	—	—
	情報通信機械器具	—	—	—
300人 以上	電子部品デバイス	2,947	2,098,154	711.96
	電気機械器具	938	—	—
	情報通信機械器具	1,271	885,085	696.40

平均年収は、総額÷人員の計算による

2. 令和4年 毎月勤労統計調査結果報告（山梨県）

産業別・性別 月間現金給与額（平均月額）

規 模	産 業	決まって支給する給与（円）		
		総 額	男	女
5人以上	産業計	246,143	311,453	177,636
	製造業	288,226	339,608	179,020
30人以上	産業計	277,239	335,645	199,856
	製造業	307,913	357,801	191,798

2023年7月27日

山梨労働局
局長 高西 盛登 様

基幹労連山梨県センター
委員長 [REDACTED]

自動車総連山梨地方協議会
議長 [REDACTED]

電機連合山梨地方協議会
議長 [REDACTED]

JAM甲信山梨県連絡会
会長 [REDACTED]

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により山梨県自動車・同附属品製造業の最低賃金の改正決定を求める申出を行うことに合意し下記のとおり申出る。

記

1. 申出をする者が代表する基幹的労働者の範囲
山梨県において、自動車・同附属品製造業を営む使用者に使用される労働者 3,292 人
2. 改正決定を申出る最低賃金の件名
山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金
3. 申出の内容
上記2の基幹的労働者に適用される最低賃金の改正決定を求める。
なお、最低賃金額は最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申出の理由
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数(または使用者数)が、概ね3分の1以上に達していること。
$$\frac{\text{賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 (1,151人)}}{\text{山梨県における自動車・同附属品製造業を営む使用者に使用される労働者数 (3,292人)}} > \frac{1}{3}$$

労働協約による最低賃金額=971円/時間
現在適用されている法定最低賃金額=961円/時間
5. 添付書類
①労働協約の写し
②申出合意書および委任状
③山梨県における自動車・同附属品製造業の労働者数の概数および、このうち当該労働協約の適用を受ける労働者の概数。

以 上



<参考資料>

各組織の内訳

事業所名	組合名	適用労働者数	年間所定労働時間	事業内最低賃金
三井金属アクト株式会社	三井金属アクト労働組合	125名	時間	円
日立 Astemo 株式会社	日立 Astemo 労働組合 山梨支部	892名	時間	円
ビヨズ株式会社	ビヨズ労働組合	8名	時間	円
株式会社アスクテクニカ	アスクテクニカ労働組合	100名	時間	円
盟和産業株式会社	盟和産業労働組合	26名	時間	円
合計		1,151名		

※2021年度 自動車・同付属部品製造業 適用労働者数	3,292名
--------------------------------	--------

地域別最低賃金と特定最低賃金の相違

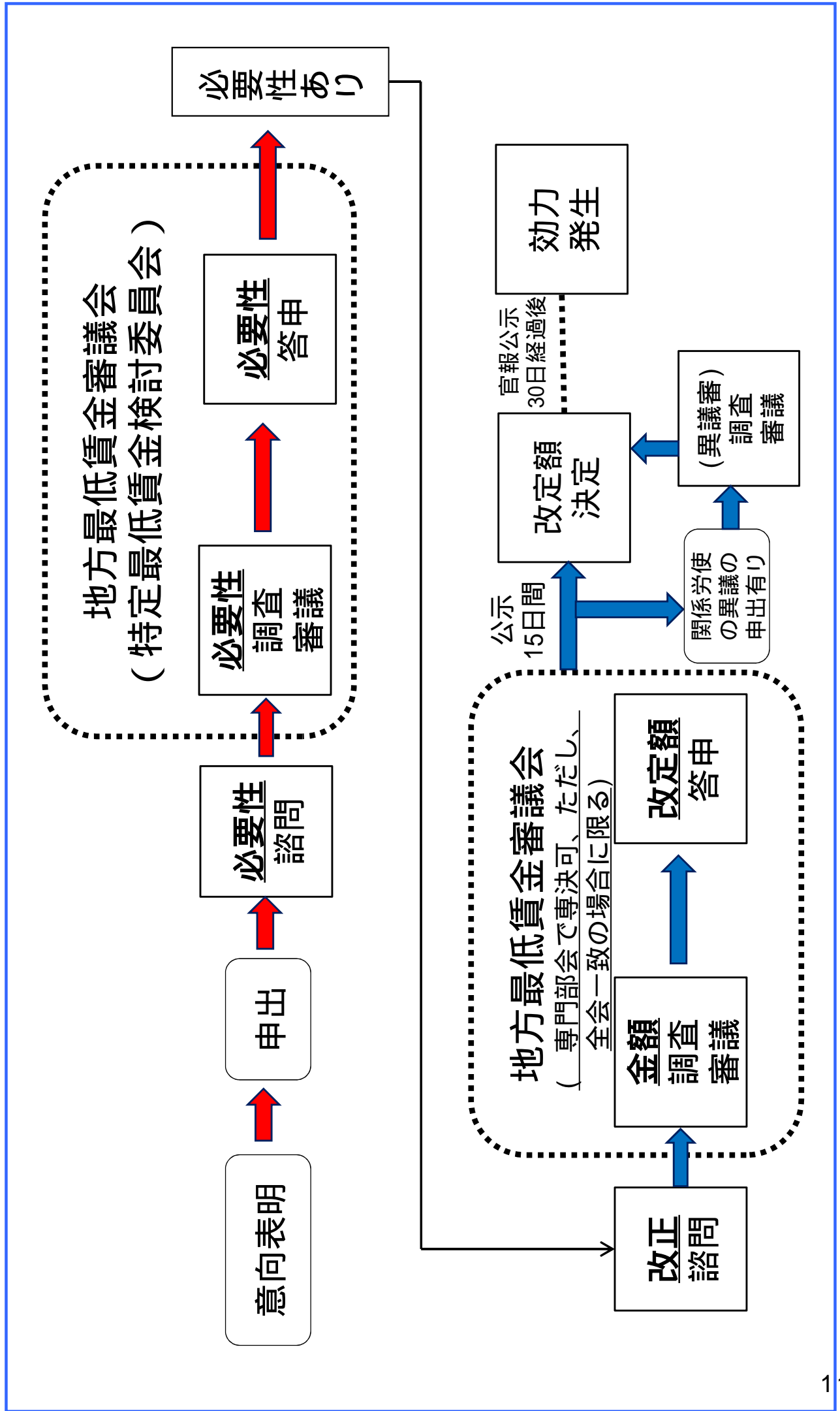
地域別最低賃金

- ・すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネット。
- ・都道府県ごとに、産業や職種を問わず決定（行政機関に決定を義務づけ。）。

特定最低賃金

- ・企業内における賃金水準を設定する際の労使の取組を補完。公正な賃金決定に資する。
- ・関係労使の申出により新設、改正又は廃止。
（関係労使の申出を受けた行政機関が最低賃金審議会の意見を聴いて決定。）
- * 関係労使のイニシアティブにより設定される民事的なルール
- * 特定最低賃金は、地域別最低賃金を上回るものでなければならない（最賃法第16条）。
- * 産業別最低賃金適用の考え方
 - ・原則として「小くくり」（日本標準産業分類の小または細分類）の産業ごとに適用。
 - ・当該産業の基幹的労働者に適用。

特定最低賃金の改正等の手順



特定最低賃金の決定等のポイント

決定等の申出要件（最低賃金法第15条第1項、昭和61年「運営方針」）

決定の場合

- ・ 同種の基幹的労働者の相当数（1 / 2以上）について、最低賃金に関する労働協約が適用されている場合
〔労働協約ケース〕
 - ・ 事業の公正競争を確保する観点から必要性を理由とする場合〔公正競争ケース〕
- 改正又は廃止の場合
- ・ 同種の基幹的労働者の相当数（概ね1 / 3以上）について、最低賃金に関する労働協約が適用されている場合〔労働協約ケース〕
 - ・ 事業の公正競争を確保する観点から必要性を理由とする場合〔公正競争ケース〕

必要性の審議

- ・ 必要性の有無は、新産業別最低賃金の趣旨にかんがみ、全会一致の議決に至るよう努力する。
（昭和57年中賃「了解事項」）

最低賃金法第16条の4の規定による関係労使の申し出に基づき最低賃金の決定、改正または廃止の必要性について労働大臣又は都道府県労働基準局長から意見を求められた場合は、新しい産業別最低賃金の設定の趣旨にかんがみ、最低賃金審議会は全会一致の議決に至るよう努力するものとする。

金額審議

- ・ 公労使各3名で構成する専門部会で審議。
- ・ 労使各委員のうち2名は、当該産業に直接関係する労働者・使用者を代表する者で構成。
- ・ 「金額審議」については、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましい。（平成14年中賃全協報告）

* 現在までのところ全会一致以外の運用はなされていない。

○ 昭和57年1月24日中央最低賃金審議会答申

「新しい産業別最低賃金の運用方針について」了解事項

前述の答申をとりまとめるに当たり、次の事項を了解した。

- 1 最低賃金法第16条の4の規定による関係労使の申出に基づく最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性について労働大臣又は都道府県労働基準局長から意見を求められた場合は、新しい産業別最低賃金の設定の趣旨にかんがみ、最低賃金審議会は全会一致の議決に至るよう努力するものとする。
- 2 この運用方針については、新しい産業別最低賃金の設定状況等をみて昭和60年度に再検討を行うものとする。

○ 昭和61年2月14日中央最低賃金審議会答申

「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」新産業別最低賃金の運用方針（抜粋）

●新運用方針の考え方●

①旧運用方針（昭和57年答申）の考え方を踏襲（全会一致了解事項を含む）する。

②基幹的労働者の取扱いを拡大する。

③改正・廃止申出の要件を緩和する。

④転換の場合の経過措置として申出要件等を緩和する。

●基幹的労働者の取扱い●

協約ケースによる申出の場合は、協約の適用労働者を基幹的労働者として取扱うことができる。

●改廃申出の要件緩和●

①協約ケースの場合は、概ね1/3以上に協約が適用されていること（新設は、57答申同様、1/2）。公正競争ケースの場合には、概ね1/3以上の合意がなされている場合が含まれること（57答申では、数値は明記されていなかった）。

●転換（昭和64年度前の転換申出を含む）の場合の経過措置●

①協約ケースの場合の申出要件緩和

概ね1/3以上（通常は概ね1/2以上）に協約適用で申出可。

②公正競争ケースの場合の必要性要件追補。

イ 旧産別最賃と地域最賃との金額差が大きく、廃止による格差拡大が予想されるか等も参考とする。

ロ・概ね1/3以上の合意による申出があった場合は、要件該当として取扱う。

③「くくり方」の取扱い

中分類以上のもものは、適用除外状況・団体組織状況・基幹的業務の共通性等を勘案し、合理的なくくり方を地賃で決定。

④「基幹的労働者」の取扱い

イ 年齢・業務等の適用除外が適切に行われた後は、基幹的労働者として取扱って差し支えない。

ロ 対象数は、原則1,000人程度を基準に、地域の実情に応じて決定。

○平成10年12月10日中央最低賃金審議会了承 「中央最低賃金審議会産業別最低賃金に関する全員協議会報告」(抜粋)

●基本的な考え方●

①産別最賃のあり方については今後時機を見てさらなる議論を深め、審議していくことが適当。

②産別最賃の運用面について一定の改善が図られることが適当。

●個々の産業別最低賃金についての審議の促進等●

①「産業別最低賃金(公正競争ケース)の審議に当たっての視点」「産業別最低賃金(公正競争ケース)の審議に当たっての審議参考資料」を参考として個々の産業別最低賃金について十分な審議を行うこと。

②必要に応じ、適用除外業務及び業種のくくり方について見直しを行うこと。

③公正競争ケースから労働協約ケースによる申出に向けての関係労使の努力を期待。

●産業別最低賃金の審議手続上の取扱いの改善●

①中小企業関係労使の意見の反映

イ 中小企業関係労使からの選任や当該産業の中小企業関係労使からの意見聴取に配慮すること。

ロ 合意の当事者に中小企業関係労使がより含まれるように努めることが望ましいこと。

②賃金格差疎明資料添付の徹底及び審議会の効率的運営

イ 申出者は公正競争ケースによる産業別最低賃金の決定等の申出の際の個別具体的な疎明に当たっては、賃金格差の存在の疎明のための資料の添付を徹底すること。

ロ 改正の必要性の審議に当たって、制度の趣旨を逸脱することがないと認められる場合には、一括して審議を行うこととする等、審議会の効率的運営に配慮すること。

○ 平成14年12月6日中央最低賃金審議会了承 「中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告」(抜粋)

● 基本的な考え方 ●

① 産別最賃設定の趣旨である関係労使のイニシアティブ発揮を中心とした改善の在り方について検討。

② 法改正を伴う事項も含めた産別最賃の在り方については、時機を見て新たに検討の場を設け、中長期的な視点から更なる議論を深めることが適当。

● 関係労使のイニシアティブ発揮による改善 ●

① 申出の意向表明後速やかに、関係労使当事者間の意思疎通を図ること。

② 「必要性審議」について、従来どおりの方法で行うか、当該産業の労使が入った場で行うかを、地域、産業の実情を踏まえつつ検討すること。

③ 「金額審議」については、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましいこと。

④ 行政の役割とあいまって、当該産別最賃が適用される関係労使がその自主的な努力により、産別最賃の周知及び履行確保に努めることが望ましいこと。

● その他の改善 ●

① 公正競争ケースから労働協約ケースによる申出に向けて一層努めること。賃金格差の存在を疎明するための資料の一層の充実を図ること。

② 産別最賃における「相当数の労働者」の範囲についても、原則として1,000人程度とし、地域、産業の実情を踏まえ、1,000人程度を下回ったものについては、申出を受けて廃止等について調査審議を行うこと。

③ 申出の意向表明後速やかに、事務局から当該産別最賃の基幹的労働者である適用労働者数等を明示し、関係労使に通知すること。

④ 産別最賃の表示単位期間の時間額単独方式への移行についても、地域、産業の実情を踏まえつつ検討すること。

令和5年度 最低賃金改正等の推進について

令和5年3月15日
山梨地方最低賃金審議会

当審議会は、最低賃金改正等の円滑な推進を図るため、審議会の審議運営等について次のとおり定める。

第1 審議会の審議運営等について

1 山梨地方最低賃金審議会の下に次の機関を置く。なお、特定の問題について、別途委員会を設ける場合は、審議会において協議した上で設けることとする。

- (1) 専門部会
- (2) 特定最低賃金検討委員会
- (3) 運営小委員会

2 各機関の役割等は、次のとおりとする。

(1) 山梨地方最低賃金審議会（以下「本審」という。）

ア 本審は、諮問の受理、答申、議決を行う。また、建議を行うことができる。

イ 運営等に係る事項については、関係法令及び山梨地方最低賃金審議会運営規程の定めるところによる。

(2) 専門部会

ア 専門部会は、地域別最低賃金及び各特定最低賃金の改正等に際してそれぞれ設置し、本審からの付議事項の調査審議を行う。

イ 委員数は、関係労働者を代表する委員（以下「労働者委員」という。）関係使用者を代表する委員（以下「使用者委員」という。）及び公益を代表する委員（以下「公益委員」という。）の各側3名とする。

なお、特定最低賃金専門部会における労働者委員及び使用者委員のうち各1名以上は本審委員を、また、各2名以上は当該決定を行う産業に係る代表をもって充てる。

ウ 専門部会での審議回数は、3回程度で結審するよう努力するが、必要に応じて予備日を設けることができる。

なお、各回の審議内容はおおむね次のとおりとし、平日に審議を行う。

第1回 - 辞令交付、部会長・同代理選出、審議日程の検討及び賃金状況等の把握

第2回 - 改正等に関する賃金状況等の審議

第3回 - 改正額に関する審議

予備日 - 改正額に関する審議

エ 特定最低賃金の改正に当たっては、最低賃金審議会令第6条第5項における「専門部会の決議をもって本審の決議とする」旨の規定の適用ができることとするが、この適用は、専門部会における決議が全会一致の場合に限ることとする。

オ 特定最低賃金については、昭和61年2月の中央最低賃金審議会（以下「中

賃審」という。) 答申の「新産業別最低賃金の運営方針」に沿って審議を行う。

また、その運営は平成10年12月の中賃審産業別最低賃金に関する全員協議会報告及び平成14年12月の中賃審産業別最低賃金制度全員協議会報告により行うこととするが、必要がある場合には運営小委員会等において運営面の改善について検討を行う。

カ その他運営等に係る事項については、関係法令及び専門部会運営規程の定めるところによる。

(3) 特定最低賃金検討委員会(以下「特定最賃検討委員会」という。)

ア 特定最賃検討委員会は、特定最低賃金の新設、改正又は廃止に係る申出が見込まれる場合に設け、申出内容について検討し、必要性に係る審議を行う。

イ 委員は、本審委員の公益委員、労働者委員及び使用者委員から各2名を選出し、会長が指名する。

なお、労働者委員及び使用者委員は、原則として当該検討を行う産業に係る委員をもって充てる。

ウ 運営等に係る事項については、運営小委員会運営規程に準ずる。

(4) 運営小委員会

ア 運営小委員会は、本審及び専門部会等の効率的な運営を図るために設け、日程及び審議事項の検討・調整等運営全般にわたり協議する。

イ 委員及び運営等に係る事項については、運営小委員会運営規程の定めるところによる。

3 審議で使用する資料は、原則として次のとおりとする。

(1) 最低賃金に関する基礎調査による賃金の実態(本年6月分)

(2) 勤労者世帯の生計費、生活保護に係る施策との整合性(生活保護費と山梨県最低賃金の1か月換算額との比較)に関する資料及び消費者物価指数の推移

(3) 毎月勤労統計調査及び賃金構造基本統計調査による賃金の実態

(4) 新規学卒者の初任給の状況

(5) 春季賃金引上げ要求と妥結状況

(6) その他必要な資料

第2 最低賃金改正の審議時期等について

1 山梨県最低賃金の改正諮問については、賃金の改定状況がある程度確認できる時期に受ける。

また、金額の改正審議については、中賃審の目安額が提示される時期に原則として前年度の実績を踏まえて行う。

2 特定最低賃金の改正決定の必要性の諮問及び金額改正等の諮問を受ける時期、また、審議運営は原則として前年度の実績を踏まえて行う。

3 本審議会の審議時期と山梨地方労働審議会における最低工賃の審議時期を考慮し、効率的な審議運営を図る。

4 上記の他、法令・規程等に定めがなく、かつ、審議に必要な事項については運営小委員会で協議し、決定する。

第3 議事録及び審議資料の公開について

本審議会の議事録及び会議の資料については、「山梨地方最低賃金審議会運営規程」に基づき、会議の一部又は全部を非公開としたものを除き、山梨労働局のホームページにおいて公開する。

なお、非公開としたものについても、議事要旨を山梨労働局のホームページにおいて公開するものとする。

2023年7月21日

山梨労働局長様
山梨地方最低賃金審議会会長様

山梨県労働組合総連
議長 [REDACTED]
甲府市徳行4-3-
[REDACTED]
平和
Tel 055-287-6116

「中小企業への支援を拡充させて、山梨地方の最低賃金を直ちに1,500円以上に引き上げ、地域間格差の解消を求める要請書」を提出いたします。中央最低賃金審議会長・厚生労働大臣・内閣総理大臣に対しても要請項目に基づき上申していただきますようお願いいたします。

■ 要請趣旨 ■

日本の最低賃金制度は、地域別にランク分けされ、諸外国に大きく見劣りする低水準に置かれています。地域間格差が大きく、最低賃金の低い地方からの若者などの流出が大きな問題になっています。私たちは、普通に働けば人間らしい生活ができる最低賃金の水準と全国一律最低賃金制度を求めます。山梨地方の最低賃金を、今すぐ1,500円以上に引き上げることを、政治の決断で実現してください。それこそが地域経済をあたため、人口減少社会に歯止めをかける確かな道です。全国労働組合総連合と地方組織が行っている「最低生計費試算調査」によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費は、時給1,500円以上必要との結果が出されています。

そのためにも、山梨県の地域経済を支える主役である中小企業・小規模事業者に最低賃金の引上げを保障する特別な財政措置を速やかに行うよう要請すること。あわせて、単価の不当な切り下げなど大企業の下請いじめを正すことなど、コストが価格に適正に反映される仕組みを早急に整備するよう国及び県に要請することを求めます。

■ 要請項目 ■

1. 山梨地方の最低賃金を直ちに1,500円以上に引き上げること。
2. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業に対する特別補助を早急に実現するよう、国・県へ要請すること。

■ 集約数 ■ 1741人
 44人

■ 提出日 ■ 2023年6月29日
 2023年7月21日

以上

最低賃金審議関係の統計調査について

○ 賃金改定状況調査

【調査の対象】

日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基づく次の産業に属する民営事業所のうち、常用労働者数が 30 人未満の企業に属し、1 年以上継続して事業を営んでいる事業所とする。

(ア) 製造業、(イ) 卸売業、小売業、(ウ) 学術研究、専門・技術サービス業、(エ) 宿泊業、飲食サービス業、(オ) 生活関連サービス業、娯楽業、(カ) 医療、福祉、(キ) サービス業（他に分類されないもの）

【調査事項】

(1) 事業所に関する事項

- イ 主要な生産品の名称又は事業の内容〔当年 6 月 1 日現在〕
- ロ 事業所の労働者数〔当年 6 月 1 日現在〕
- ハ 事業所の月間所定労働日数〔当年 6 月分〕
- ニ 事業所の通常労働日の 1 日の所定労働時間数〔当年 6 月分〕
- ホ 事業所の年間所定労働日数〔前々年度分、前年度分〕
- ヘ 賃金改定状況

(2) 労働者に関する事項

- イ 性、就業形態、年齢、勤続年数〔当年 6 月 1 日現在〕
- ロ 賃金形態〔前年 6 月分、当年 6 月分〕
- ハ 基本給額〔前年 6 月分、当年 6 月分（見込額）〕
- ニ 諸手当〔前年 6 月分、当年 6 月分（見込額）〕
- ホ 月間所定労働日数〔前年 6 月分、当年 6 月分〕
- ヘ 1 日の所定労働時間数〔前年 6 月分、当年 6 月分〕

○ 最低賃金に関する基礎調査

【調査の対象】

日本標準産業分類に基づく次の産業に属する民営事業所のうち、(ア)及び(イ)の産業については常用労働者 100 人未満を雇用している事業所とし、その他の産業については常用労働者 30 人未満を雇用している事業所とする。

ただし、次の産業以外の産業であっても、特定最低賃金が設定されている産業（調査実施年度に新たな特定最低賃金の決定の申出が見込まれる場合は、当該特定最低賃金が設定されることとなる産業も含む。以下同じ。）については、当該特定最低賃金の審議に必要な場合に限り、調査の対象とする。また、特定最低賃金が設定されている産業が、常用労働者 30 人若しくは 100 人以上を雇用している事業所が多くを占めており、特定最低賃金の審議に必要な場合は、30 人若しくは 100 人以上を雇用している事業所も調査の対象とする。

(ア) 製造業、(イ) 情報通信業のうち新聞業、出版業、(ウ) 卸売業、小売業、(エ) 学術研究、専門・技術サービス業、(オ) 宿泊業、飲食サービス業、(カ) 生活関連サービス業、娯楽業、(キ) 医療、福祉、(ク) サービス業（他に分類されないもの）

【調査事項】

(1) 事業所に関する事項

- イ 主要な生産品の名称又は事業の内容〔当年6月1日現在〕
- ロ 事業所の労働者数、〔当年6月1日現在〕

(2) 労働者に関する事項

- イ 性、就業形態、年齢、勤続年数、職種又は仕事の内容〔当年6月1日現在〕
- ロ 賃金形態〔当年6月分〕
- ハ 基本給額〔当年6月分（見込額）〕
- ニ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当及びその他の手当〔当年6月分（各見込額）〕
- ホ 月間所定労働日数〔当年6月分〕
- ヘ 1日の所定労働時間数〔当年6月分〕

○ 賃金構造基本統計調査

【調査の対象】

- ・ 産業 日本標準産業分類に基づく16大産業〔鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業及びサービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）〕
- ・ 事業所 5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所（5～9人の事業所については企業規模が5～9人の事業所に限る。）及び10人以上の常用労働者を雇用する公営事業所を対象とし、都道府県、産業及び事業所規模別に一定の方法で抽出した事業所を客体とする。

【調査事項】

(1) 事業所に係る事項

事業所の名称及び所在地並びに法人番号、主要な生産品の名称又は事業の内容、事業所の雇用形態別労働者数、企業全体の常用労働者数

(2) 労働者に係る事項

性、雇用形態、就業形態、最終学歴、新規学卒者への該当性、年齢、勤続年数、役職、職種、経験年数、実労働日数、所定内実労働時間数、超過実労働時間数、きまって支給する現金給与額、超過労働給与額、昨年一年間の賞与、期末手当等特別給与額、在留資格

山梨労発基 0802 第 1 号
令和 5 年 8 月 2 日

山梨地方最低賃金審議会
会 長 反 田 一 富 殿

山梨労働局長
高 西 盛 登

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械
器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 5 年 7 月 27 日付けをもって申出代表者電機連合山梨地方協議会議長三輪茂樹から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 21 年山梨労働局最低賃金公示第 3 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

山梨労発基 0802 第 2 号
令和 5 年 8 月 2 日

山梨地方最低賃金審議会
会 長 反 田 一 富 殿

山梨労働局長
高 西 盛 登

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の
必要性の有無について（諮問）

令和 5 年 7 月 27 日付けをもって申出代表者基幹労連山梨県センター委員長日野原頼人、自動車総連山梨地方協議会議長小野浩一、電機連合山梨地方協議会議長三輪茂樹及び J A M 甲信山梨県連絡会会長杉原孝一から最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金(平成 21 年山梨労働局最低賃金公示第 2 号)の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。